【評価の概要】

1. 評価対象に関する事項							
法人名	独立行政法人都市再生機構						
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度(第4期)					
	中期目標期間	令和元年度~5年度					

2. 評価の実施者に関する事項								
主務大臣	国土交通大臣							
法人所管部局	住宅局	担当課、責任者	住宅戦略官	家田 健一郎				
	都市局		国際・デジタル政策課	課長 武藤 祥郎				
			まちづくり推進課	課長 須藤 明彦				
			市街地整備課	課長 筒井 祐治				
			公園緑地・景観課	課長 片山 壮二				
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官	波々伯部 信彦				

3. 評価の実施に関する事項

評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下の通り。

- (1) 外部有識者意見聴取
- ・独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)の評価等に係る外部有識者として、下記5名に意見聴取を実施。(敬称略。五十音順。)

浅見泰司 東京大学大学院工学系研究科教授

井上由起子 日本社会事業大学専門職大学院教授

黒田克司 公認会計士

中井検裕 東京工業大学名誉教授

長沢美智子 弁護士

- ・意見聴取の方法としては、以下の2種類を実施。
- ① 事前ヒアリング (令和6年5月22日(水)~5月30日(木))

各外部有識者と国土交通省が共同して、個別に機構の自己評価(案)を中心に意見を聴取。

② 有識者会合(令和6年6月28日(金))

WEB 会議にて外部有識者に参加いただき、主務大臣の評価(案)を中心に意見を聴取。なお、議事概要を国土交通省ホームページにて公表することにより透明性の確保を図っている。

- ・上記①、②における外部有識者からの主な意見については、本資料の【総合評定】【項目別評定調書】ページにて適宜記載している。
- (2) 理事長ヒアリング (令和6年6月28日(金))
- ・上記有識者会合の場において、機構理事長石田優氏から、機構の業務実績・自己評価等についてヒアリングを実施。
- (3) 監事意見聴取(令和6年6月3日(月))
- ・機構監事から、機構の業務実績・自己評価等について意見聴取を実施。

4. その他評価に関する重要事項

該当なし

【総合評定】

1. 全体の評定						
評定			で の総合評定の状況			
(S, A, B, C, D)	B:全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
			В	В	В	В
評定に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施の算術平均(以下算定式の通り。)に最も近い評定が「B」評定であること及び下記「法人全体の評価」を踏まえ、		77.1.1日工人是日代/	E) VMLICA JC、	至文/文/同(V·)系百 C·	
	【項目別評定の算術平均】					
	(A4点×4項目×2+B3点×2項目×2+B3点×7項目)÷ (13項目+6項目)=3. 4⋯					
	⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。					
	※算定に当たっては評定毎の点数を、S:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い6項	頁目(項目別評定総括	舌表、項目別評定調書	参照)については加重	直を2倍としている。	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評定のとおり、機構の業務運営については、評価項目全13項目のうち4項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、9項目について「中期計画における所期の目標を達成して
	いる」と認められる。
	特に、災害からの復旧・復興支援、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、東日本大震災からの復興に係る業務の実施、財務体質の強化等の個別課題において優れた成果を上げており、法人全体としては、概
	ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
全体の評定を行う上で特に	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。
考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など						
項目別評定で指摘した課	該当なし					
題、改善事項						
その他改善事項	該当なし					
主務大臣による改善命令を	該当なし					
検討すべき事項						

4. その他事項	
監事等からの意見	総論として、機構の業務は法令等に従い適正に実施されているとの意見があった。個別には、以下の意見があった。
	・災害からの復旧・復興支援については、機構のノウハウや人材が活かせる分野であり、災害対応支援に大きく貢献している。また、能登半島地震において、発災直後から情報収集を行い、過去の災害対応の経験と知見
	を生かして職員の派遣を行って、迅速な生活再建に貢献している。
	・都市開発の海外展開支援については、オーストラリアにおいて、現地事務所を開設した効果もあり、新たにビクトリア州政府との覚書を交換し、メルボルン市内の都市開発支援を開始し、また、タイにおいて、海外の
	大手民間企業から初めて大規模開発の基本計画等作成業務を受託するなど、取組の具体化が進んでいる。
	・多様な世代が安心して住み続けられる環境整備については、子育てサポーターの本格的なサービス開始や、多様な主体との連携など、団地の強みを活かしたコミュニティ形成に貢献している。
	・持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進については、自治体や地元の方々と連携・協力の上、地域のために必要な機能の導入に努めており、地域課題の解決に貢献している。
	・東日本大震災からの復興に係る業務の実施については、大熊町での KUMA・PRE という拠点を活用した公民連携の仕組みづくり等により、関係交流人口の拡大に繋がる地域再生に貢献している。
	・財務体質の強化については、新たにサステナビリティボンドを発行し、財務体質の強化に貢献している。
その他特記事項	外部有識者から、法人全体に対する評価として以下の意見があった。
	・大臣評定で問題ないと考える。

機構に課せられ期待されている政策課題は、いずれも重く切実なものであり、財務の健全化を進めながらこうした課題を推進していることは評価に値する。単年度での評価という観点では特筆すべき点が多くはな く、やや押さえ気味な評価ではあるが、着実な達成とみるのが妥当と思われる。

・機構は、国の住宅政策の一翼を担う賃貸事業、地方では対処できない都市再生事業、災害列島日本における住宅の復興等を担う重要な組織であり、今後とも、これらの使命を果たすことが期待される。

【項目別評定総括表様式】

中期計画(中期目標)		年度評価			표미미			
	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	項目別	備考	
	年度	年度	年度	年度	年度	調書No.		
国民に対して提供するサービスその他の業務の	の質の向上	質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置						
1 政策的意義の高い都市再生等の推進	В	A	В	В	В	I -1	_	
(1)都市政策上の課題解決に資する都市再 生の推進	<u>B</u> O	<u>B</u> O	<u>B</u> O	<u>B</u> O	<u>B</u> O	I -1-1	_	
(2) 災害からの復旧・復興支援	AO	AO	AO	AO	AO	I -1-2	_	
(3)都市開発の海外展開支援	В	<u>A</u>	<u>B</u>	В	В	I -1-3	_	
2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられ る住まい・まち(ミクストコミュニティ) の実現	В	В	В	В	В	I -2	_	
(1) 多様な世代が安心して住み続けられる 環境整備	<u>A</u> O	<u>A</u> O	<u>A</u> O	<u>A</u> O	<u>A</u> O	I -2-1	_	
(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくり の推進	<u>B</u> O	<u>B</u> O	<u>B</u> O	<u>B</u> O	<u>B</u> O	I -2-2	_	
(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適 な暮らしの実現	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	<u>B</u>	I -2-3	_	
3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施(1)福島県の原子力災害被災地域における復興支援(2)津波被災地域における復興市街地整備事業の推進	<u>A</u> O	<u>A</u> O	<u>A</u> O	<u>A</u> O	<u>A</u> O	I -3	_	
業務運営の効率化に関する目標を達成するため	めとるべき	措置						
1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1)機動的・効率的な組織運営 (2)管理会計の活用による経営管理の向上 2 業務の電子化	В	В	В	В	В	II -1	_	
3 適切な事業リスクの管理等(1)事業リスクの管理(2)事業評価の実施4 一般管理費、事業費の効率化	В	В	В	В	В	II -2	_	
5 入札及び契約の適正化の推進	В	В	В	В	В	I I −3	_	
予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及で	び資金計画	i						
 財務体質の強化 予算 		1	AO	AO	AO	Ш	_	
	AO	AO	AU	Λ	110			

中期計画(中期目標)			표미미				
	R元 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	項目別 調書No.	備考
IV 短期借入金の限度額	_	_	_	_	_	IV	_
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようと するときは、その計画	_	_	_	_	_	V	_
VI 剰余金の使途	_	_	_	_	_	VI	_
│ WI その他業務運営に関する重要な事項							
1 施設及び設備に関する計画							
2 中期目標の期間を超える債務負担							
3 独立行政法人都市再生機構法(平成 15 年	_	_	_	_	_	VII-1	_
法律第 100 号) 第 33 条第 2 項 (附則第 12							
条第7項の規定により読み替えて適用する							
場合を含む。)に規定する積立金の使途							
4 内部統制の適切な運用 5 業務運営の透明性の確保等							
3 未効連合の透明性の維体等							
(1)業務運営の透明性の確保							
(2)情報セキュリティの確保	В	В	В	В	В	VII -2	_
(3) 個人情報の保護							
6 人事に関する計画							
(1) 方針							
(2) 人材育成							
(3) 人件費管理の適正化							
(4) ダイバーシティの推進							
7 保有資産の適切な管理・運用							
8 環境及び都市景観への配慮							
(1)地球温暖化対策の推進							
(2)建設副産物のリサイクルの推進 (3)環境物品等の調達							
(4)都市の自然環境の保全・創出	В	В	В	В	В	VII -3	_
(5)良好な都市景観の形成	ט					711 0	
9 国の施策等に対応した研究開発の実施及							
び成果の社会還元							
(1) 研究開発の実施							

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度(困難度)を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 「項目別調書 No.」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

(2) 成果の社会還元

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する	基本情報		
I — 1	1 政策的意義の高い都市再生等の推進		
業務に関連する政策・施策	政策目標 2:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現施策目標 7:良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する政策目標 4:水害等災害による被害の軽減施策目標11:住宅・市街地の防災性を向上する政策目標 7:都市再生・地域再生の推進施策目標25:都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠(個別法条 文など)	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 1 号から第 11 号まで、第 2 項第 3 号及び第 4 号、第 3 項並びに 附則第 12 条第 1 項第 6 号等
	政策目標12:国際協力、連携等の推進 施策目標43:国際協力、連携等を推進する		
当該項目の重要度、困難度	重要度:「高」 < I - 1 - 1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進> 都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等を呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。 < I - 1 - 2 災害からの復旧・復興支援> 国土強靭化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靭化を推進することとされているため。 難易度:「高」 < I - 1 - 1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進>地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。 < I - 1 - 3 都市開発の海外展開支援> 我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。		事前分析表(令和5年度)5-⑪、5-ሬの行政事業レビューシート番号 0101、0108、0109、0110、0348、0349、0351、0352

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット	(アウトカム) 情報							②主要なインプット情報(財務	情報及び人員は	こ関する情報)			
指標等	達成目標	基準値	R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度		R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		(前中期目標											
		期間最終年度											
		値等)											

3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実	績、年度評価に係る自	己評価及び主務大臣による	る評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務等	実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
						「政策的意義の高い都市再生	三等の推進」
						※細分化した項目(1)~	- (3) の評定の算術平均により算定
						(A 4 点× 1 項目× 2 + 1	B 3 点×1 項目×2 + B 3 点×1 項目) ÷ (3 項目+2 項
						目)=3.4点	
						⇒算術平均に最も近い評定は	は「B」評定である。
						※算定に当たっては評定毎の)点数を、S:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1
						点とし、重要度の高い項目に	こついては加重を2倍としている。
						評定	В
						<評定に至った理由>	'
						(1) 都市政策上の課題解	決に資する都市再生の推進について
						令和5年度における所期の)目標を達成していること、大都市から地方都市まで都市政策
						上の課題がより複雑で多岐に	こわたる中で都市再生等の推進を着実に実施していること、地
						方公共団体等からの評価によ	り取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定
						とする。	
						(2) 災害からの復旧・復	興支援について
						令和5年度における所期の)目標を上回っていること、発災時の円滑な対応に向けた活動
						を着実に実施し、これまでの)経験や活動を活かして災害発生時に優れた取組を実施してい
						ること、国、地方自治体等か	らの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案
						し、「A」評定とする。	
						(3) 都市開発の海外展開	支援について
						令和5年度における所期の)目標を達成していること、官民プラットフォームの活動や現
						地セミナーにより、日本企業	の参入に向けた環境整備が進められていること、JOIN との覚
						書の交換等、他機関との関係	※を強化し、将来的に我が国事業者の参入を促す効果が認めら
						れることを総合的に勘案し、	「B」評定とする。
						<指摘事項、業務運営上の課	果題及び改善方策>
						該当なし	
						<その他事項>	
						外部有識者からの主な意見	しは以下のとおり。
						・都市再生は機構ならではの	事業であり、地方の整備公社では対応が困難なまちづくりに
						貢献していると認められる	
						・都市政策上の課題解決に資	音する都市再生の推進(民間建築投資誘発効果2兆4,000億円
						規模、経済波及効果4兆7,	,000 億円規模の実績)、災害からの復旧・復興支援(災害対応
						支援要員の事前登録制度創	設、能登半島地震への支援として迅速な初動体制の構築等)、
						都市開発の海外展開支援、	いずれの柱も十分な貢献をしていることは評価できることで
						ある。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
1 政策的意義の高い都市再生等の推進								
(1)都市政策」	上の課題解決に資する都市再生の推進							
業務に関連する政策・施策	政策目標 2:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	都市再生機構法第11条第1項第1号から第11号まで、第2項					
	実現		第3号及び第4号、第3項並びに附則第12条第1項第6号等					
	施策目標 7:良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を							
	推進する							
	政策目標 4:水害等災害による被害の軽減							
	施策目標11:住宅・市街地の防災性を向上する							
	政策目標 7:都市再生・地域再生の推進							
	施策目標25:都市再生・地域再生を推進する							
当該項目の重要度、難易度 (困難度)	重要度:「高」	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表(令和5年度)5-⑪、5-②					
	都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により		行政事業レビューシート番号 0101、0108、0109、0110、0348、					
	都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等を呼び込み、立地する産業		0349、0351、0352					
	の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民							
	生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の							
	防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。							
	難易度:「高」							
	地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調							
	整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。							

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(アウト	トカム)情報							②主要なインプット情報(財	務情報及び人員	は関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R 2 年度	R 3年度	R 4 年度	R 5年度		R元年度	R 2 年度	R3年度	R 4年度	R 5年度
コーディネート及び事業の実 施地区数 (計画値)	330 地区	_	237 地区	262 地区	260 地区	252 地区	247 地区	予算額(百万円)	122, 463	133, 795	99, 907	69, 348	116, 00
コーディネート及び事業の実 施地区数 (実績値)	_	_	259 地区	273 地区	267 地区	264 地区	265 地区	決算額(百万円)	112, 424	101, 046	70, 383	76, 643	87, 57
達成率	_	_	109%	104%	103%	105%	107%	経常費用(百万円)	171, 372	122, 341	98, 801	61, 582	105, 7
都市再生事業等に係る民間建 設投資誘発効果 (計画値)	1.8 兆円	_	1.4 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.4 兆円	1.4 兆円	経常利益(百万円)	7, 835	47, 270	6, 284	7, 154	1, 70
都市再生事業等に係る建設投 資誘発効果 (実績値)	_	_	1.6 兆円	1.6 兆円	1.3 兆円	1.6 兆円	1.7 兆円	行政コスト (百万円)	171, 496	122, 638	98, 939	61, 779	105, 9
達成率	_	_	114%	100%	100%	114%	121%	従事人員数 (人)	752	773	782	785	7
都市再生事業等に係る経済波 及効果 (計画値)	3.6 兆円	_	2.8 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	2.8 兆円	2.8 兆円						
都市再生事業等に係る経済波 及効果 (実績値)	_	_	3.1 兆円	3.1 兆円	2.6 兆円	3.2 兆円	3.4 兆円						
達成率	_	_	111%	100%	100%	114%	121%						

注)主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

3	各事業年度の業務に係る目標、	計画	業務実績、	年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価
υ.			**/# ***/nu \	

3. 各事業年度の業務に係る目標
中期目標
Ⅲ 国民に対して提供するサ
ービスその他の業務の質の向
上に関する事項
1. 政策的意義の高い都市再
生等の推進
(1)都市政策上の課題解決
に資する都市再生の推進
人口減少・少子高齢化、グ
ローバルな都市間競争の激
化、東京一極集中、都市のス
ポンジ化の進展、施設・イン
フラの老朽化、ICT等技術
革新の進展、空き家・空き地
の増加等の経済社会情勢が変
化しており、これらの情勢の
変化に対応した都市機能の高
度化及び都市の居住環境の向
上を図り、併せて都市の防災
に関する機能を確保すること
が必要である。
都市再生に当たっては、民
間の資金やノウハウを最大限
引き出し、それを都市に振り
向け、新たな需要を喚起する
ことが求められている一方
で、多数の関係者間の意見調
整等が難しいことや、権利関
係が複雑で調整が難しいこと
等の課題があり、地方公共団
体や民間事業者のみでは都市
再生を進めることに困難な状

ウハウを最大限 れを都市に振り 需要を喚起する れている一方 係者間の意見調 ことや、権利関 整が難しいこと り、地方公共団 者のみでは都市 ることに困難な状 況が見られる。

このため、機構は、こうし た状況を踏まえ、都市再生を 的確に推進するため、機構の 公共性、中立性、ノウハウを 活かしたコーディネートを実 施するとともに、民間事業者、

I 国民に対して提供するサ ービス

中期計画

その他の業務の質の向上 に関する目標を達成する ためとるべき措置

1 政策的意義の高い都市再 生等の推進

(1)都市政策上の課題解決 に資する都市再生の推進

都市再生の推進に当たって は、都市の国際競争力と魅力 ICT等技術 を高める都市の再生、地域経 済の活性化とコンパクトシテ ィの実現を図る地方都市等の 再生、防災性向上による安全・ 安心なまちづくりが必要であ る。その際多数の関係者間の 意見調整や利害調整の困難 性、公共施設整備と民間の都 市開発事業とのスケジュール 当たっては、民|のミスマッチ、初動期の資金 確保の困難性、用地先行取得 等に関する民間事業者の負担 能力を超えたリスク、多様な ニーズに対応するまちづくり に係る地方公共団体のノウハ ウ・人材等が十分でないこと 等が都市再生を推進する上で の隘路となっている。

> を踏まえた広域的な視点や公 的機関としての中長期的な視 点を持って、機構の公共性、 中立性、ノウハウを活かし、 基本構想の立案から事業計画 の策定、関係者間の段階的な 合意形成等のコーディネート

の実施や、民間事業者・地方

このため、地域の政策課題

I 国民に対して提供するサ

年度計画

ービスその他の業務の質の 向上に関する目標を達成す るためとるべき措置

1 政策的意義の高い都市再 生等の推進

(1)都市政策上の課題解決 に資する都市再生の推進

都市再生の推進に当たって は、都市の国際競争力と魅力 を高める都市の再生、地域経 済の活性化とコンパクトシテ ィの実現を図る地方都市等の 再生、防災性向上による安全・ 安心なまちづくりが必要であ る。その際多数の関係者間の 意見調整や利害調整の困難 性、公共施設整備と民間の都 市開発事業とのスケジュール のミスマッチ、初動期の資金 確保の困難性、用地先行取得 等に関する民間事業者の負担 能力を超えたリスク、多様な ニーズに対応するまちづくり に係る地方公共団体のノウハ ウ・人材等が十分でないこと 等が都市再生を推進する上で の隘路となっている。

このため、地域の政策課題 を踏まえた広域的な視点や公 的機関としての中長期的な視 点を持って、機構の公共性、 中立性、ノウハウを活かし、 基本構想の立案から事業計画 の策定、関係者間の段階的な 合意形成等のコーディネート の実施や、民間事業者・地方 公共団体等とのパートナーシ

<主な定量的な指標>

コーディネート及び事業の 実施地区数 247 地区

主な評価指標

将来にわたる民間建築投資 誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1 兆 4,000 億円規模 経済波及効果 2 兆 8,000 億円規模

<その他の指標>

・地方都市等における支援地 方公共団体数(人事交流に よる人的支援を含む)

防災性向上による安全・安 心なまちづくりにおける支 援地方公共団体数(人事交 流による人的支援を含む)

<評価の視点>

・機構の公共性、中立性、/ ウハウを生かした、コーデ ィネートの実施や、民間事 業者・地方公共団体等との パートナーシップの下、政 策的意義の高い事業を実施 することにより、民間投資 を誘発し、都市再生の推進 を図ったか。

都市の国際競争力の強化と 都市の魅力の向上を図るた め、大都市等においては、 都市の魅力の向上に資する プロジェクトに積極的に関 与し、民間事業者等との多 様な連携の下、コーディネ ート及び都市再生事業を実

<主要な業務実績>

<主な定量的な指標>

コーディネート及び事業の実 施地区数 265 地区

業務実績

・将来にわたる民間建築投資誘 発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1 兆 7,000 億円規模 経済波及効果 3 兆 4,000 億円規模

<その他の指標>

・地方都市等における支援地方公 共団体数(人事交流による人的 支援を含む) 130 地方公共団体

防災性向上による安全・安心な まちづくりにおける支援地方 公共団体数(人事交流による人 的支援を含む)

50 地方公共団体

<評定と根拠> I-1-(1) 評定: B

自己評価

<評価の概要>

法人の業務実績・自己評価

令和5年度においては、我が国 の都市政策上の重要課題へ対応 するため、公的機関ならではの機 構の公平中立性、専門性、事業経 験に基づくノウハウや人材面で の強みを最大限発揮し、中期目標 における重要度及び難易度「高」 の当該目標について、265地区で コーディネート及び事業を実施 した。また、各地区の着実な事業 等の推進により、民間建築投資誘 発効果1兆7,000億円規模、経済 波及効果3兆4,000億円規模の実 績をあげており、いずれも計画値 を上回って達成した。

地域経済の活性化とコンパク トシティの実現を図るため、国や 地方公共団体等と緊密に連携す ることで機構の認知度が向上す るとともに、地方公共団体からの 要請に対応できる体制等の整備 を行うなどして、各地方公共団体 の進めるまちづくりに丁寧かつ 的確に対応した。

都市の防災性向上や減災対策 等を図るため、密集市街地では地 方公共団体等との適切な連携・役 割分担の下、整備改善・不燃化促 進するとともに、南海トラフ地震 等による津波被害を想定した事 前防災まちづくりの推進につい ても支援した。

政策的意義の高い都市再生等 の推進に当たっては、大都市にお

評定: B

<評定に至った理由>

年度計画等で定めた主な定量的な指標につ いては、以下のとおり所期の目標を達成してい ると認められる。

主務大臣による評価

- ・コーディネート及び事業の実施地区数につい て、機構の公平中立性、専門性、事業経験に 基づくノウハウや人材面での強みを最大限 発揮し、コーディネート及び事業を実施する ことにより、年度計画での目標「247 地区」 に対し、実績値「265 地区(達成率 107%)」 であった。
- 都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額に ついて、年度計画での目標「1兆4,000億円 規模」に対し、「1兆7,000億円規模(達成 率 121%)」であった。
- ・経済波及効果について、年度計画での目標「2 兆 8,000 億円規模」に対し、「3兆 4,000 億 円規模(達成率 121%)」であった。

機構は、都市再生の推進に当たって、①都市 の国際競争力と魅力を高める都市の再生、②地 域経済の活性化とコンパクトシティの実現を 図る地方都市等の再生、③防災性向上による安 全・安心なまちづくりを図るため、以下の取組 を実施した。

- ① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再
- ・大都市等においては、属性の異なる複数の関 係者が存在し、輻輳する複数の事業を一体的 に進めるコーディネートの難しい事業にお いても、利害関係者や各事業の調整を円滑に 進め、着実に事業を実施した。
- ② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実 現を図る地方都市等の再生
- ・地方都市等においては、国や地方公共団体等 と緊密に連携し、全国の地方公共団体からの

地方公共団体等とのパートナ ーシップの下、民間事業者と の共同出資による開発型SP Cの組成等多様な民間連携手 法を活用し、政策的意義の高 い事業を実施することによ り、民間投資を誘発し、都市 再生の先導的な役割を果たす こと。

公共団体等とのパートナーシ ップの下、政策的意義の高い 事業を実施することにより、 民間投資を誘発し、都市再生 の推進を図る。

なお、事業等の実施に当た っては、環境負荷の低減や自 然との共生、近未来技術の社 会実装について十分配慮する とともに、地区の実情に応じ た多様な事業等手法を活用す る。また、地域の多様な主体 が参画・連携するまちづくり の仕組み・組織である地域プ ラットフォームの形成や共同 出資による開発型SPCの活 用等により民間事業者等との 連携を図る。さらに、大規模 開発や高度利用によらない個 性や界隈性を活かした長期的 なエリア再生、公的不動産の 活用や公共公益施設再編によ るまちづくり、エリアマネジ ちづくりを推進する。

併せて、持続的に政策的意 義の高い都市再生を推進する に当たり、機構が負担する土 地の長期保有等の事業リスク に見合った適正な収益を確保 し、収益の安定化を図る。

を高める都市の再生

グローバルな都市間競争が 激化するなか、資金、人材、 技術等が集積し、我が国の経 済活動等の中核としての役割 を果たす大都市等において は、我が国経済を牽引するこ

① 都市の国際競争力と魅力 □ 都市の国際競争力と魅力 □ 都市の国際競争力と魅力 を高める都市の再生

国際的な都市間競争の激化 に対応し、都市の国際競争力 の強化と都市の魅力の向上を 図るため、大都市等において は、国際都市に向けた環境整 備、競争力を強化する交通イ とが期待される産業を育成したフラの整備や老朽化したイ し、また、グローバルな業務 │ ンフラの対策など、今後の我 │ ンフラの対策など、今後の我

ップの下、政策的意義の高い 事業を実施することにより、 民間投資を誘発し、都市再生 の推進を図る。

なお、事業等の実施に当た っては、環境負荷の低減や自 然との共生、近未来技術の社 会実装について十分配慮する とともに、地区の実情に応じ た多様な事業等手法を活用す る。また、地域の多様な主体 が参画・連携するまちづくり の仕組み・組織である地域プ ラットフォームの形成や共同 出資による開発型SPCの活 用等により民間事業者等との 連携を図る。さらに、交流・ 滞在空間の創出も視野に、大 規模開発や高度利用によらな い個性や界隈性を活かした長 期的なエリア再生、公的不動 産の活用や公共公益施設再編 によるまちづくり、エリアマ メント等による持続可能なま | ネジメント等による持続可能 なまちづくりを推進する。

> 併せて、持続的に政策的意 義の高い都市再生を推進する に当たり、機構が負担する土 地の長期保有等の事業リスク に見合った適正な収益を確保 し、収益の安定化を図る。

を高める都市の再生

国際的な都市間競争の激化 に対応し、都市の国際競争力 の強化と都市の魅力の向上を 図るため、大都市等において は、国際都市に向けた環境整 備、競争力を強化する交通イ ンフラの整備や老朽化したイ

施したか。

- ・地域経済の活性化とコンパ クトシティの実現を図るた め、地方公共団体とのパー トナーシップの下、観光・ 産業・子育て・福祉・環境 等地域の特性や資源を活か しながら、広域的な視点か らまちづくりを推進した
- 都市災害に対する脆弱性の 克服、自然災害が発生した 場合における被害の最小化 及び都市機能の安定的な継 続性の確保を図るため、地 方公共団体等を支援し、都 市の防災性の向上や減災対 策を推進したか。

① 都市の国際競争力と魅力を 高める都市の再生

民間事業者等多様な主体との 連携の下、各種制度を活用した事 業を実施した。また、国家的プロ ジェクトや拠点駅周辺等におい て、長期的な視点を持って、コー ディネート及び事業を実施した。 具体事例は以下のとおり。

フラの整備や地方都市等におけ る地域の特性や資源を活かした まちづくり、安全・安心なまちづ くりに当たっての都市災害に対 する脆弱性の克服等、複雑で多岐 にわたる都市政策上の課題があ る。それぞれの地区の課題や背景 に応じて、様々な立ち位置・役割 でまちづくりを実施・支援してお り、機構が関わることで、地方公 共団体や民間事業者だけでは成 し得なかった大規模な整備や新 たな価値の創出、投資の誘発、中 長期的な視点を持ったまちづく りを実現している。

ける競争力を強化する交通イン

要請に対応できるよう体制等を整備・強化し た結果、130 団体において支援(人事交流に よる人的支援を含む)を実施するに至った。 コンパクトシティの実現を図る地方都市等 の再生を推進し、各地域の特性を踏まえて地 域の活力を高める取組を着実に実施した。 ③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり

都市災害対策として防災性向上や減災対策等 を推進するため、50 地方公共団体において 安全・安心なまちづくりの支援を行い(人事 交流による人的支援を含む)、東日本大震災 における復興支援等から得た経験を活かし た南海トラフ地震による津波被害を想定し た事前防災まちづくり支援や、東京 23 区を 中心に西日本、地方都市も含む全国 19 エリ アにおける密集市街地改善支援等を推進し

また、こうした機構の取組に対して、地権者 等への丁寧な対応や個々の意向を踏まえた合 意形成等の調整力、事業ノウハウ・公平中立性 を活かした事業推進力等について、地方公共団 体等から評価を受けるなど、取組の効果が認め られる。

これらを踏まえ、令和5年度における所期の 目標を達成していること、大都市から地方都市 まで都市政策上の課題がより複雑で多岐にわ たる中で都市再生等の推進を着実に実施して いること、地方公共団体等からの評価により取 組の効果が認められることを総合的に勘案し、 「BI評定とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし

<その他事項>

評定について、外部有識者5名全員が「B」 マーケット開拓による地域の新 | 評定が妥当であるとの意見であった。

外部有識者からの主な意見は以下のとおり。

努力されている点は評価したいが、定量目標

① 都市の国際競争力と魅力を

「特定都市再生緊急整備地域」 全15地域のうち13地域でコーデ ィネート及び事業を実施するな ど、国家的プロジェクトに積極的 に関与した。具体的には、未開の たな魅力創出や公平中立性を活

かした輻輳する事業、属性の異な

<具体的な事例・評価>

高める都市の再生

11

を展開する企業の拠点等の立 | が国の経済基盤等の確立に必 | 地を促進するため、都市の国 | 要不可欠な国家的プロジェク 際競争力の強化及び都市の魅 力を高める都市再生を進める | 市機能の多様化、交通結節機 | 市機能の多様化、交通結節機 ことが必要である。

等において、都市の国際競争 供給の促進及び緑化の推進等 力の強化に必要となる経済基 による質の高い生活環境の確 盤の確立等に必要不可欠な国 保など、都市の魅力の向上に 家的プロジェクトや都市の魅し資するプロジェクトに積極的 力の向上に資するプロジェクトに関与し、民間事業者等との トに積極的に関与し、これら 多様な連携の下、これらの実 の実現に向けたコーディネー ト及び都市再生事業を実施するら事業計画策定、関係者間のる事業計画策定、関係者間の ること。

トや、土地利用の高度化、都 能の強化、公共空間の創出、 このため、機構は、大都市│都市景観の改善、良質な住宅│都市景観の改善、良質な住宅 現に向けた基本構想の立案か 段階的な合意形成等に係るコ ーディネート及び都市再生事 業を実施する。

> また、都市再生事業の実施 事業、土地区画整理事業等の 各種制度を活用して進める。

が国の経済基盤等の確立に必 要不可欠な国家的プロジェク トや、土地利用の高度化、都 能の強化、公共空間の創出、 供給の促進及び緑化の推進等 による質の高い生活環境の確 保など、都市の魅力の向上に 資するプロジェクトに積極的 に関与し、民間事業者等との 多様な連携の下、これらの実 現に向けた基本構想の立案か 段階的な合意形成等に係るコ ーディネート及び都市再生事 業を実施する。

また、都市再生事業の実施 に当たっては、市街地再開発 に当たっては、市街地再開発 事業、土地区画整理事業等の 各種制度を活用して進める。

る権利者等の協議調整等、民間事 業者等との多様な連携の下、都市 の国際競争力強化と魅力の向上 に大きく貢献した。

「新橋・虎ノ門エリア(東京都 進め、令和2年度に開業した東京

「品川駅周辺エリア(東京都港 区) | においては、過年度から継続 | 区) | においては、スケジュールを している駅北周辺地区と駅街区 | 遵守した各種調整・整備が必要と 地区に加え、令和5年度に土地区 されている。隣接して施行する再 画整理事業認可を迎えた西口地 開発事業、環状4号線整備、連立 区を合わせた3地区について、事 立体交差事業等の事業関係者と、 スケジュールを密に調整して事 業を推進し、複数の都市基盤整備 を一体的に推進することで、「国 際交流拠点・品川」の実現に寄与 した。

「北青山三丁目地区(東京都港 区) | においては、市街地再開発 | 区) | においては、特定緊急輸送道 事業の施行者として着実に事業 | 路である青山通り沿道の耐震化 を推進し、令和5年8月に事業計 と、都営住宅跡地の大規模利用転

「新橋・虎ノ門エリア(東京都 港区) | においては、エリアのま | 港区) | においては、まちづくり ちづくりに多面的に関与してき「ガイドライン等の策定支援から た。機構が事業主体となり整備を | 事業・コーディネートの実施、エ リアマネジメント活動や組合施 メトロ日比谷線虎ノ門ヒルズ駅│行再開発への参画まで、多面的・ については、令和5年7月に拡張 │継続的なエリアへの関与により、 まちの成長を促し、民間の活発な 「虎ノ門一丁目東地区(東京都 | 投資を誘導している。新駅整備に 港区) | においては、地権者及び | ついては、周辺のまちづくりを一 参加組合員として組合施行再開│体的に進めるための事業調整を 発に参画し、市街地再開発事業を | 担う機構が事業主体となり、交通 結節機能の強化に不可欠な駅の また、地域活動拠点について、整備を実施。新駅の開業を迎え、 令和5年6月にリニューアル開 │ 高度利用街区が集積するビジネ ス拠点へと変貌を遂げるエリア において、国際競争力強化に資す る交通結節機能の強化が図られ ている。

川駅周辺エリアに見られる関係各機関との 調整や中立的立ち位置を生かした将来ビジ ョンの策定等、機構でなければできない、課 題の解決方策を提示する能力、コンパクトシ ティの実現と地域経済の活性化等地方都市 が抱える課題への支援など、いずれの面にお いても、機構のノウハウと貢献が生かされる べき場面であり、今後の更なる活躍に期待し たい。

のコーディネート・事業実施地区数がA評定

・都市再生の推進は、新橋・虎ノ門エリア、品

には届かないため、B評定と判断する。

「品川駅周辺エリア(東京都港 業を着実に推進した。

推進。令和6年1月に着工した。

工事完成を迎えた。

業を迎えた。

「北青山三丁目地区(東京都港

			画認可を迎えた。	換を行い、青山の地域資源である	-
				文化・人材と緑を活かした「文化・	
				 流行の発信拠点」の創出が図られ	
				ている。	
			「うめきたエリア(大阪府大阪		
				市)」においては、基盤整備(土地	
				区画整理事業・防災公園街区整備	
			期開発事業から多面的・連続的・	事業)と民間事業者提案による公	
				共空間の一体的整備・施設誘導を	
				図ることで、「みどり」空間と「イ	
			令和6年度の先行まちびらきに	ノベーション」の融合拠点の形成	
			向けて、事業を着実に推進してい	を着実に推進している。また、近	
			る。	接しながら更新が滞る芝田エリ	
				アにおいては、保有地を活用して	
				地域価値向上に資する地域活動	
				等を実施している。これらの施策	
				を通じて、関西圏の広域中枢拠点	
				かつ業務・商業の一大集積地にふ	
				さわしいまちづくりの実現と更	
				なるエリア価値の向上に貢献し	
				ている。	
			「三宮クロススクエア東地区	「三宮クロススクエア東地区	
				(兵庫県神戸市)」においては、機	
				構の経験・ノウハウを活かして	
				市・鉄道事業者間の計画調整を実	
				施し、新駅ビルと公共施設を一体	
				で整備する計画となっている。本	
				整備を通じて、鉄道各社の駅をつ	
				なぐ公共動線や人と公共交通優	
			工式を迎えた。	なく五英動脈へ入る五英文通復 先の道路空間となる「えき≈まち	
			LMCKENICO	空間」の実現に貢献し、市の重要	
				施策である三宮周辺の再整備を	
				推進する。	
②地域経済の活性化とコンパ	② 地域経済の活性化とコン	② 地域経済の活性化とコン	② 地域経済の活性化とコンパ	② 地域経済の活性化とコンパ	
クトシティの実現を図る地方	パクトシティの実現を図る地	パクトシティの実現を図る	クトシティの実現を図る地方	クトシティの実現を図る地方	
都市等の再生	方都市等の再生	地方都市等の再生	都市等の再生	都市等の再生	
周辺地域を含む地域全体の	地方公共団体による持続可	地方公共団体による持続可	地方公共団体とのパートナー	国や地方公共団体等と緊密に	
活力の源泉である地方都市等	能な都市経営を実現するた	能な都市経営を実現するた	シップの下、地方都市が抱える	連携し、支援実績を積み上げるこ	

においては、地方公共団体にしめ、地方公共団体等を支援し、 よる持続可能な都市経営を実 地方都市や大都市圏の近郊都 現するため、地方公共団体等 市においては、地域経済の活 を支援し、地域経済の活性化│性化及び一定の人口密度を保│性化及び一定の人口密度を保 及び一定の人口密度を保ち都 市機能を適正に配置したコン パクトシティの実現を図る都 市再生を進めることが必要でしてる。 ある。

市等における現状を踏まえ、 実現を図る政策立案・施策の一の構想の立案、計画づくり、 すること。

ち都市機能を適正に配置した コンパクトシティの実現に向 けた都市構造の再構築を推進

その際、地域経済の活性化 このため、機構は、地方都しとコンパクトシティの実現を 図るため、地方公共団体との 取組を一層強化・推進するこ パートナーシップの下、観光・ ととし、地方公共団体等と連 産業・子育て・福祉・環境等 携しつつ、各地域の持つ資源 地域の特性や資源を活かしな 地域の特性や資源を活かしな や特性を踏まえ、地域経済の一がら、広域的な視点からまち 活性化とコンパクトシティの一づくりを推進し、まちづくり 具体化段階におけるまちづく│施策の具体化、関係者間の段│施策の具体化、関係者間の段 りの構想や計画づくり、施策|階的な合意形成等に係るコー の具体化等に係るコーディネーディネートを実施するととも ート及び都市再生事業を実施 に、集約すべき地域への都市 | 機能・居住の誘導、遊休不動 産や既存建物の有効活用、機 構による土地等の長期保有を 含めた低未利用地の再編や老 朽建物の再整備等を実施す

> また、事業等の実施に当た 施策との連携、民間事業者等 との連携等を図りながら、機 構が有するノウハウ・人材・

め、地方公共団体等を支援し、 地方都市や大都市圏の近郊都 市においては、地域経済の活 ち都市機能を適正に配置した コンパクトシティの実現に向 けた都市構造の再構築を推進

その際、地域経済の活性化 とコンパクトシティの実現を 図るため、地方公共団体との パートナーシップの下、観光・ 産業・子育で・福祉・環境等 がら、広域的な視点からまち づくりを推進し、まちづくり の構想の立案、計画づくり、 階的な合意形成等に係るコー ディネートを実施するととも に、集約すべき地域への都市 機能・居住の誘導、遊休不動 |産や既存建物の有効活用、機 構による土地等の長期保有を 含めた低未利用地の再編や老 朽建物の再整備等を実施す

また、事業等の実施に当た っては、国や地方公共団体の一っては、国や地方公共団体の 施策との連携、民間事業者等 との連携等を図りながら、機 構が有するノウハウ・人材・ ネットワークを活用して進め「ネットワークを活用して進め 様々な課題の解決に向け、コーデ 共団体の支援を積極的に推進し、 モデル都市」(国土交通省、内閣 府)、「ウォーカブル推進都市」(国 土交通省) への支援を実施した。 具体事例は以下のとおり。

とで、機構の認知度が向上し、地 ィネート及び事業による地方公 | 方公共団体からの相談が着実に 増加した。また、地方公共団体か 国が進める「新しいまちづくりの │らの要請に対応できるよう体制 等を整備・強化等してきたことに より、それらの多種多様な相談・ 課題に対し、地域の特性や資源を 活かすことを念頭に置き、広域的 な視点をもって、各地方公共団体 が進めるまちづくりに丁寧かつ 的確に対応した。具体的には、ま ちづくり関連計画の検討、官民連 携によるまちづくり組織の立ち 上げ等の支援を通して、各地方公 共団体が掲げる KPI (重要業績評 価指標)の実現に寄与し、130の 地方公共団体の支援を実施する に至った。

「長岡市中心市街地(新潟県長 取得・保有等により、市主導のま 業を推進している。令和5年7月 俵プレイス」が開業した。

「長岡市中心市街地(新潟県長 岡市) においては、機動的な土地 | 岡市) においては、市や地元のニ ーズに応じて、面的かつ継続的に ちづくりを支援・補完するととも 事業・コーディネートを実施して に、施行者として市街地再開発事 いる。エリアの核となる市街地再 開発事業を着実に推進すること には再開発事業で整備する「米百 | でコンパクトシティの実現に寄 与するとともに、隣接街区で土地 を取得し、その活用方策を地元主 導かつ持続可能なまちづくりへ の転換に寄与するよう検討を進 め、市の目指すまちづくりの実現 に貢献している。

「広島市基町相生通地区(広島 権利変換計画認可を迎えた。

「広島市基町相生通地区 (広島 県広島市)」においては、市街地再 │ 県広島市)」においては、原爆ドー 開発事業の代表施行者として事 | ム周辺の景観の改善や、事業区域 業を推進し、令和5年10月には「内に位置する変電所の機能中断 を伴わない直接移転・更新など、 まちの複数課題を一体的に解消 する事業スキームを提案・構築 し、官民連携による都心再生のリ

③防災性向上による安全・安 │ ③ 防災性向上による安全・ │ ③ 防災性向上による安全・ 心なまちづくり

自然災害の頻発化・甚大化、 密集市街地の存在、南海トラ│克服、自然災害が発生した場│克服、自然災害が発生した場 フ地震、首都直下地震等の発│合における被害の最小化及び│合における被害の最小化及び 生の危険性の高まり等災害に┃都市機能の安定的な継続性の┃都市機能の安定的な継続性の 係る課題が存在しており、大│確保を図るため、地方公共団│確保を図るため、地方公共団 規模な自然災害等が発生した 体等を支援し、密集市街地等 場合における都市の人的被┃の防災対策の推進が必要な区┃の防災対策の推進が必要な区 害・経済的被害の最小化や都 │ 域においては、地方公共団体 │ 域においては、地方公共団体 市機能の安定的な継続性の確│等と連携の上、道路・防災公│等と連携の上、道路・防災公 保を図るため、地方公共団体 | 園等のインフラ整備、老朽化 | 園等のインフラ整備、老朽化 等を支援し、必要な措置があ | したマンション等住宅・建築 | したマンション等住宅・建築

安心なまちづくり

都市災害に対する脆弱性の

安心なまちづくり

都市災害に対する脆弱性の 体等を支援し、密集市街地等

ーディングプロジェクトとして 市街地再開発事業を推進してい る。これらを通じて、市の目指す まちづくりの実現に寄与してい

「福山駅前地区(広島県福山 ションを行った宿泊施設が開設│現に向け、土地を取得・保有し、 成した。令和5年度には新たに土 | 有リスクを低減することで、リノ ている。また、「居心地がよく歩き 推進を支援している。 たくなるまちなか」の実現に向け て、公共空間や空き地を活用した 社会実験を実施している。

「沼津駅周辺地区(静岡県沼津 社会実験を年度内に6回実施し | 寄与している。

なまちづくり

安全・安心なまちづくりを推進 推進した。

「福山駅前地区(広島県福山 市) においては、取得した土地 市) においては、策定支援を行っ に、民間事業者が建物のリノベー | た「福山駅前再生ビジョン」の実 され、地元のまちづくり機運を醸 | 民間事業者の初期投資や土地保 地を取得し、着実に事業を推進し「ベーションによるまちづくりの

「沼津駅周辺地区(静岡県沼津 市)」においては、沼津市と共同で | 市)」においては、「沼津市中心市 ヒト中心のまちづくりを実践す「街地まちづくり戦略」に基づいて るプロジェクト「OPEN NUMAZU」を | 進められているプロジェクトを 実施し、令和5年度は、半年間に | 支援し、沼津駅前の保有地を活用 わたり公共空間に椅子や机を常し人々にとって使いやすく高質 設するといったまちなかの公共 | で魅力ある、ヒト中心の駅前空間 空間を活用するきっかけとなる | への再編、中心市街地の活性化に

③ 防災性向上による安全・安心 | ③ 防災性向上による安全・安心 なまちづくり

防災性向上や減災対策等を推 するため、地方公共団体等との適|進するため、密集市街地では、地 切な連携・役割分担の下、密集市 | 方公共団体等との適切な連携・役 街地の整備改善、防災公園整備や|割分担の下、老朽木造住宅の密集 事前防災まちづくりを積極的に│による建物倒壊や延焼の危険性 の高さ、狭隘な地区内道路による 首都圏では東京 23 区を中心に 住民の避難や緊急車両の進入の 多数の地方公共団体の要請を受 困難さ等の各地区の抱える課題 け、多様な事業メニューを活用ししに寄り添い、多様な事業メニュー た密集市街地改善を推進した。関 を活用した支援を行うことで、整 西圏においては、地方公共団体の|備改善・不燃化促進に大きく貢献

らかじめ講じられた防災性向┃物の更新などによる耐震化、 上による安全・安心なまちづ くりを進めることが必要であ る。

このため、機構は、都市災 害に対する脆弱性の克服のた 災対策を推進する。 め、密集市街地等の防災対策 の推進が必要な区域においしたっては、協議会や計画策定し て、地方公共団体等と連携し、への支援、避難路等及びこれ 都市の防災性の向上と減災対 策を推進するとともに、東日 備、土地取得等を通じた老朽 本大震災における復旧・復興 | 木造建築物の更新等による不 支援等でこれまで培ってきた 燃化促進や従前居住者用賃貸 経験・実績を活かし、南海ト 住宅の整備に加え、生活支援 ラフ地震対策等の事前防災に 向けた取組を推進すること。

また、マンションの管理者しする。 等からの委託を受けた場合に する必要のある分譲マンショ ートを実施すること。

ターミナル駅周辺等の帰宅困 難者対策、備蓄物資等を確保 した災害に強い拠点の整備な ど、都市の防災性の向上や減

密集市街地の整備改善に当 と一体的な沿道市街地の整 機能の導入等の住環境の向上 も含めた総合的な取組を推進

また、南海トラフ地震等に おいて、老朽化等により除却 ┃ 備える地方公共団体等に対し ┃ 備える地方公共団体等に対し て、東日本大震災における復 ンの再生に向けたコーディネー旧・復興支援等から得た経験 を踏まえた計画策定や避難施 設の配置などに係る支援を通 じて事前防災まちづくりを促 進する。

> マンションの管理者等から の委託を受けた場合には、老 朽化等により除却する必要の | 朽化等により除却する必要の ある分譲マンションの再生に | ある分譲マンションの再生に 向けたコーディネートを実施 する。

物の更新などによる耐震化、 ターミナル駅周辺等の帰宅困 難者対策、備蓄物資等を確保 した災害に強い拠点の整備な ど、都市の防災性の向上や減 災対策を推進する。

密集市街地の整備改善に当 たっては、協議会や計画策定 への支援、避難路等及びこれ と一体的な沿道市街地の整 備、土地取得等を通じた老朽 木造建築物の更新等による不 燃化促進や従前居住者用賃貸 住宅の整備に加え、生活支援 機能の導入等の住環境の向上 も含めた総合的な取組を推進

また、南海トラフ地震等に て、東日本大震災における復 旧・復興支援等から得た経験 を踏まえた計画策定や避難施 設の配置などに係る支援を通 じて事前防災まちづくりを促

マンションの管理者等から の委託を受けた場合には、老 向けたコーディネートを実施 する。

意欲等を足掛かりとして改善にした。 着手した。令和5年度には全国19 エリア(首都圏 17 エリア、関西 圏 2 エリア) にて事業を実施し

防災公園については、令和5年 度に1地区の整備が完了をした。

められている中、令和5年度は徳 島県や高知県において各種支援 を実施した。

具体事例は以下のとおり。

「東池袋エリア(東京都豊島 区) | においては、防災公園街区整 | 区) | においては、防災公園の整備 備事業や木密エリア不燃化促進 事業や従前居住者用賃貸住宅の│密集市街地整備の促進を通じて、 整備といった複数の手法を活用 して、区と連携したまちづくりを一る。また、防災公園の整備に当た 推進している。令和5年度には、 造幣局跡地の一部に誘致した大 | 導入した計画立案の実施や隣接 学が開設した。

「美波町 (徳島県)」において は、平成30年の協力協定の締結 は、安全・安心な暮らしを実現す 以降、高台造成及び防災公園整備 等の技術支援を継続して行って│フィスの誘致をはじめとする過 いる。令和5年度は、ハード面の | 疎地域振興の取組が推進されて 継続支援に加え、住民の防災意識 Nる。機構のノウハウを活かした 向上につながるワークショップ 等を開催した。

防災公園の整備によって、安全 性に課題がある地域においては 避難地が整備され、地域防災力向 上に寄与した。

また、東日本大震災における復 興支援等から得た経験を踏まえ、 また、南海トラフ地震対策等の 南海トラフ地震による津波被害 事前防災まちづくりの推進が求│を想定した事前防災まちづくり の支援も推進した。

> これらの結果、防災性向上によ る安全・安心なまちづくりに関 し、50の地方公共団体の支援を実 施した。

「東池袋エリア(東京都豊島 を通じた広域防災拠点の形成や まちの安全性向上を実現してい っては、首都圏初の Park-PFI を 街区への大学誘致等賑わい創出 を通じた地域価値の向上を実現 し、まちの複数課題の解消に貢献 している。

「美波町 (徳島県)」において る防災への取組と、サテライトオ 技術支援を行い、津波防災まちづ くりを推進するとともに、サテラ イトオフィス設置により町の目 指す過疎地域活性化への貢献を 企図している。

「弥生町三丁目周辺地区(東京

「弥生町三丁目周辺地区(東京

		都中野区)」においては、木密エリ	都中野区)」においては、狭隘道路	
		ア不燃化促進事業による機動的	と木造建築物が集積しており、発	
		な土地取得や主要生活道路の整	災時の市街地火災等の危険性が	
		備等、地区の特性に応じた多様な	高いため、区と協働のうえ、多様	
		施策を実施して、安全・安心まち	なメニューを活用した総合的な	
		づくりを推進した。令和5年度に	支援を行うことで、区の目指す防	
		は、地域住民の防災に関する意識	災まちづくりを推進し、密集市街	
		醸成につながる「弥生町ぼうさい	地の早期改善及び安全性の向上	
		夏市」(R5.8)を地元と連携し開催	に貢献した。	
		した。		
		「舞鶴公園 (福岡県福岡市)」に	「舞鶴公園(福岡県福岡市)に	
		おいては、機構が整備した防災公	おいては、防災公園の供用開始に	
		園が、令和5年10月に供用開始	より避難場所の拡充が図られ、福	
		され、事業を完了した。	岡市中心部の防災性向上に寄与	
			した。また、本事業により、福岡	
			高等裁判所等跡地を防災公園と	
			して整備し、裁判所等の移転先の	
			六本松地区の市街地整備を一体	
			的に実施することで、福岡市内の	
			公共公益施設再編に貢献した。	
		「藤枝総合運動公園(静岡県藤	「藤枝総合運動公園(静岡県藤	
		枝市)」においては、過去に機構が	枝市)」においては、機構がノウハ	
		整備した大規模公園施設の改修	 ウ・マンパワーを補完し、防災機	
		について、設計・工事を受注して	 能を持つサッカー場の再整備を	
			 限られたスケジュールを遵守し	
		ックスタンド改修工事が完了し、	て実施することで、危機管理体制	
		 令和6年1月に供用開始された。	 の強化・サッカーを核としたまち	
これまでの経	験や専門知識 これまでの経験や専門知識	-	 づくりの推進という市の重要施	
を活かしつつ、			策の実現に寄与している。	
	る都市再生を 課題解決に資する都市再生を			
	中期目標期間 推進するため、令和5年度中		 以上により、年度計画における所	
	おいてコーデ に 247 地区においてコーディ		期の目標を達成していることか	
イネート及び事			ら、B評定とする。	
中期目標期間以				
	000 億円規模 来的に 1 兆 4,000 億円規模			
の民間建築投資				
	模の経済波及 模)の民間建築投資を誘発し、			
効果を見込む。	2 兆 8,000 億円規模(累計で			
, marketizes.	4 兆 2,000 億円規模) の経済			
	1762,000 応日が原人 7/柱角			

	波及効果を見込む。		
	以 及		

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、翌事業年度への繰越しによる支出の減によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I E	民に対して提供する	サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき	#置			
1	1 政策的意義の高い都市再生等の推進					
	(2) 災害からの	復旧・復興支援				
業務に関連する政策・施策		政策目標 7:都市再生・地域再生の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	都市再生機構法第 11 条第1項第6号並びに第2項第1号及び		
		施策目標25:都市再生・地域再生を推進する		第8号等		
当該項目の重要度、難易度(困難度)		重要度:「高」	関連する政策評価・行政事業レビュー	_		
		国土強靭化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備				
		えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようと				
		も、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することと				
		されているため。				

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット (アウト)	カム) 情報							②主要なインプット情報(財務		.関する情報)			
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R 2 年度	R3年度	R 4 年度	R 5 年度		R元年度	R 2 年度	R3年度	R 4年度	R 5 年度
機構の働きかけによる啓発活 動の実施回数(計画値)	50 回	_	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回	予算額(百万円)	122, 463	133, 795	99, 907	69, 348	116, 007
機構の働きかけによる啓発活 動の実施回数(実績値)	_	_	27 回	18 回	34 回	37 回	45 回	決算額(百万円)	112, 424	101, 046	70, 383	76, 643	87, 572
達成率	_	_	270%	180%	340%	370%	450%	経常費用(百万円)	171, 372	122, 341	98, 801	61, 582	105, 745
復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 (計画値)		_	10 団体	10 団体	10 団体	10 団体	10 団体	経常利益(百万円)	7, 835	47, 270	6, 284	7, 154	1, 706
復旧・復興に資する機構との関 係構築を行った地方公共団体 の数 (実績値)		_	18 団体	13 団体	14 団体	13 団体	13 団体	行政コスト(百万円)	171, 49	122, 638	98, 939	61, 779	105, 991
達成率	_	_	180%	130%	140%	130%	130%	従事人員数 (人)	752	773	782	785	777

注)主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

	、計画、業務美額、年度評価に	係る自己評価及び主務大臣による	5評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 災害からの復旧・復興	(2) 災害からの復旧・復興	(2) 災害からの復旧・復興	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>I-1-(2)	評定: A
援	支援	支援	機構の働きかけによる啓発	<主な定量的な指標>	評定: S	
南海トラフ地震や首都直下	南海トラフ地震や首都直下	南海トラフ地震や首都直下	活動の実施回数 10回	・機構の働きかけによる啓発活動		<評定に至った理由>
1震、豪雨災害等の大規模な	地震、豪雨災害等の大規模な	地震、豪雨災害等の大規模な	・復旧・復興に資する機構と	の実施回数	<評価の概要>	年度計画等で定めた主な定量的な指標に
然災害等が発生するおそれ	自然災害等が発生するおそれ	自然災害等が発生するおそれ	の関係構築を行った地方公	45 回	発災時には国からの要請に基	ては、以下のとおり所期の目標を上回る成
あるなか、大規模な自然災	のあるなか、国、関係機関と	のあるなか、令和元年7月に	共団体の数 10 団体	・復旧・復興に資する機構との関	づき地方公共団体への支援を適	得られていると認められる。
等が発生した場合における	の連携の強化を図り、地方公	災害対策基本法における指定		係構築を行った地方公共団体	切かつ迅速に実施した。	・機構の働きかけによる啓発活動の実施回
び災地域の復旧・復興を円滑	共団体等に対し機構の事前防	公共機関に指定されたことを	<その他の指標>	等の数	特に被害が甚大であった令和	ついて、東日本大震災の復興支援から得
実施することが必要であ	災及び復旧・復興支援に係る	踏まえ、国、関係機関との更	・被災地方公共団体への被災	13 団体	6年能登半島地震においては、中	訓の機構外への継承や、自治体の個別ニ
00	啓発活動を行うとともに、災	なる連携の強化を図り、地方	建築物応急危険度判定士、		期目標期間に取り組んできた災	を踏まえた災害対応力の向上等を目的
このため、機構は、東日本	害発生時には地方公共団体に	公共団体等に対し機構の事前	被災宅地危険度判定士、応	<その他の指標>	害対応支援登録者制度の創設等	て、オンライン等で積極的に発信するこ
震災における復旧・復興支	対して、東日本大震災におけ	防災及び復旧・復興支援に係	急仮設住宅建設支援要員そ	・被災地方公共団体への支援職員	の体制整備や実践的な研修・訓練	より、年度計画での目標「10 回」に対し
等でこれまで培ってきた経	る復旧・復興支援等から得た	る啓発活動を行うとともに、	の他職員派遣数	の派遣数	の継続的な実施が発災直後から	績値「45 回(達成率 450%)」であった。
・実績や保有する専門性、	経験を活かした積極的な支援	災害発生時には地方公共団体	・被災地方公共団体との間で	延べ 379 人・日	のプッシュ型での情報収集を可	・復旧・復興に資する機構との関係構築(
ウハウを活かし、次の取組	を行う。	に対して、東日本大震災にお	締結した発災後支援に係る	・災害発生時の迅速かつ円滑な復	能とし、被災地の状況や関係機関	部局間における連絡体制の構築等)を行
行うこと。		ける復旧・復興支援等から得	協定等の件数	旧・復興支援のための機構職員	の初動対応状況を確認すること	地方公共団体等の数について、オンライ
災害が発生した場合におい		た経験を活かした積極的な支	・災害発生に伴い被災地方公	に対する訓練、研修等の実施回	で円滑な支援開始につながった。	活用し継続的に地方公共団体等との関係
て、復旧・復興を促進する		援を行う。	 共団体から要請を受けた災	数	復旧支援として、応急仮設住宅建	りを実施したこと等により、年度計画で
ため、国等からの要請・依			害復興等のコーディネート	12 回	設支援等の支援要請に対し、被災	標「10 団体」に対し、実績値「13 団体
頼に応じ、発災後の初動対			及び事業(災害発生に伴い		地のニーズに応じた技術・経験を	成率 130%)」であり、全 47 都道府県との
応、復興に係るコーディネ			被災地方公共団体からの要		保有する職員を派遣した。現地で	構築が完了した。
ート等に積極的に取り組む			請に基づく市街地整備、災		支援を行う応援職員の派遣元の	
こと。			害公営住宅の建設等)の実		地方公共団体が定期的に入れ替	機構は、災害からの復旧・復興支援の推
災害発生時の迅速な対応が			施地区数等		わる中、機構は継続して職員派遣	当たって、①災害からの復旧支援、②災害
可能となるよう、人材の育			・災害発生時の迅速かつ円滑		を行い、複数の地方公共団体から	の復興支援、③発災時の円滑な対応に向け
成、ノウハウの蓄積・継承			な復旧・復興支援のための		派遣される応援職員が円滑に復	動として、以下の取組を実施した。
を行うとともに、復旧・復			機構職員に対する訓練、研		旧支援を進められるよう現場を	① 災害からの復旧支援
興支援に取り組むことがで			修等の実施回数		マネジメントする役割を担った。	・大規模災害発生時における現地情報収集
きる機構の組織体制を構築					その他、大雨被害への支援として	めの地方整備局へのリエゾン派遣のほか
すること。			 <評価の視点>		埼玉県、福岡県及び富山県におけ	和5年梅雨前線による大雨災害における

- 和5年梅雨前線による大雨災害における住家 の被害認定業務支援、令和6年能登半島地震 における応急仮設住宅建設支援や被災宅地危 険度判定広域支援等を実施するなど、延べ 379人・日の職員派遣等を行った。

る住家の被害認定業務の支援を

行った、秋田県秋田市において、

被害認定調査のマネジメントを

行うことで、罹災証明書の早期発

いて、当初は国の指示を受けて支

援を行っていたが、機構の被災地

支援でのノウハウを活用し現場

- すること。
- ・地方公共団体等における人 材の育成、ノウハウの醸成、 復旧・復興への対応能力の 向上を図るため、事前防災、 復旧支援及び復興支援に係 る研修や啓発活動、復旧・ 復興に資する機構と地方公 共団体等との関係構築を行

- <評価の視点>
- ・災害発生時には、地方公共団 体に対して、東日本大震災 における復旧・復興支援等 から得た経験を生かした積 極的な支援を行ったか。
- ・国・関係機関との連携の強化 を図り、地方公共団体等に 対して事前防災及び復旧・

- 行に大いに寄与した。被災地にお ② 災害からの復興支援
 - ・令和6年能登半島地震において、都市局リエ ゾンと共に被災地方公共団体に対し、復興ま ちづくりの検討状況や機構の支援の可能性に

	うこと。	 	復興支援に
			行ったか。
			・これまでの後
			経験を活か
			体等と、関係
			る連絡体制の
			復興に資する
			たか。

係る啓発活動を

復旧・復興支援の いし、地方公共団 関係部局間におけ 制の構築等復旧・ する関係を構築し

の状況に応じた積極的かつ自発 的な支援を提供できる段階まで になったことも、質的にも大いに 向上した点である。令和6年能登 半島地震における復興支援にお いて、都市局リエゾンと共に被災 した7市町の復興に係る意向確 認や、機構が実施可能な市街地整 備支援メニューの提案等の復興 まちづくり計画策定支援を開始 した。各種支援のため、令和5年 度において1年間で過去4年間 を大きく上回る延べ379人・日の 職員を派遣し、被災者の生活再建 支援等に大きく貢献した。

平時においては、地方公共団体 と顔の見える関係づくりに積極 的に取り組むことで、令和5年度 の計画値を上回る 13 県 (達成率 130%) と新たに関係を構築し、機 興に資する関係構築が完了した。 的かつ継続的な意見交換を通じ、 災害対応に係る体制や人材育成 等に関する課題把握に努めたほ 体においても防災意識が高まる 勘案し、「A」評定とする。 中で、全国的な組織である機構が 取り組むまちづくりや災害対応 | 支援の経験・知見の提供希望も多 く、計画値を大幅に上回る 45 回 (達成率 450%) の研修・啓発活 動を実施した。研修については、

係る情報収集を行い、被災市町の意向の確認 や、機構が実施可能な市街地整備支援メニュ 一の提案等を実施した。

- 防災集団移転促進事業の受委託契約を締結し た大洗町に対して、まちづくりや事業推進に 向けたアドバイス、計画立案支援等を継続し て実施している。
- ③ 発災時の円滑な対応に向けた活動
- ・平時から復興までの知見やノウハウをまとめ た研修を「防災研修プログラム」としてパッ ケージ化するとともに、地方公共団体等のニ ーズに応じて提供し、地方公共団体等の災害 対応力向上に寄与した。
- ・人材育成・ノウハウ継承として、機構職員に 対する訓練・研修等を12回実施した。特に、 東日本大震災の復興支援から得られた教訓や ノウハウの継承を目的とした社内研修を強化 した。

また、こうした機構の取組について、イベン トや自治体の研修において講義・講演を実施し、 構の団地や事業地区の有無に関┃具体的経験を踏まえた説明が参加者から評価さ わらず全ての都道府県と復旧・復 れるなど、災害からの復旧・復興支援に係る取 | 組の効果が認められる。一方で、量的・質的に 関係構築済団体に対しては、積極 ┃ 顕著な成果が得られているとまでは認められな

これらを踏まえ、令和5年度における所期の か、現地派遣の経験がある機構な | 目標を上回っていること、発災時の円滑な対応 らではの啓発活動を通じて関係 | に向けた活動を着実に実施し、これまでの経験 の深化を図った。啓発活動におい「や活動を活かして災害発生時に優れた取組を実 ては、近年の災害の頻発化を踏ま│施していること、国、地方自治体等からの評価 え、被災経験の少ない地方公共団 | により取組の効果が認められることを総合的に

> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし

<その他事項>

評定について、外部有識者1名が「S」評定、 これまで機構が培った平時から 4名が「A」評定が妥当であるとの意見であっ

			12		た。
			—————————————————————————————————————	印見やノウハウに加え、流域治水	外部有識者からの主な意見は以下のとおり。
			l i	こ係る知見など近年の豪雨災害	・目標値に対して実績値が高いため達成率は高
			7,	などの新たな社会課題に対応す	くなっているが、この数値は著しく高く評価
			7	るメニューを組み込み「UR防災	するべきものではなく、過年度の評価設定か
			有	研修プログラム」としてパッケー	らも、A評定で設定することはやむを得ない
			3	ジ化した。同プログラムは地方公	かと考える。
			#	共団体等のニーズを踏まえ、これ	・啓発活動において研修プログラムとしてパッ
			or C	までの災害対応や復興の現場で	ケージ化した点、自治体職員向けに研修を行
			0	の経験を基に、応急・復旧・復興	っている点も評価できる。令和4年度に作成
			0	の各フェーズを見据えて平時に	したケースメソッド方式の演習研修が1回の
			٤	どのように備えておくべきかに	みである点は惜しまれる。各研修において、
				ついて、機構独自の視点を随所に	正解のない課題に対して参加者が考え、対話
				盛り込んで解説したものであり、	し、振り返り、気づく、この要素をどう組み
			月	地方公共団体等の災害対応力向	込んでいくかが重要と思われる。第5期中期
				上に寄与するとともに、被災経験	目標での展開を期待したい。
			0	の少ない地方公共団体へのノウ	・啓発活動について、目標値の 10 回に対して実
			,	ハウ提供ツールとしても非常に	績値 45 回は素晴らしい実績であり、また能登
			i i	高い評価を得ており、研修内容の	半島地震の初期対応についても高く評価すべ
			屋	質も向上しているといえる。	き点はあるものの、質的に期待を上回る顕著
				以上により、関係構築及び啓発	な実績があるとまでは言い難く、S評定では
			र्भे	舌動について定量目標を大幅に	なくA評定と判断する。
			į.	達成したことはもちろん、さら	・災害からの復旧・復興支援や発災時の円滑な
			l i	こ、被災地での経験等を反映させ	対応に向けた活動やそのための関係構築は、
			7	た実践的な研修・訓練等を継続的	定量的指標を大きく上回り、中でも能登半島
			l i	こ実施するなど、機構の災害対応	地震においては初期の迅速な対応が評価され
			l i	こ向けた体制強化を積み重ねて	る。
			3	きた結果、令和6年能登半島地震	・平時より、地方公共団体等との復旧・復興に
			l i	こおいて、復興支援も見据えた迅	資する関係構築や、「防災研修プログラム」の
				速かつ幅広い支援に繋がるなど、	パッケージ化に取り組んでいる点について、
			枝	幾構の災害対応が質的に大きく	高く評価したい。
			Įį	句上していることを総合して勘	
			3	案し、S評定とした。	
				<具体的な事例・評価>	
① 災害からの復旧支援	① 災害からの復旧支援	① 災害から	らの復旧支援 (1)	① 災害からの復旧支援	
災害が発生した際には、窓	災害が発生した際には、窓	令和5年植	梅雨前線等による大	豪雨や地震の発災前又は直後	
口を通じた情報収集や支援準	口を通じた情報収集や支援準	雨や令和6年	年能登半島地震におした	から、国・地方整備局へのメール	
備等初動対応を図る。また、	備等初動対応を図る。また、	いて、職員延		車絡やリエゾン派遣による情報	
国等からの要請・依頼に応じ	国等からの要請・依頼に応じ	を実施した。		又集を迅速に実施した。	
て、危険度判定士や応急仮設	て、危険度判定士や応急仮設	具体の内容	容としては、住家の被	令和5年梅雨前線による大雨	

住宅建設支援要員の派遣等の 住宅建設支援要員の派遣、住 害認定業務支援(埼玉県、富山県、 等における住家の被害認定業務 支援を迅速に行うとともに、 家の被害認定調査等の支援を 福岡県、秋田県秋田市、石川県。 支援においては、埼玉県、富山県、 応急借上げ住宅としてのUR | 迅速に行うとともに、応急借 職員延べ71人・日)、応急仮設住宅 福岡県内の市町村に向けた説明 上げ住宅としてのUR賃貸住 賃貸住宅(機構が供給し、管 建設支援(石川県。職員延べ252 会において概要・留意点・調査方 宅(機構が供給し、管理する 人・日)、被災宅地危険度判定広域 法等についての講義を実施した 理する賃貸住宅をいう。以下 同じ。)の貸与や応急仮設住宅 | 賃貸住宅をいう。以下同じ。) 支援(石川県内灘町、宝達志水町、 ほか、住家被害が5,000棟を越え の建設用地の提供等を行う。 羽咋市。職員延べ21人・日)を実 | 調査に時間を要していた秋田県 の貸与や応急仮設住宅の建設 施したほか、令和6年能登半島地 秋田市へは、内閣府と調整の上、 用地の提供等を行う。 震においては、被災者に向けて、 これまでの支援を通じて培った UR賃貸住宅の提供を行った。ま│機構の経験・ノウハウを活かし、 た、上記の災害を含めて、速やか|被害認定調査の効率化に係る助 な初動体制を敷けるよう国や地│言等の支援を実施し、調査期間の 方整備局に対する情報収集を12 短縮に大きく貢献した。 回行った。 令和6年能登半島地震におい ては、発災日の元日から国等と連 絡を取り合い、迅速に初動体制を 構築した。1月4日にはURリエ ゾンとして職員2名を北陸地方 整備局へ派遣、1月5日には被災 宅地危険度判定に係る国土交通 省都市局リエゾンとして職員1 名を石川県庁に派遣するなどし、 情報収集を行った。1月15日か ら、国土交通省住宅局の要請に基 づき職員3名を石川県庁へ派遣 (適時交代) し、仮設住宅建設に 係る仕様・発注金額・用地の確認 や、縄張り検査、完成検査といっ た支援を実施した。1月17日から は、内閣府の要請に基づき、職員 2名を石川県庁へ派遣(適時交 代) し、県内市町村ごとの住家の 被害認定調査の進捗管理や個別 質疑への対応を実施した。2月12 日からは、国土交通省の要請に基 づき、石川県内灘町、宝達志水町、 羽咋市における被災宅地危険度 判定広域支援として、対象地区の 割振りなど調査の進捗管理を実 施した。 また、被災者に向けて、生活支

	援アドバイザーを配置したUR
	賃貸住宅 300 戸を用意し、うち 9
	戸が契約に至った。
② 災害からの復興支援 ② 災害からの復興支援	② 災害からの復興支援 ② 災害からの復興支援
これまでの復興支援の経験 これまでの復興支援の経験	令和6年能登半島地震におい 令和6年能登半島地震におい
を活かし、国等からの要請・ を活かし、国等からの要請・	ては、首相官邸から「被災者の生」ては、国土交通省の要請に基づ
依頼があった場合は、復興に 依頼があった場合は、復興に	活と生業(なりわい)支援のため き、同省都市局リエゾンと共に被
係るコーディネート等積極的 係るコーディネート等積極的	のパッケージ」が公表され、復興 災地方公共団体に対し、復興まち
な支援を行う。な支援を行う。	まちづくりにおいて国・機構の支 づくりの検討状況や機構の支援
また、平成 28 年熊本地震に	援体制確保が明記されたこともの可能性に係る情報収集を行い、
かかる災害公営住宅の建設等	鑑み、国土交通省の要請に基づ被災市町の意向の確認や、機構が
については、被災市町の意向	き、同省都市局リエゾンと共に被 実施可能な市街地整備支援メニ
を踏まえ、迅速かつ適切に実	災地方公共団体(石川県輪島市、コーの提案等を実施するととも
施する。	珠洲市、能登町、穴水町、志賀町、に、石川県金沢市に現地事務所の
	七尾市、中能登町)に対し、復興 設置準備を進め、被災地に寄り添
	まちづくりの検討状況や機構のう体制確保を推進した。
	支援の可能性に係る情報収集を
	実施している(職員延べ 35 人・
	日)。また、被災市町に対し、機
	構が実施可能な市街地整備支援
	メニューの提案や、復興まちづく
	りにかかる支援実績に基づく事
	例紹介等を実施するとともに石
	川県金沢市に現地事務所の設置
	準備を推進した。(令和6年4月
	16 日開所)
	令和3年度に流域治水関連法 茨城県大洗町とは、令和5年2
	の整備及び防集法と機構法が改 月に機構法改正後初となる防災
	正されたことで、機構は防災集団 集団移転促進事業に係る受委託
	移転促進事業地方公共団体から 契約を締結した後、同町の事業推
	の委託による支援が可能となり、 進に向けた支援を継続している。
	江の川水系においては、河川整備 また、河川整備とまちづくりの一
	とまちづくりの一体的推進を目 体的推進についての課題や提案
	的とする覚書を交換した江の川 等を水管理・国土保全局及び都市
	流域治水推進室に対して、「治水 局に情報共有した。都市局に対し
	とまちづくり連携計画(江の川中 ては、防災集団移転促進事業の活
	下流域マスタープラン)【第1 用及び制度改正に向けた状況や
	版】」に基づく地区別計画の策定 課題共有を実施し、令和5年度の
	及び事業推進等の支援を実施し、防災集団移転促進事業に係る補

令和5年12月に同マスタープラ 助上限額の撤廃に繋がった。

③ 発災時の円滑な対応に向 3 発災時の円滑な対応に向 けた活動

災害の発生に備え、内部研| に対応できる人材の育成、ノ ともに、災害発生時に復旧や する。

コンストラクション・マネジ | 工事マネジメント業務を含む

けた活動

災害の発生に備え、外部の 修等を通じて復旧・復興支援 | 専門家の知見の活用や内部研 修等を通じて復旧・復興支援 ウハウの蓄積・継承を図ると | に対応できる人材の育成、ノ ウハウの蓄積・継承を図ると 復興初動期の支援を迅速に実しともに、災害発生時に復旧や 施できる機構内の体制を確保 復興初動期の支援を迅速に実 施できる機構内の体制を確保 また、地方公共団体等におする。また、地方公共団体等 ける人材の育成、ノウハウの「における人材の育成、ノウハ 醸成、復旧・復興への対応能 | ウの醸成、復旧・復興への対 力の向上を図るため、これま 応能力の向上を図るため、こ での復旧・復興支援の経験を れまでの復旧・復興支援の経 活かし、地方公共団体等に対し験を活かし、地方公共団体等 し、事前防災、復旧支援及び に対し、事前防災、災害復旧

ン【第2版】が公表された。また、 同事業の相談対応により、茨城県 大洗町(那珂川水系涸沼川)と、 令和5年2月に防災集団移転促 進事業の受委託契約を締結し、令 和5年度においても、まちづくり や事業推進に向けた助言や同事 業の計画策定に関する大臣同意 に向けた支援を継続している。大 洗町への支援の評判から、同水系 の常陸河川国道事務所が主催す るワークショップにおいてアド バイザーとして参加依頼を受け、 知見の共有を図った。

また、これまでの防災集団移転 促進事業に係る相談対応等で得 た知見を、水管理・国土保全局主 催の「治水とまちづくり連携会 議」や全国地方整備局にて定期開 催される「全国都市防災・都市災 害主管課長会議」等において説明 するなどして、状況や課題を国に 対しても適宜共有した。

③ 発災時の円滑な対応に向け ③ 発災時の円滑な対応に向け た活動

発災に備えた社内訓練につい 害時に派遣する要員育成のためしの迅速な初動対応へ繋がった。 の研修や、特定の災害や事業で得 られたノウハウの継承を目的と 的には、出水期前に実施した住家 | いて災害対応支援業務に係る説

た活動

計8回の研修の実施を通じて、 ては、本社総合災害対応訓練を実 | 復旧・復興支援に対応できる人材 施したほか、近畿地方整備局が主|の育成やノウハウの蓄積・継承を 催する発災時初動対応訓練等へ 図るとともに、計4回の社内訓練 の参画や、全国被災建築物応急危しの実施を通して、災害時に円滑に 険度判定協議会が主催する被災 | 対応できる体制を強化した。な 建築物応急危険度判定連絡訓練|お、災害発生の都度、研修内容や に合わせた社内訓練等計を4回 | 訓練の対象部署についても見直 実施した。また、人材育成やノウ┃しを行い、次なる災害に備えるこ ハウの蓄積・継承については、災 とで、令和6年能登半島地震の際

また、発災に備えた研修以外に も、災害対応全般に関する基礎研 した研修を計8回実施した。具体 | 修や職位別研修、部門別研修にお の被害認定業務研修等の災害対 | 明を実施するなど、全職員の意識

メント方式 (CM方式)を含 | 復旧支援及びコンストラクシ む復興支援に係る研修や啓発 等と、関係部局間における連 資する関係を構築する。

ョン・マネジメント方式(C 活動を 50 回実施することに M方式) を含む復興支援に係 加え、50 団体の地方公共団体 | る研修や啓発活動を 10 回実 施することに加え、10団体の 絡体制の構築等復旧・復興に 地方公共団体等と、関係部局 間における連絡体制の構築等 復旧・復興に資する関係を構 築する。

応支援登録者の確保を目的とし┃醸成にも取り組んだ。 た研修や、近畿市町村災害復旧相 互支援機構への派遣候補者向け | 極的な働きかけや提供する研修 研修、復興事業・災害対応に係る | の評判向上により、45回(計画値 ノウハウ継承を目的とした復興 | 対比450%) 実施し、地方公共団体 事業研修、大規模造成工事人材育|等の災害対応力の向上に寄与し 成研修等を実施した。

ともに、関係構築した地方公共団 プログラム として提供を開始し づく講義や演習を実施してきた住力の養成を図る「復興まちづくり 構成を変更可能なオーダーメイドし込み。 型の研修へ内容を強化した。加え パネルディスカッション形式と ンポジウム」への協力を実施し

啓発活動は、関係構築先への積

研修・啓発活動については、平 令和5年度は平時から復興ま 時から復興までの各フェーズに応↓での各フェーズに応じた研修メ じた研修メニューを体系化すると ニューを体系化し「UR防災研修 体へのヒアリングの中でニーズが一た。特に、住家の被害認定業務マ 高い流域治水に関するメニューや ネジメント研修においては受講 演習形式の研修を組み込み「UR | 先のニーズに合わせオーダーメ 防災研修プログラム」としてパットイド型研修とすることで好評を ケージ化し、地方公共団体等の二十得た。また、東日本大震災の復興 ーズに応じて提供を開始した。特 現場で実際に生じた重大局面を に、これまで内閣府作成資料に基 | 演習課題として設定し、実践対応 家の被害認定業務マネジメント研しケースメソッド演習」において 修においては、令和5年度から、 は、「公共施設の災害復旧事業に 過年度の調査計画策定支援や、調 おける優先順位の判断(仮称)を 査の効率化に向けた支援で得られ テーマとした新たなケースを作 た教訓を取りまとめた独自資料を 成中であり、令和6年度から正式 作成し、受講先のニーズに応じて一に地方公共団体等へ提供する見

また、令和4年度に引き続き2 て、令和4年度に続き2回目の開 回目の開催となる「UR防災セミ 催となる機構主催の「UR防災セーナー」については、発災後の時間 ミナー」は、関係構築先や、UR | 軸に焦点を当て、専門分野の異な 防災専門家、その他イベントでの る 6 名の有識者によるパネルデ 豊富な人脈を基に、発災後の時間 イスカッション形式とし、様々な 軸に焦点を当てた内容とし、専門│視点からの経験談をわかりやす 分野の異なる6名の有識者による く伝えたことで、地方公共団体職 員のほかに学生や民間企業とい し、748人が参加した。その他、国った一般の参加者も多く獲得し、 や地方公共団体が主催するイベン セミナー後のアンケートでは参 トやセミナーへの登壇、国土交通 | 加者748名のうち9割以上が「満 省が主催する「関東大震災100年シ 足」と回答し、「さまざまな立場の 話が聞けて良かった」「ぜひ継続 た。その結果、数値目標を大きく して開催してほしい」と好評を得

上回る計45回の研修・啓発活動の た。 実施に至った。 復旧・復興に資する関係構築に 関係構築については、令和5年 ついては、南海トラフ巨大地震被 度は13道県(計画値対比130%)と 害想定エリアに位置する都府県等|新たに関係を構築し、全都道府県 を皮切りに関係を構築してきた との関係構築が完了した。さら が、機構の積極的な働きかけによして、既に関係を構築した団体の防 り、令和5年度に計画値の10団体 災や災害対応に係る課題及びニ を上回る13道県と新たに発災時の | ーズ把握によりUR防災研修プ 連絡体制を構築し、全都道府県とログラムの積極的な提供や研修 の関係構築が完了した。また、平 内容の強化に繋がった。 時においても相互の災害対応力の 上記に加え、東京都が主催する 向上に関する意見交換を実施する 都市復興訓練において、機構の震 ことで、各団体の災害対応に係る 災復興事業で培った知見を活か ニーズや課題を把握し、それらにし、実践的な訓練となるよう企 対応する研修や啓発活動の実施に
画・運営のサポートをしており、 つながった。 令和5年度は前年度を上回る24 上記以外にも、東京都が市区町 区市の職員90名が参加し、災害対 村職員を対象として実施した「水 応力向上に貢献した。本訓練につ 害」「震災」による複合災害を想定いて、東京都から運営支援に対す した「都市復興訓練」において るお礼状を受領した。 は、令和3年度より継続的にファ 地方整備局に対しては、各地方 シリテーター及び事務局として訓を備局が主催する情報交換会等 練の企画・運営をサポートしてお の会議体や訓練への参画、関東地 り、令和5年度は自治体ごとの復 方整備局と連携した関東防災連 興方針案作成を課題設定するなど | 絡会における講義の実施や北陸 により実践的な復興訓練となるよ 地方整備局との災害対応の連携 う支援を行ったほか、三重県が復一に関する覚書締結等により連携 興まちづくりの事前準備の機運醸しを強化した。 成と対応力向上を図るため、市町 村職員を対象として実施した研修 において、津波被災地における復 興計画の作成や住民との合意形成 の知見を活かし、運営をサポート した。 国立研究法人防災科学技術研究 防災科研との共同研究につい 所(以下、「防災科研」とい ては、内閣府が実施している調査 う。)とは、災害に強い社会の実 と連携しながら、横断的な支援 現に貢献することを目指した連携 (パッケージ支援)の仕組みづく を継続している。具体的には、災りへの貢献を目指し、調査から生

		害時の応援受援活動の円滑化を目	活再建に至るまで一気通貫型の	
		的とした共同研究において、官民	研修を新たに開発し、令和6年度	
		連携に関する現状・課題の把握と	上期に試行的に提供する見込み。	
		応援受援体制のあり方について、		
		検討を実施した。		

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、翌事業年度への繰越しによる支出の減によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ι	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
	1 政策的意義の高い都市再生等の推進								
	(3) 都市開発の海外展開支援								
業務に関連する政策・施策		政策目標12:国際協力、連携等の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	都市再生機構法第11条第2項第10号等					
		施策目標43:国際協力、連携等を推進する							
当該項目の重要度、難易度 (困難度)		難易度:「高」	関連する政策評価・行政事業レビュー	_					
		我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者							
		間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、							
		急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発							
		事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。							

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4 年度	R 5年度			R元年度	R 2年度	R3年度	R 4 年度	R 5 年度
海外の都市開発事業等に関し て締結した協定・覚書の件数 (計画値)	10 件	_	2件	2件	2件	2件	2件		予算額(百万円)	122, 463	133, 795	99, 907	69, 348	116, 007
海外の都市開発事業等に関し て締結した協定・覚書の件数 (実績値)	_	_	2件	3件	2件	2件	5件		決算額(百万円)	112, 424	101, 046	70, 383	76, 643	87, 572
達成率	_	_	100%	150%	100%	100%	250%		経常費用(百万円) 経常利益(百万円)	171, 372 7, 835		98, 801 6, 284	61, 582 7, 154	105, 745 1, 706
								-	行政コスト(百万円)	171, 49		98, 939		105, 991
									従事人員数 (人)	34	39	43	42	41

注) 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

3	各事業年度の業務に係る目標、	計画	業務実績、	年度評価に係る自己評価及び主務大日	5による評価
		піші	*/// */ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		ニャー ホッ

中期計画

中期目標 (3) 都市開発の海外展開支 援 海外社会資本事業への我が 国事業者の参入の促進を図る ための基本的な方針におい て、海外における都市開発事 業について、機構に対して、 公的機関としての中立性や交 渉力、国内業務を通じて蓄積 された技術やノウハウを活用 し、案件形成の川上段階から 積極的に関与することが求め られている。 このため、機構は、海外の 都市開発事業への我が国事業 者の参入を促進するため、民 間企業単独での参入が困難な 大規模な都市開発の事業等に ついて、関係府省、我が国事 業者等と相互に連携を図りな がら協力し、地区開発マスタ ープラン策定等のコーディネ ートを行うとともに、業務に 必要な人材の確保・育成を行 うこと。

保・育成を図る。

(3) 都市開発の海外展開支 援

な成長を生み出すための我が 国の成長戦略・国際展開戦略 の一環として、海外社会資本 事業への我が国事業者の参入 の促進に関する法律(平成30 年法律第40号)第6条に規定 する業務について、同法第3 条の規定に基づき国土交通大 臣が定める海外社会資本事業 への我が国事業者の参入の促 進を図るための基本的な方針 (平成 30 年国土交通省告示 第1066号) に従い、海外の都 市開発事業への我が国事業者 の参入の促進を図る。具体的 には、民間企業単独での参入 が困難な大規模な都市開発の 事業等について、地区開発マ スタープランの策定等の業務 を行う。そのほか、我が国事 業者等の連携体制構築支援や 海外展開に当たっての技術支 援、専門家派遣等の人的支援 を行う。また、そのために必 要な情報収集及び人材の確

これらの実施に当たって は、機構がこれまで蓄積して きた都市開発のノウハウ等を 活用しつつ、関係府省、我が 国事業者及び関係公的機関と の連携を推進し、効果的に我 が国事業者の参入を促進し、 10 件の海外の都市開発事業 等の協定・覚書を締結する。

(3) 都市開発の海外展開支

年度計画

民間投資を喚起し持続可能 民間投資を喚起し持続可能 な成長を生み出すための我が 国の成長戦略・国際展開戦略 の一環として、海外社会資本 事業への我が国事業者の参入 の促進に関する法律(平成30 年法律第40号)第6条に規定 する業務について、同法第3 条の規定に基づき国土交通大 臣が定める「海外社会資本事 業への我が国事業者の参入の 促進を図るための基本的な方 針」(平成30年国土交通省告 示第 1066 号) に従い、海外の 都市開発事業への我が国事業 者の参入の促進を図る。具体 的には、民間企業単独での参 入が困難な大規模な都市開発 の事業等について、地区開発 マスタープランの策定等の業 務を行う。そのほか、我が国 事業者等の連携体制構築支援 や海外展開に当たっての技術 支援、専門家派遣等の人的支 援を行う。また、そのために 必要な情報収集及び人材の確 保・育成を図る。

> これらの実施に当たって は、社会情勢等を踏まえなが ら、機構がこれまで蓄積して きた都市開発のノウハウ等を 活用しつつ、関係府省、我が 国事業者及び関係公的機関と の連携を推進し、効果的に我 が国事業者の参入を促進し、 2件の海外の都市開発事業等

<主な定量的な指標>

主な評価指標

海外の都市開発事業等に関 して締結した協定・覚書の 件数 2件

<その他の指標>

・機構の海外展開支援に関係 する研修・視察の受入れ件

<評価の視点>

・海外の都市開発事業への我 が国事業者の参入を促進す るため、民間企業単独での 参入が困難な大規模な都市 開発の事業等について、関 係府省、我が国事業者等と 相互に連携を図りながら協 力し、地区開発マスタープ ラン策定等の業務を行うと ともに、業務に必要な人材 の確保・育成を行ったか。

<主要な業務実績>

<主な定量的な指標>

・海外の都市開発事業等に関して 締結した協定・覚書の件数 5 件

業務実績

<その他の指標>

・機構の海外展開支援に関係する 研修・視察の受入れ件数 81 件

海外の都市開発事業への我が 国事業者の参入促進を効果的に 進めるため、国内関係機関や日本 企業等と緊密な連携を図り業務 を進めた。海外のカウンターパー トに対しては、各プロジェクトの 事業進展の段階に応じた調査検 討や計画策定等の支援を着実に

その結果、海外のカウンターパ ートと関係構築が順調に進展し、 ①インドネシア・ヌサンタラ新首 都庁との「首都移転計画にかかる 覚書」、②タイの大手民間企業と の「新インターチェンジ周辺スマ ートシティ開発にかかる覚書」、 ③インドネシア・ジャカルタ都市 高速鉄道公社(以下「MRTJ」とい う。)との「地下鉄駅周辺における 公共交通指向型開発(以下「TOD」 という。) にかかる覚書」、④ウク ライナ・復興インフラ開発庁との 「復興まちづくりにかかる覚 書」、⑤オーストラリア・ビクトリ ア州政府との「メルボルン都市圏 等の都市開発にかかる覚書」の計 5件の海外の都市開発事業等に

<評定と根拠> I-1-(3) 評定: A

自己評価

<評価の概要>

法人の業務実績・自己評価

海外の都市開発等、とりわけ政 府等の公的機関が関わる都市開 発への我が国事業者の参入促進 を目的として、都市開発プロジェ クトの計画策定・事業支援業務を 行っており、各国の多様なニーズ に応じた支援を進めてきたほか、 新たな関係構築や相手国機関と の連携構築に向けて先方の公的 機関等と協議を重ねた。

オーストラリアの西シドニー 地区、タイのバンス一地区、イン ドネシアのタナアバン地区では、 現地での事業化検討支援ととも に、官民プラットフォームや各種 セミナー等を通した日本企業の 参入に向けた情報提供といった 支援を継続することで、相手国に おける機構の認知度が向上した。 その結果、技術協力と日本企業の 参入を期待され、ビクトリア州政 府、タイ大手民間企業、MRT」との 新たな関係構築が進み覚書交換 につながり、具体的なプロジェク トの検討に着手するなど、我が国 事業者の参入促進に向けた環境 整備段階へ進捗している。

また、ヌサンタラ新首都庁、復 興インフラ開発庁では、いずれも 国家的な事業等として、機構の持 つ幅広い都市開発及び復興まち づくりの知見を活かした支援及 び日本企業の進出を求められて おり、覚書交換に至った。

評定: B

<評定に至った理由>

年度計画等で定めた主な定量的な指標につい ては、以下のとおり所期の目標を達成している と認められる。

主務大臣による評価

・海外の都市開発事業等に関して、機構が相手 国、海外公的機関及び民間事業者等との間で 締結した協定・覚書の件数について、新たな 関係構築や相手国機関との連携構築に向けて 先方の公的機関等と協議を重ね、年度計画で の目標「2件」に対し、実績値「5件(達成 率 250%)」であった。

機構は、都市開発の海外展開支援に当たって、 海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を 促進するため、以下の取組を実施した。

- ・タイの民間企業及び日本の民間企業と3者で 新IC周辺の大規模開発に係る協力関係構築 を目的とした覚書を交換し、具体的な技術支 援内容について協議を重ね、タイの民間企業 から基本計画等作成業務を有償にて受託し
- ・官民プラットフォーム (J-CODE) において、 在外大使館国土交通省アタッシェによる情報 共有セミナーやベトナムでの現地不動産協会 との民民マッチングなど、日本企業の海外進 出に向けた情報提供を31回実施した。
- ・JOIN とは、日本企業の海外インフラ市場への 参入に係る連携・協力に関する覚書を交換し、 機構が持つ住宅・都市開発事業の知見と JOIN が行う日本企業に対する共同出資による支援 を組み合わせ、案件の形成に向けて、連携協 力を進めた。
- ・海外展開支援に係る研修・視察を81件受け入 れるなど、官民プラットフォームの活性化や 各種セミナー等を通して相手国との関係構築 や機構の都市開発実績・知見を共有し、相手

の協定・覚書を締結する。特 に、官民プラットフォーム(J-CODE) の活動強化や独立行政 法人国際協力機構(JICA)及び 株式会社海外交通·都市開発 支援機構(JOIN)との連携強化 により、案件形成につなげる。

関する覚書を交換した。

また、官民プラットフォーム等 を活用して、日本企業の進出に向 けたセミナーや意見交換等によ る情報共有を進め、海外参入支援 を進めた。

具体的な事例は以下のとおり。 オーストラリアでは、ニューサ ウスウェールズ州政府と平成 30 年に交換した覚書に基づき、西シ ドニー新空港周辺都市開発「エア ロトロポリス」計画(以下「西シ ドニー地区」という。)を対象に、 計画調整を担う州政府傘下のウー府からの期待に応えるべく支援 ェスタン・パークランド・シティ を進めている。「西シドニー開発 公社(以下「WPCA」という。)に対 情報連絡会」は、当事業への参画 して支援をしてきた。

西シドニー地区への事業参画に タープラン説明会など、西シドニ 関心を持つ日本企業を集めて組 | 一開発に関する最新の情報提供 成した「西シドニー開発情報連絡 | を行った。令和5年9月に開催し 会|により、セミナー等による情 | たシドニー現地セミナー及びネ 報提供を8回実施した。令和4年 | ットワーキングイベントでは、日 度に引き続き令和5年9月に 本企業16社36名、オーストラリ WPCA と協同で開催したシドニー 現地セミナー及びネットワーキ 88 回の日豪企業の個別面談が実 ングイベントでは、開発に関する|施されたことにより、日本企業の 情報提供に加え、日本企業と豪州 | 当開発への関心を高めるととも 企業のネットワーキングを実施して、オーストラリア企業からの日 した。このネットワーキングイベー本企業との連携に対する期待に ントには日本企業16社36名、オ ーストラリア企業 14 社 27 名が参 加し、当開発に対する両国の関係 | 街区の公募に向けて、当該事業に を深化させ、令和6年度の先行開 | おける日本企業の進出が期待で 発エリア内の初期開発区画の公 墓に向け、日本企業の進出検討を 後押しした。

また、令和6年3月にビクトリ ア州政府と州における都市開発

この結果、計画値の2件を大き く上回り、単年度としてこれまで で最も多い5件の覚書を交換し

<具体的な事例・評価>

オーストラリアの西シドニー 地区は、計画を進めるニューサウーする。 スウェールズ州政府から、機構の 持つ大規模都市開発の知見提供 及び日本企業誘致を期待されて 支援を開始したものであり、州政 に興味を持つ日本企業64者(R6.3 た。 令和5年度は、令和5年3月に 時点)が参加し、WPCAによるマス ア企業 14 社 27 名が参加し、延べ もつながった。これらの連絡会の 活動を通して、令和6年度の先行 きる。

ビクトリア州政府との覚書に ついては、先方が機構の TOD 等の に係る協力関係構築を目的とし「実績に関心を持ったことを契機」 国に対し日本企業の参入への期待を高めた。

これらを踏まえ、令和5年度における所期の 目標を達成していること、官民プラットフォー ムの活動や現地セミナーにより、日本企業の参 入に向けた環境整備が進められていること、 JOIN との覚書の交換等、他機関との関係を強化 し、将来的に我が国事業者の参入を促す効果が | 認められることを総合的に勘案し、「B | 評定と

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし

<その他事項>

評定について、外部有識者1名が「A | 評定、 4名が「B | 評定が妥当であるとの意見であっ

外部有識者からの主な意見は以下のとおり。

- 締結された覚書数としては著しいものがある が、海外の都市開発ないし社会資本事業への 国内企業の参画は難易度の高い事業であり、 徐々に進捗しているものの現状では、所期の 目標を達成しているとは認められるが、今一 歩の感がある。
- ・定量目標については年度目標の件数も少ない ため、達成率は 250%となっているが、この 率は参考値にとどめて評価することが妥当で ある。
- ・協定の締結実績は5件であるものの、ウクラ イナを除いては、これまで締結の実績のある 国とであり、過去の実績の上に実現したもの と考えるとその分は差し引いて評価すべきで あろう。
- ・平成30年に始まった事業であり、年々その業 務を拡大させてきたが、令和5年度は、各地 の現地での活動に加え、例えばインドネシア、 オーストラリアなどで、更なる横展開の見ら れた年であったと理解する。具体的な成果が 見られていないという評価も理解しないでは ないが、この先の事業年度において、各国へ

た覚書を交換し、メルボルン市域 として、機構のシドニー事務所が の更なる種まきとその具体的な成果に期待し の鉄道網の整備を契機とした再|機構や日本の知見をさらに紹介 つつ、平成30年から始めた海外支援業務にお 開発について、機構の知見を活か した結果によるもので、日本及び いて新たな横展開が見られた点で、一里塚と した技術的支援及び日系企業の|機構の知見を今後の開発に活か して、今年度は、A評定としてもよいのでは ないかと思料する。 参画支援について合意した。 すことができる重要な覚書の交 換である。 タイのバンスー地区は、バンコ タイについては、国交省・タイ 運輸省・タイ国鉄との間で令和2 ↑クの一大交通結節点に相応しい 年度に交換した協力覚書に基づ スマートシティの実現を目指す き、クルンテープ・アピワット中 | タイ政府の意向により、タイ運輸 央駅周辺地区(以下「バンスー地 | 省及び事業主体のタイ国鉄から 区」という。)での大規模都市開発 │ の要請を受けて検討を進めてい の基本計画策定支援を進めてい│るもので、タイの国家プロジェク る。令和5年度は、日本における トとして社会的意義の高い事業 TOD の事例視察案内及び意見交換 であることから、国土交通省や を実施したほか、インフラ計画、 JICA などの日本政府関係機関と 開発ガイドライン、公募資料の作│緊密に連携しながら検討を進め 成等を支援するアドバイザリー ている。令和5年度は、事例視察 契約の締結に向けた協議を進め | 案内等を通して、令和4年度に先 方に提案した開発ビジョン等の 実現に向けた理解の深化を図っ た。また、アドバイザリー契約に 向け、タイ財務省との協議や随意 契約等の詳細な協議を重ね、令和 6年度の契約締結とスマートシ ティ開発に向けた道筋を付けた。 また、令和5年6月にタイの大 タイの大手民間企業との覚書 手民間企業及び日本の民間企業 については、機構が行った商業、 と3者で、タイ国内で手掛けるス | 住宅、公共空間が調和した大規模 マートシティ開発(約1,000ha) 開発の視察を通じて機構に関心 のうち新インターチェンジ周辺 を持ったことで、関係構築につな 地区約100haの大規模開発に係る | がった。海外の民間企業との関係 協力関係構築を目的とした覚書|構築の実現は、事業性が強く求め を交換し、具体的な技術支援内容 られる民間事業者の計画に対し について協議を重ね、令和6年1 ても、機構のノウハウ・技術力が 月に当地区の基本構想及び基本 | 有用であることを示した。覚書に 計画作成業務の受託契約を締結 基づき、相手側へのまちづくりコ した。 ンセプトワードの提案や意見交 換を行い、商習慣が異なる中で契 約内容の協議を重ね、信頼を得た ことで、基本構想及び基本計画作

成業務の受託を実現させた。本受 託契約は、海外インフラ展開法施 行後に海外の民間企業から都市 開発の計画策定業務を受託した 初の事例であり、また、成長著し く日本企業の進出意欲が高い東 南アジアでの初の受託事例でも インドネシアでは、ジャカルタ インドネシアについては、令和 3年度にジャカルタ首都圏交通 │ 首都圏の交通渋滞が大きな社会 統合公社(以下「MITJ」という。) | 課題となっており、MITJとのTOD との間で交換した覚書に基づき、の推進は社会課題解決に向けた タナアバン地区のTODプロジェク 大きな役割を担っている。そのよ トにおいて、事業の実現性や日本 | うな背景の中、令和3年度から検 企業参画機会の創出を踏まえた | 討を進めてきたタナアバン地区 検討を共同で実施した。また、令│では日本企業の参画実現には繋 和5年6月には海外エコシティ がらなかったものの、高い関心を プロジェクト協議会(以下「J- | 示した日本企業もあり、機構が事 CODE」という。) 会員企業に当地区 | 業の実現性を踏まえた技術支援 の案件紹介セミナーを開催し、18 を行った結果として現地の民間 社 36 名が参加したほか、興味を | 企業が落札し、TOD 実現に向けて 持つ日本企業へ個別説明を実施 | 大きく進展した。信頼関係を着実 し、参画に向けた企業の発掘を行した積み重ねた結果、機構の技術支 った。令和5年8月に MITJ によ 接が MITJ 側から高く評価され、 る同地区の公募が開始され、機構 │ 令和6年1月の覚書更新の際に、 は J-CODE 会員企業を中心に日本 | これまでの関係を強化し、MITJ が 企業 50 社に公募情報の提供を行 | 関与するプロジェクトの開発計 った。公募の結果、インドネシア | 画段階から機構が関与するとと の民間企業が落札した。同覚書にした、機構が日本企業参画の一元 ついては、令和6年1月に、機構 的な窓口の役割として位置づけ を日本企業の窓口とすることと、「られたことは、特筆すべき成果と 案件の具体化時に日本企業の投口言える。 資を前提としたアドバイザリー 業務の実施を新たに位置付けた 上で、2年間協力期間を延長する ことで覚書を更新し、引き続き TOD 案件組成を共同で進めること で合意した。 また、MITJへの支援の評判が広 MRTJとの覚書については、ジャ まったことで、令和5年7月に カルタ首都圏の地下鉄駅周辺に

は、ジャカルタ首都特別州が保有 おけるTODの計画策定を支援する する MRTJ との間で、TOD 分野にお ものであり、ジャカルタ市内の交 ける協力関係構築を目的とした | 通渋滞等の社会課題解決と、日本 覚書を交換し、ジャカルタ首都圏 | 企業の参画機会の創出につなが の地下鉄駅周辺におけるTODプローるものとして、相手側が大いに期 ジェクトの具体化及び日本企業 | 待している。 参画機会創出に向けた検討を進 めることで合意した。 その他、令和5年5月には、イ インドネシアのヌサンタラ新 ンドネシアのヌサンタラ新首都|首都庁、ウクライナの復興インフ 庁と、インドネシア政府が進めて | ラ開発庁の2件の覚書について いる東カリマンタン州への首都 は、いずれも国家的な事業等とし 移転計画に関し、情報交換及び意して、機構の持つ幅広い都市開発の 見交換することを主な目的とし 知見を活かした支援及び日本企 た覚書を交換し、都市開発分野に|業の進出を求められているもの おける公的機関との協力関係を│である。インドネシア新首都及び 強化した。 ウクライナはいずれも政策的意 令和6年2月にウクライナの 義が非常に高く、かつ機構が持つ 復興インフラ開発庁と、復興まち | 唯一無二の知見を活用できるこ づくりの推進及び協力に係る覚しとから、高く評価できる覚書交換 書を交換し、東日本大震災からの「である。 復興まちづくり等に関する知見 の提供などを通じ、復興に向けた 取組へ協力することで合意した。 中国については、平成29年度 中国建設科技集団の案件につ に中国建設科技集団と交換した┃いては、住宅改修に係る現地ショ 覚書に基づき、既存住宅改修モデ│ールームへの日本技術の展示に ルプロジェクトへの技術支援及しついて、日本企業への意向確認及 び日本企業参画支援を実施した。 び取次ぎを実施し、日本企業の進 令和5年12月に同覚書を更新し、| 出支援につなげるなどの成果を 技術支援を継続することで合意 | 得たことで、引き続き支援要請が した。 あり、覚書の更新につながった。 その他、新規の関係構築とし 新規の関係構築として、ベトナ て、ベトナムについては令和5年 ムのホーチミン市における日本 5月にホーチミン市ワークショ のTODに関する講演は現地の関心 ップにおいてTODに関する講演を | も高くメディアにも取り上げら 実施し、同市から TOD への支援依 | れたことで、講演をきっかけとし 頼を受けパイロットプロジェクトた関係構築を実現させ、ベトナム

ト検討を開始、令和6年3月に同一における案件形成に向けた足掛 プロジェクトに関する提案を実力かりを得た。 施した。 インドについては、ムンバイ港 インドのムンバイの案件につ 湾公社と都市開発の分野におけいては、社会課題となっているム る連携について協議を進めてい│ンバイの交通渋滞の解決に大き るほか、令和6年3月に独立行政 く寄与するとともに、日本企業の 法人国際協力機構(以下「JICA」 高い進出意欲を後押しするもの という。)発注によるムンバイメ であり、大変重要な業務の受託で トロ 11 号線建設事業準備調査に ある。 ついて、民間事業者からの要請に 基づき、民間事業者4者との共同 企業体を組成して応募し、契約相 手方に選定された。 このほか、機構が事務局を務め 官民プラットフォームの J-る官民プラットフォームの J- CODE では、昨年度より引き続き CODE では、令和4年度に作成した 「改革アクションプラン」を実行 改革アクションプランに基づき、し、会員企業へのきめ細かな意見 「J-CODE 案件の形成」「情報発信」 | 交換等を通じた会員企業の要望 「会員企業の交流・連携」等の活 の汲み上げにより、官民連携のプ 動を強化した。その一環として、「ラットフォームの効果が最大限 在外大使館国土交通省アタッシ | 発揮され、日本企業の海外進出に ェによる情報共有セミナーを4 繋げるための役割が強化された。 回開催したほか、会員間での意見 また、情報発信機能の強化は、新 交換及び情報共有を図るため、会 規会員企業の加入や新規案件形 員企業、国土交通省、JICA、株式 | 成につながるものと期待できる。 会社海外都市交通 · 都市開発事業 支援機構(以下「JOIN」という。)、 公共団体等約80名が集まる全体 交流会を2回開催した。また、ホ ーチミン不動産協会との民民マ ッチングセミナーを4回開催し、 日本企業の参画を求めるベトナ ム側企業6社の案件を紹介する など、日本企業の海外進出に向け た情報提供を 31 回実施し、積極 的に支援を行った。さらに、J-CODE のホームページ及びリーフ レットをリニューアルし、日本 語、英語、ベトナム語、タイ語、

インドネシア語に対応させ、情報 発信を強化した。 JICA とは、令和3年度に交換し JICA との連携については、JICA た覚書に基づき、日本型 TOD の海 | の ODA による社会インフラ整備や 外展開に向けた共同検討や、JICA マスタープラン策定支援など、 が行う川上段階でのマスタープ | JICA が行う川上段階での案件に ラン策定などを日本企業が参加 | 事業者としての機構の知見を反 可能な具体的なプロジェクトに┃映させて日本企業に共有を図る つなげることを目指して検討を│ことで、日本企業の具体的なプロ 進めた。また、JICA が行う ODA に ジェクトへの参画につなげ、大き よる TOD プロジェクトについて、 な相乗効果を生み出すことが期 J-CODE 会員企業へセミナー等を | 待できる。 通して情報提供を行うなど、案件 また、インドネシアとフィリピ 形成に向けた連携を推進した。 ンにおける JICA の技術協力プロ また、令和4年度から引き続き ジェクトへ参画については、機構 インドネシアとフィリピンにお | が持つ調整ノウハウ及び事業者 ける JICA の技術協力プロジェク としての知見を提供し、民間事業 トに職員を参画させ、現地へ渡航 | 者と相互補完しつつ業務を効率 して民間事業者と連携及び役割した推進した。 JICA 長期専門家としての技術 分担しながら計画策定支援を推 進した。 職員派遣は過去から継続して実 なお、機構は昭和54年度から | 施してきたが、海外インフラ展開 JICA 長期専門家として技術職員 | 法施行後は、機構が相手国との関 を派遣しており、令和5年度はイ 係構築や支援を進める上で大き ンドネシアとタイに職員を派遣しな役割を担っている。 している。 JOIN とは、令和5年5月に日本 JOIN との連携については、都市 企業の海外インフラ市場への参 開発案件の計画段階から相互協 入に係る連携・協力に関する覚書 | 力を行い案件形成することで、 を交換し、機構が持つ住宅・都市 JOIN による出資の蓋然性を高め、 開発事業の知見と JOIN が行う日 日本企業の参画意欲を高めるこ 本企業に対する共同出資による | とが期待される。JOIN との覚書交 支援を組み合わせ、案件の形成に | 換により、過年度から連携してい 向けて、連携協力を進めた。 る JICA が行う ODA による社会イ ンフラ整備やマスタープラン策 定支援に、機構の持つ住宅・都市 開発の知見を組み合わせ、さらに JOIN の日本企業に対する共同出 資による支援と組み合わせるこ とにより、日本企業に対する「川 上から川下まで」切れ目のない支

人的支援に関しては、前述の一援の枠組みを構築した。 人的支援については、各機関へ JICA 長期専門家のほか、JICA 本 部やJOIN等への職員派遣により、 職員を派遣することで、機構の都 各機関との連携強化及び人的支 市開発等にかかる知見やノウハ 援を推進した。また、派遣先で得 ウの共有と、機構の認知度向上に た知識と経験を職員間で共有す一つながった。人材育成面について るため、復職職員は原則として海 | も、派遣先で得た知識と経験の共 外展開支援部へ配置した。 有により、海外部門の事業展開や 海外展開支援業務に従事する職 機構の海外展開支援に関係すしのノウハウが蓄積し、組織力向 る研修・視察について、令和5年 上につながった。 度は77の国と地域に対して81回 海外へ向けた国際会議やセミ 受け入れた。 ナー等での講演・出展について 研修・視察のうち、海外へ向け│は、海外の国際会議等へ招聘され た国際会議やセミナー等における機会が増加し、講演をきっかけ る講演・出展等を22回実施した。 とした新たな関係構築に繋がる 海外で開催された国際会議やセ などの成果につながっている。べ ミナー等での講演に加え、海外の「トナムのホーチミン市における 要人が訪日する G7 都市大臣会合 日本の TOD 開発に関する講演は現 や日 ASEAN スマートシティ・ネッ 地メディアにも取り上げられ、 トワークハイレベル会合などの TOD への関心の高さを示すととも 国際会議等の機会を活用し、知見して、講演をきっかけにホーチミン を提供した。 市からTODへの支援を依頼される 上記のほか、機構の都市開発やしなど、新たな関係構築を実現さ 住宅開発に関する海外からの研しせ、ベトナムにおける案件形成に 修・視察の受入れを59回実施し、向けた足掛かりにもなっている。 約850人を案内した。海外の政府 海外からの視察・研修の受け入 機関や事業者等のカウンターパーれについては、機構が実施した都 ートへの事例紹介のほか、令和6 | 市開発の事例を海外のカウンタ 年2月のカンボジア副首相への 一パートに現地で直接説明する みなとみらい地区及びヌーヴェ | ことで、機構の提案に対する説得 ル赤羽台・URまちとくらしのミ|力が増し、タイやインドネシアな ュージアム案内など、訪日した各 | ど、各国との関係構築や計画推進 国の要人に対する視察案内も積しに大きく役立てることができた。 極的に実施した。 また、JICA の研修プログラムは このうち、JICA等が実施する開 様々な国の研修生が受講してお 発途上国の技術者等を対象としり、開発途上国が直面する様々な た研修プログラムでの講義を 22 都市課題の解決に貢献している。 回実施し、273人が受講した。座 学や現場での講義を通じ、TOD 事 業や密集市街地の整備改善事業

など、開発途上国が直面している
都市課題についての機構や日本
の知見を提供した。
令和5年2月に発生したトル トルコやウクライナへの復興
コ・シリア地震への対応として、 支援では、機構が東日本大震災等
令和5年10月にJICAによるトル の支援を通じて培った復興まち
コ復興計画支援・調査団の一員と づくりの知見に期待を寄せられ
して2名の職員を被災地のカフ ており、被災地の復興に大いに役
ラマンマラシュ市に派遣した。現 立ち、日本の国際貢献に大きく寄
地では阪神・淡路大震災や東日本与した。
大震災の復興の取組についての
講演や、建築家協会との意見交以上により、年度計画における
換、市職員及び現地学生とのワー 所期の目標を上回る成果をあげ
クショップ等を実施した。 ていることから、A評定とする。
また、令和6年2月には、JICA
のウクライナ緊急復興・復旧プロ
ジェクトにより訪日した地方・国
土・インフラ発展省や復興インフ
ラ開発庁、各都市の市長などから
なる視察団に、機構による東日本
大震災などでの復興まちづくり
支援についての説明を実施した。
これらの海外展開支援に関係
する講演・出展や視察・研修の受
入れにより、機構や日本の都市開
発の知見を世界へ向けて発信し
た。

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、翌事業年度への繰越しによる支出の減によるものである。

1. 当事務及び事業に関する			
I-2	2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち(ミクストコミュニ	ティ)の実現	
業務に関連する政策・施策	政策目標1:少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	当該事業実施に係る根拠(個別法条	都市再生機構法 11 条第 1 項第 12 号から第 15 号まで等
	施策目標1:居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形	文など)	
	成を図る		
	政策目標2:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
	施策目標3:総合的なバリアフリー化を推進する		
	政策目標7:都市再生・地域再生の推進		
	施策目標25:都市再生・地域再生を推進する		
当該項目の重要度、困難度	重要度:「高」	関連する政策評価・行政事業レビュ	事前分析表(令和5年度)5-①、5-③
	<i-2-1 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備=""></i-2-1>	_	行政事業レビューシート番号 0006、0108、0109
	住生活基本計画(全国計画)において、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠		
	点化団地数を令和7年度に 150 団地とすることが成果指標として掲げられてお		
	り、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地		
	域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービ		
	スが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。		
	 <Ⅰ-2-2 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進>		
	住生活基本計画(全国計画)において、コンパクトシティ等のまちづくりと連		
	携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、		
	どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を		
	図るものとされているため。		
	 難易度:「高」		
	<i-2-1 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備=""></i-2-1>		
	地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公		
	共団体、地域包括支援センター社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地		
	域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるた		
	め、難易度が高い。		
	 <Ⅰ-2-2 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進>		
	UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安		
	定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要が		
	あるため、難易度が高い。		
	<i-2-3 ur賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現=""></i-2-3>		
	今後耐震改修等を実施する必要のある住宅棟については、居住性等に配慮した		
	計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合		
	意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅		
	の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修		
	を進めることが必要不可欠であることから、難易度が高い。		

2.	主要な経年データ													
	①主要なアウトプット (アウト	②主要なインプット情報(財務	落情報及び人員	こ関する情報)										
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度		R元年度	R 2年度	R3年度	R 4年度	R 5 年度
			700											

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	ミ績・ 自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
						「多様な世代が生き生きと	暮らし続けられる住まい・まち(ミクストコミュニティ)の実
						現」	
						※細分化した項目(1)~	(3) の評定の算術平均により算定
						(A 4 点× 1 項目× 2 +	- B3点×1項目×2 + B3点×1項目) ÷ (3項目+2
						項目)=3.4点	
						⇒算術平均に最も近い評定	は「B」評定である。
						※算定に当たっては評定毎	の点数を、S: 5 点、A: 4 点、B: 3 点、C: 2 点、D: 1
						点とし、重要度の高い項目	については加重を2倍としている。
						評定	В
						<評定に至った理由>	
						(1) 多様な世代が安心し	して住み続けられる環境整備について
						令和5年度における所期	の目標を上回っていること、幅広い世代や多様な世帯が安心し
						て住み続けられる住環境の	整備に係る優れた取組を実施していること、団地居住者や地域
						に暮らす住民のニーズに即	した地域医療福祉拠点化の形成が着実に進むとともに、一層の
						施策推進が期待されること	を総合的に勘案し、「A」評定とする。
						(2) 持続可能で活力ある	5地域・まちづくりの推進について
						令和5年度における所期	の目標を達成していること、持続可能で活力あるまちづくりを
						推進するための取組を着実	に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とする。
						(3) UR賃貸住宅におり	ける安全・安心・快適な暮らしの実現について
						令和5年度における所期	の目標を達成していること、UR賃貸住宅における安全・安心
						快適な暮らしの実現を推進	するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、
						「B」評定とする。	
						<指摘事項、業務運営上の	課題及び改善方策>
						該当なし	
						<その他事項>	
						外部有識者からの主な意	見は以下のとおり。
						・コアの賃貸事業は民間と	の競合を避けた国の住宅政策の一翼を担う大切な事業であり、
						リノベーションの推進や	新たなコミュニティの形成に資する等の創意工夫を凝らした事
						業展開を図る有意な事業	である。
						左座計画におけて託押の	目標を達成していると認められる。

1. 当事務及び事業に関する	る基本情報									
I - 2 - 1	I 国民に対して提供する	るサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき	措置							
	2 多様な世代が生き	き生きと暮らし続けられる住まい・まち(ミクストコミュニティ)の実現								
	(1) 多様な世代	代が安心して住み続けられる環境整備								
業務に関連する政策・施策		政策目標1:少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 12 号から第 15 号まで等						
		促進								
		施策目標1:居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅スト								
		ックの形成を図る								
当該項目の重要度、難易度	(困難度)	重要度:「高」	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表(令和5年度)5-①						
		住生活基本計画(全国計画)において、UR賃貸住宅団地の地域の医療		行政事業レビューシート番号 0006						
		福祉拠点化団地数を令和7年度に 150 団地とすることが成果指標とし								
		て掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、								
		子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・								
		医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現するこ								
		とが重要であるため。								
		難易度:「高」								
		地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつ								
		つ、地方公共団体、地域包括支援センター社会福祉協議会、大学、民間								
		事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築								

①主要なアウトプット (アウト	カム) 情報							(
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R元年度	R 2年度	R3年度	R 4 年度	R 5年度			R元年度	R 2年度	R3年度	R4年度	R 5 年度
医療福祉拠点化団地の形成 (計画値)	71 団地 (累計 120 団地程度)	_	20 団地 (累計 69 団地)	16 団地 (累計 100 団地)	5団地 (累計 117 団地)	8団地 (累計 128 団地)	6 団地 (累計 139 団地)		予算額(百万円)	459, 519	486, 713	488, 101	506, 727	505, 19
医療福祉拠点化団地の形成 (実績値)	_	_	35 団地 (累計 84 団地)	28 団地 (累計 112 団地)	8団地 (累計 120 団地)	13 団地 (累計 133 団地)	10 団地 (累計 143 団地)		決算額(百万円)	445, 711	459, 748	464, 914	471, 585	476, 25
達成率	_	_	175%	175%	160%	163%	167%		経常費用(百万円)	568, 809	575, 730	584, 227	554, 762	554, 99
									経常利益 (百万円)	76, 549	74, 358	87, 167	104, 646	102, 20
									行政コスト (百万円)	632, 684	663, 696	679, 799	669, 599	674, 68
									従事人員数 (人)	1, 592	1, 643	1,678	1, 703	1, 70

注)主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

して対応する必要があるため、難易度が高い。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2. 多様な世代が生き生きと	2 多様な世代が生き生きと	2 多様な世代が生き生きと	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>I-2-(1)	評定: A
暮らし続けられる住まい・ま	暮らし続けられる住まい・ま	暮らし続けられる住まい・ま	・UR賃貸住宅団地(大都市	<主な定量的な指標>	評定: A	
ち(ミクストコミュニティ)	ち(ミクストコミュニティ)	ち(ミクストコミュニティ)	圏の概ね 1,000 戸以上の団	・UR賃貸住宅団地(大都市圏の		<評価に至った理由>
の実現	の実現	の実現	地約 200 団地が対象)にお	概ね 1,000 戸以上の団地約 200	<評価の概要>	年度計画等で定めた定量的な指標につい
UR賃貸住宅においては、	UR賃貸住宅については、	UR賃貸住宅については、	ける地域の医療福祉拠点化	団地が対象) における地域の医	UR賃貸住宅の地域医療福祉	は、以下のとおり所期の目標を上回る成果が
居住者の高齢化、建物の高経	人口減少・少子高齢化等の社	人口減少・少子高齢化等の社	団地の形成数	療福祉拠点化団地の形成数	拠点化団地の形成数について、年	られていると認められる。
年化等の課題が存在するとと	会構造の変化に適切に対応す	会構造の変化に適切に対応す	新たに6団地(累計139団	新たに 10 団地 (累計 143 団地)	度計画に定めた6団地を上回る	・UR賃貸住宅団地(大都市圏のおおむね 1,00
もに、ライフスタイルの変化	るため、住宅セーフティネッ	るため、住宅セーフティネッ	地)		10 団地で形成に至った結果、中期	戸以上の団地約 200 団地が対象)におけるは
や、医療福祉機能、コミュニ	トとしての役割の充実を図る	トとしての役割の充実を図る		<その他の指標>	目標期間の計画値 71 団地(累計	域の医療福祉拠点化団地の形成数について
ティ機能といった団地に求め	とともに、国民共有の貴重な	とともに、国民共有の貴重な	<その他の指標>	・見守りサービス提供数 1,372	目標 120 団地) 形成に対し、94 団	地域に不足している医療福祉施設の誘致
られる機能が多様化している	地域資源として政策的役割を	地域資源として政策的役割を	・見守りサービス提供数	件	地(累計143団地)を形成し、目	を推進したこと等により、年度計画での目標
状況にある。	果たすため、持続可能な経営	果たすため、持続可能な経営	・健康寿命サポート住宅等の	・健康寿命サポート住宅等の高	標を大きく上回り、達成率は	「新たに6団地」に対し、実績値「新たに」
これまで、独立行政法人改	基盤の確立に向け、ストック	基盤の確立に向け、ストック	高齢者向け住宅の供給戸数	齢者向け住宅の供給戸数	167%となった。	団地 (達成率 167%)」であった。
革等に関する基本的な方針等	量の適正化を進めつつ、多様	量の適正化を進めつつ、多様	・子育て世帯を支援する住宅	22,000 戸を維持	これは、地方公共団体や地域包	
を踏まえ、ストック量の適正	な世代が安心して住み続けら	な世代が安心して住み続けら	の供給戸数	・子育て世帯を支援する住宅の	括支援センター、事業者、居住者	機構は、UR賃貸住宅団地において、幅広
化を図るとともに、住宅管理	れる環境整備、持続可能で活	れる環境整備、持続可能で活	・大学等との間で締結した連	供給戸数 44 戸	等の地域関係者との丁寧な対話	世代や多様な世帯が安心して住み続けられ
コストの効率化に努め、繰越	力ある地域・まちづくりの推	力ある地域・まちづくりの推	携協定等の件数	・大学等との間で締結した連携協	を継続し、連携体制を円滑に構築	住環境を実現するため、以下の取組を実施
欠損金の解消が見込まれるな	進、UR賃貸住宅における安	進、UR賃貸住宅における安		定等の件数 66 件	できたこと、また、地域関係者と	た。
ど、財務体質の強化に取り組	全・安心・快適な暮らしの実	全・安心・快適な暮らしの実	<評価の視点>		の信頼関係に基づくネットワー	・地域医療福祉拠点化に関する効果把握の
んできたところである。こう	現の3つの視点で、UR賃貸	現の3つの視点で、UR賃貸	・地域と連携しつつ、地域に		クを活用し、団地・地域ごとの状	め、居住者アンケートなどを実施した。
した状況を踏まえ、将来の家	住宅ストックの多様な活用を	住宅ストックの多様な活用を	不足している医療福祉施設		況・課題等に応じた多種多様な施	・ストック再生・再編等の推進により生み出
賃収入を確保するため、これ	行い「多様な世代が生き生き	行い「多様な世代が生き生き	の誘致等を推進することに		策を実施するなど、これまで培っ	れた整備敷地を活用すること等により、高齢
まで抑制してきたストックへ	と暮らし続けられる住まい・	と暮らし続けられる住まい・	より、団地やその周辺地域		てきたノウハウを総動員したこ	者施設(令和5年度末現在488件)や子育
の投資を促進することが必要	まち(ミクストコミュニテ	まち(ミクストコミュニテ	に居住する高齢者世帯、子		とによるものである。地域医療福	支援施設(令和5年度末現在645件)を誘
である。	ィ)」の実現を目指す。	ィ)」の実現を目指す。	育て世帯等の幅広い世代や		祉拠点化団地に配置した「生活支	した。
また、UR賃貸住宅は、人			多様な世帯が安心して住み		援アドバイザー」等が、地域関係	・コミュニティスペースを整備し、当該スペ
口減少・少子高齢化等の社会			続けられる住環境の整備を		者等と連携し、コロナ禍において	スを活用した多世代が参加できる健康増
構造の変化に適切に対応する			推進しているか。		途絶えた連携体制の再構築を図	プログラムを開催するなど、施設改修と連
ため、重層的かつ柔軟な住宅					ったことや地域住民のニーズ等	したイベント等のソフト施策を実施し、U
セーフティネットとしての役					を一つ一つ把握しながら、工夫を	賃貸住宅団地を中心としたミクストコミ
割の充実を図るとともに、国					凝らして地域活動を再開するな	ニティの形成に資する取組を実施した。
民共有の貴重な地域資源とし					どしたことは、高齢者等多様な世	・健康寿命の延伸をサポートすることを目的
て、今後も政策的役割を果た					代の顔の見える関係性づくりや	したバリアフリー仕様の住戸である「健康
すため、「多様な世代が生き生					交流機会の創出といった高いニ	命サポート住宅」を 1,207 戸供給し、既存
きと暮らし続けられる住ま					ーズへの適切な対応であり、各団	高齢者向け優良賃貸住宅と合わせ、高齢者
い・まち」の実現を目指すこ					地の地域関係者等から「高齢者を	け住宅の管理戸数約22,000戸を維持した。
とが重要である。					含む近隣トラブルが解決した」等	・民間事業者と連携し、基本的に全国の居住
このため、機構は、持続可					 と評価されている。	 が低廉な料金で受けられる見守りサービ

能な経営基盤の確立に向け、 ストック量の適正化の取組を 着実に進めつつ、UR賃貸住 宅ストックの多様な活用を図 るため、多様な世代が安心し て住み続けられる環境整備、 持続可能で活力ある地域・ま ちづくりの推進、UR賃貸住 宅における安全・安心・快適 な暮らしの実現の3つの視点 で取り組むこと。

(1)多様な世代が安心して 住み続けられる環境整備

少子高齢化の進展、単身世 帯等の増加等に伴い、住民同 士のコミュニティが希薄化す るといった事態に直面してお り、UR賃貸住宅団地及びそ の周辺地域も含めた住民が安 心して健やかに住み続けられ るよう、地方公共団体や民間 事業者等の多様な主体と連携 い世代や多様な世帯が安心し

組を行うこと。

- UR賃貸住宅団地を活用 の提供等を行う。 し、地域の医療福祉拠点 ① 地域の医療福祉拠点化 化の形成を一層推進す ること。
- や多様な世帯が互いに交上 成に向けた取組を実施す ること。また、コミュニ できるよう、平成26年度から

(1)多様な世代が安心して 住み続けられる環境整備

UR賃貸住宅においては、 地方公共団体、医療法人、社 会福祉法人、民間事業者等、 地域関係者と連携しつつ、地 域の医療福祉拠点化や高齢者 向け住宅の供給、安心して子 育てができる住環境の整備に より、住宅セーフティネット としての役割の充実を図り、 し、高齢者、子育て等の幅広 高齢者世帯、子育て世帯等の 幅広い世代や多様な世帯が安 て住み続けられる住環境を整一心して住み続けられる住環境 備することが求められていしを整備する。また、多様化す るライフスタイルへの対応を このため、機構は、次の取図るため、民間事業者等との 連携による生活支援サービス

機構は、UR賃貸住宅団地 内に地域に不足している医療 ・UR賃貸住宅団地を含む 福祉施設の誘致等を推進し、 地域一体で、幅広い世代 | UR賃貸住宅の生活環境の向 上を図るとともに、周辺地域 きと暮らし続けられるミー提供されることで、団地やそ クストコミュニティの形 | の周辺地域において、安心し て健やかに住み続けることが

(1) 多様な世代が安心して 住み続けられる環境整備

UR賃貸住宅においては、 地方公共団体、医療法人、社 会福祉法人、民間事業者等、 地域関係者と連携しつつ、地 域の医療福祉拠点化や高齢者 向け住宅の供給、安心して子 育てができる住環境の整備に より、住宅セーフティネット としての役割の充実を図り、 高齢者世帯、子育て世帯等の 幅広い世代や多様な世帯が安 心して住み続けられる住環境 を整備する。また、多様化す るライフスタイルへの対応を 図るため、民間事業者等との 連携による生活支援サービス の提供等を行う。

① 地域の医療福祉拠点化

できるよう、平成26年度から

機構は、UR賃貸住宅団地 内に地域に不足している医療 福祉施設の誘致等を推進し、 UR賃貸住宅の生活環境の向 上を図るとともに、周辺地域 流し、支え合い、生き生┃にも医療、福祉サービス等が┃にも医療、福祉サービス等が 提供されることで、団地やそ の周辺地域において、安心し て健やかに住み続けることが

また、令和4年度から試行実施 しているUR子育てサポーター については、令和5年度から対象 エリアに配置することで本格的 にサービスを開始し、子育てしや すい環境の充実を図っている。

地域医療福祉拠点化を進めた 団地を中心に、連携体制を構築し た地域関係者に加え地方公共団 体、大学、民間事業者等との連携 や、豊かな屋外空間・共用部等団 地の強みを活かした施策を展開 することで、「地域住民同士で新 たな交流が生まれた」など評価の 声を得ており、地域の豊かなコミ ュニティ醸成を促進した。

を提供(令和5年度申込件数1,372件)した。 また、団地に常駐し、高齢者への相談対応等 を行う生活支援アドバイザーを令和5年度 までに184人配置し、個別に対応が必要な事 案においても、地域の関係者等と連携した適 切な対応がとられた。

- ・子育て世帯及び新婚世帯を対象とした家賃減 額を行う「子育て割」を実施(令和5年度適 用件数44戸)したほか、子育て世帯とそれを 支援する親世帯が近居するに当たり、UR賃 貸住宅に子育て世帯が入居する場合に適用 される「近居割」について、令和5年度にお いては2.201戸で実施し、子育て世帯を支援 する住宅を供給した。さらに、UR賃貸住宅 団地やその周辺地域における子育て関連情 報の発信、子育て世帯の交流イベントの企画 や相談対応等により、子育て世帯の支援に取 り組む「子育てサポーター」を3エリアに配 置した。令和4年度は試行的な配置であった が、令和5年度は、本格的にサービスを開始 し、子育てサポーター企画運営のイベントを 令和5年度に37回実施するなど、子育てし やすい環境の充実を図った。
- ・多様なライフスタイルに対応するため、大学 や民間事業者等との連携拡大(令和5年度末 現在有効な連携協定数 66 件) を図り、新たな サービスの提供に取り組んだ。また、機構と 関わりのある地方都市と連携したマルシェ 等、機構の強みを生かしたイベントを開催す るなどの取組を行った。

これらを踏まえ、機構の活動により、令和5 年度における所期の目標を上回っていること、 幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続け られる住環境の整備に係る優れた取組を実施 し地域医療福祉拠点の形成を進めたこと、既存 サービスの拡充や政策的なニーズに対応した 新たな取組に着手したことを総合的に勘案し、

「AI評定とする。

① 地域の医療福祉拠点化

超高齢社会への対応として、地 域に不足している医療福祉施設 をUR賃貸住宅団地内への誘致 等を推進し、UR賃貸住宅の生活 環境の向上を図るとともに、周辺 地域にも医療・介護サービス等を 提供する地域の医療福祉拠点の 形成を推進している。

令和5年度には、新たに5団地 (大都市圏の概ね1,000戸以上の せる取組や、高齢者の健 康寿命の延伸や生きがい 実すること。

- ・高齢者が団地に住み続け に、見守りサービス等を 推進すること。併せて、 高齢化や健康寿命の延伸 ついて検証すること。
- すること。
- 民間事業者等との連携に より、多様なライフスタ イルや柔軟な働き方の実 現に向けた取組を充実す ること。

ティを維持し、活性化さ UR賃貸住宅団地を活用した 地域の医療福祉拠点化(以下 「地域医療福祉拠点化」とい 創出に寄与する取組を充 | う。)を進めており、今後も更 | う。)を進めており、今後も更 なる推進を図る。

地域医療福祉拠点化に当た られる住環境を整備するしっては、地域と連携しつつ、 ため、高齢者向けの住宅 地域に不足している医療施 設等の充実を図るとともに、 高齢者向け住宅や子育て世帯 向け住宅の供給等により幅広 の状況を踏まえ、UR賃 い世代や多様な世帯に対応し 貸住宅における高齢者向した居住環境の整備を進める。 けの住宅供給のあり方にしまた、高齢者世帯だけでなく 若者世帯、子育て世帯等を含 ・子育て世帯が安心して子 むコミュニティ醸成を推進す 育てしやすい環境を整備 | ることで地域における包括的 な支援やサービスを提供する 地域包括ケアシステム等の体 制の構築に貢献する。さらに、 これらの施策を進めたことに よる効果を把握、分析し、適 進するものとする。

> 地域医療福祉拠点化につい ては、令和5年度までに累計

UR賃貸住宅団地を活用した 地域の医療福祉拠点化(以下 「地域医療福祉拠点化」とい なる推進を図る。

地域医療福祉拠点化に当た っては、地域と連携しつつ、 地域に不足している医療施 を適切に供給するととも | 設・介護施設・子育て支援施 | 設・介護施設・子育て支援施 設等の充実を図るとともに、 高齢者向け住宅や子育て世帯 向け住宅の供給等により幅広 い世代や多様な世帯に対応し た居住環境の整備を進める。 また、高齢者世帯だけでなく 若者世帯、子育て世帯等を含 むコミュニティ醸成を推進す ることで地域における包括的 な支援やサービスを提供する 地域包括ケアシステム等の体 制の構築に貢献する。さらに、 これらの施策を進めたことに よる効果を把握、分析し、そ 切に地域医療福祉拠点化を推しの結果を適切に活用して地域 医療福祉拠点化を推進するも のとする。

> 地域医療福祉拠点化につい で 120 団地程度の形成を目指 | ては、令和3年度末時点にお いて、中期目標に定められて いる「累計で120団地程度」 (概ね1,000戸以上に限る。) の形成を前倒しで達成。引き 続き施策を推進し、令和5年 度においては、新たに6団地 (累計で139団地)の形成を 目指す。

> UR賃貸住宅団地を含む地 域一体で、互いに交流し、支 域一体で、互いに交流し、支 え合い、幅広い世代や多様な | え合い、幅広い世代や多様な 世帯が生き生きと暮らし続け

> ② 豊かなコミュニティ醸成 | ② 豊かなコミュニティ醸成 UR賃貸住宅団地を含む地 世帯が生き生きと暮らし続け

団地) において着手し、新たに10 団地(大都市圏の概ね1,000戸以 上の団地) において形成し計画値 の6団地を大きく上回った(累計 143 団地)。

具体的には、ストック活用・再 生等の推進により生み出された 整備敷地の活用等により、高齢 者・子育て支援施設を誘致した。 令和5年度末現在の高齢者支援 施設は488件、子育て支援施設は 645件となっている。

また、地域医療福祉拠点化の進 捗状況や特徴を定期的に評価・見 える化し、その後の整備等の方向 性を共有化した。

令和2年度に施策効果の把握・ 分析を実施し、それを踏まえ、令 和3・4年度において、今後の継 続実施に係る検討を行っており、 令和5年度には、新たな効果把 握・分析を実施しており、令和6 年度中に分析結果を公表する予 定である。

② 豊かなコミュニティ醸成 UR賃貸住宅団地を含む地域 一体で交流を促進し、ミクストコ ミュニティの形成を推進するた

め、施設等の改修と並行してコミ

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし

<その他事項>

評定について、外部有識者5名全員が「A」 評定が妥当であるとの意見であった。

外部有識者からの主な意見は以下のとおり。

- 増加する単身高齢世帯への支援、子育て支援 の強化、居住者の参加を前提としたコミュニ ティの実現、地域の社会資源との連携など、 少子高齢化社会への対応を地道に着実に推 進している点は評価に値する。
- 生活支援アドバイザーの実践知を活用しなが ら、高齢者が子育て支援をサポートするなど 新たなミクストコミュニティを創造してほ LV
- ・今後、ウェルビーイング指標などを用いなが ら居住者向け調査などを行い、アウトカム指 標に取り込み、社会的インパクトにつながる ことを期待している。
- ・定量目標の達成率、またその他子育てサポー ターや生活支援アドバイザーの配置におい ても十分な実績があり、A評定で問題ないと 考える。
- ・日本の高齢化社会へのスピードとの関係で、 そのインフラともいうべき医療福祉拠点化 団地の形成数が、計画値が6団地に対し実績 値は 10 団地となっており十分な達成率とな っていること、さらに、生活支援アドバイザ 一の配置及び、子育てサポーターの本格稼働 を推進し、さらには、地域住民とのコミュニ ティづくり等、少子高齢化を支えるインフラ づくりを着々と進めていることはA評定に 値する。

られる住まい・まち (ミクス) られる住まい・まち (ミクス トコミュニティ)を形成する ため、団地内でのコミュニテ│ため、団地内でのコミュニテ ィ拠点の整備やイベントの開│ィ拠点の整備やイベントの開 催等、交流、支え合いの場の「催等、交流、支え合いの場の」 提供を推進する。

また、地域のコミュニティーまた、地域のコミュニティを を維持し、活性化させるとと「維持し、活性化させるととも もに、健康寿命の延伸や生き」に、健康寿命の延伸や生きが がいの創出に寄与するため、 地域関係者や大学等との連携 | 域関係者や大学等との連携を を図り、多様な世帯の交流を | 図り、多様な世帯の交流を促 促進させるとともに、高齢者 | 進させるとともに、高齢者の の社会参画機会の創出等を図 社会参画機会の創出等を図 る。

トコミュニティ)を形成する 提供を推進する。

いの創出に寄与するため、地

ュニティ形成に資するイベント を開催するなどハード・ソフト両 面の施策を行った。

袖ヶ浦団地 (千葉県習志野市) では、地域関係者からの団地内の一では、自治会等からの「気軽に立 共用空間を活かしたコミュニテ | ち寄ることができる、心地よい空 ィ醸成に資するスペースの整備│間」となるコミュニティスペース について要望があったことを踏 | 整備の要望を踏まえ、コミュニテ まえ、団地と地域の多様なひと・ ィスペース「団地いどばたラボ」 もの・ことが集まり豊かな交流や を整備した (R5.4)。 当該スペース アイデアが実践できるコミュニーに加え、㈱ボーネルンドと連携し ティスペース「団地いどばたラ | て屋外空間に設置したフィット ボ」を開設した(R5.4)。「団地い | ネス器具等を活用し、「団地いど どばたラボ」に加え、㈱ボーネル | ばたマーケット」を開催した ンドと連携してフィットネス器 (R5.6・9・12)。イベント参加者 具等を整備した屋外空間とを連│からは「高齢化が進む中、器具設 動させ、「つどう」「つくる」「ひろ」置やイベント等により子どもが げる」をテーマに多世代が集まり **|**集い、活気が出るのは良い | など 楽しむ「団地いどばたマーケッ」の声を頂き、屋内外の環境を活か ト」を開催し(R5.6・9・12)、団 した多世代が参加しやすいイベ 地や地域の新たなコミュニティ ントを実施することで、団地居住 や交流する場の創出等を行った。

花畑団地 (東京都足立区) では、 実施し(R5.7)、自治会と花畑ささ に貢献している。 えあいプロジェクトが連携して 安否確認訓練を実施するなど地

<具体的な事例・評価> (①及び②)

袖ヶ浦団地 (千葉県習志野市) 者や近隣住民から好評を得た。

花畑団地 (東京都足立区) では、 自治会等から、近年の災害の状況 | 自治会等からの防災意識の醸成 を踏まえ地域における防災意識 | やコミュニティ形成の要望を踏 の醸成や、コミュニティ形成の必しまえ、地域関係者と連携した地区 要性について議論提起があり、地 | 防災計画作成に係る会議を組織 域関係者と連携して地区防災計Ⅰし、花畑地区の地区防災計画を策 画を作るための会議「みんなでつ | 定した(R5.7)。当該計画を踏まえ くろう防災計画」を、"花畑ささえ | たイベントの実施を通して、地域 あいプロジェクト"と銘打って実 住民からは「普段お話しができな 施し(R4.8~)、花畑地区の地区防 い方と話ができて良かった」「普 災計画の策定に至った(R5.7)。ま | 段から顔が見える繋がりを持つ た、防災意識の向上と、連携して「ことも大事だと感じた」などの声 いる大学の学生と地域住民の交 を頂くなど、地域住民への防災意 流を目的とした防災キャンプを|識とともにコミュニティの醸成

③ 高齢者向け住宅の供給、 ③ 高齢者向け住宅の供給、 見守りサービスの推進

高齢者が団地に住み続けら れる住環境を整備するため、れる住環境を整備するため、 既存のUR賃貸住宅団地を活 | 既存のUR賃貸住宅団地を活 用し、高齢者の自立した生活 用し、高齢者の自立した生活 を前提とした地域優良賃貸住 を前提とした地域優良賃貸住 宅制度を活用した住宅の供給 や見守りに関するサービスの「や見守りに関するサービスの」 推進等を行うほか、住替え支 推進等を行うほか、住替え支 援等高齢者の身体状況の変化 接等高齢者の身体状況の変化 に応じた対応などを推進す

併せて、高齢化や健康寿命 の延伸の状況を踏まえ、UR の延伸の状況を踏まえ、UR 賃貸住宅における高齢者向け 賃貸住宅における高齢者向け の住宅供給のあり方について一の住宅供給のあり方について 検証する。

見守りサービスの推進

高齢者が団地に住み続けら 宅制度を活用した住宅の供給 に応じた対応などを推進す

併せて、高齢化や健康寿命 検証する。

域関係者と連動して地域で支え 合う関係づくりを推進するとと もに防災意識の醸成を図った。

③ 高齢者向け住宅の供給、見守 りサービスの推進

自立高齢者が安心して住み続|サービスの提供等を進めた。 けられるよう、移動に伴う転倒防 止等に配慮した住宅「健康寿命サ ポート住宅」を供給(1,207戸) し、既存の高齢者向け優良賃貸住 宅と合わせ、高齢者向け住宅の 22,000 戸供給を維持した。

また、高齢者世帯等が安心して 住み続けられる環境を整備する ため、民間事業者と連携し、基本 的に全国の居住者が低廉な料金 で利用でき、人感センサーを室内 に設置して本人に異常がないか 確認・連絡等を行う「見守りサー ビス」は引き続き提供しており (令和5年度申込件数は 1,372 件)、令和4年度から事業者の選 択肢が増加し、駆けつけ等のオプ ションを含めたサービスの向上 が図られた。

賃貸住宅ストックの多様な活 用として、バリアフリー化等を施 した高齢者向け住宅や子育て世 帯を支援する住宅の供給等を適 切に実施するとともに、前述の見 守りサービスの提供等を含め、高 齢者世帯、子育て世帯等の幅広い 世代や多様な世帯が安心して住 み続けられる住環境の整備を実 施した。

また、団地に常駐し、高齢者等 計 184 人となっている。

(②及び③)

高齢者向け住宅や子育て世帯 を支援する住宅の供給や見守り

また、配置を推進している生活 に対する見守りや相談対応等の 支援アドバイザーが、生活に困窮 居住者サービスを提供する生活 する高齢者への対応等について、 支援アドバイザーの配置を推進 | 必要な各地域関係者や専門機関 しており、令和5年度末時点で累 | 等に適切に繋ぎ、団地を含む地域 の高齢者等の見守りを連携して

④ 安心して子育てができる ④ 安心して子育てができる 住環境の整備 住環境の整備 子育て世帯が安心して子育 子育て世帯が安心して子育 てしやすい住環境を整備する | てしやすい住環境を整備する ため、地域優良賃貸住宅制度 ため、地域優良賃貸住宅制度 を活用した住宅や子育て世帯を活用した住宅、子育て世帯 に配慮した設備等を備えた住 に配慮した設備等を備えた住 宅等の子育て世帯向け住宅の 宅等の子育て世帯向け住宅の 供給、子育て支援施設の誘致、 供給や子育て世帯に対する近 子育て世帯の相互交流や助け 居促進制度による支援の実 合いを支援するサービスの提│施、子育て支援施設の誘致、 供などを促進する。 子育て世帯の相互交流や助け 合いを支援するサービスの提 供などを促進する。

た施策を推進し、高齢者等の生きしいる。 がい創出につなげている。

④ 安心して子育てができる住 環境の整備

子育て世帯及び新婚世帯を応 援するため、地域優良賃貸住宅制 度を活用し、一定の要件を満たす 新規居住者の家賃を最大2割減 額する「子育て割」を、引き続き 着実に供給し、令和5年度は新た に44戸の供給を行った。

また、令和4年1月からは、子 育て世帯とこれを支援する親世 帯等が近居する場合に、UR賃貸 住宅に新たに入居する子育て世 帯に対して家賃減額(近居割)を 拡充することとし、令和5年度末 時点において2,201戸で実施する など、安心して子育てできる環境 整備を図った。

さらに、令和4年度に試行配置 UR子育てサポーターについ ター企画運営のイベントは令和 実に寄与している。 5年度に37回実施した。

加えて、ストック活用・再生等 の推進により生み出された整備 敷地の活用等により、子育て支援 施設等を誘致した。令和5年度末

高齢者等を中心とした地域住 実施することで、地域住民や地域 民各々のニーズ把握に努め、地域 関係者から感謝の声を頂いてい 関係者との連携を図ることで、緩 る。このように、居住者に安心感 やかな見守り体制の構築に資す を与えるとともに、地域関係者と るとともに、地域に寄り添ったイ┃の連携を一層深化させることで、 ベント企画やハード整備といっ 団地の住環境の向上に貢献して

したUR子育てサポーターにつして、本格的に体制構築すること いて、令和5年度は本格実施とし一で、地域のニーズに沿った、子育 て提供エリアに配置し、地域の二│て世帯向けの情報発信やイベン ーズを把握しやすい体制を構築 ト開催等のサービスを提供し、イ することで、子育て世帯向けの情┃ベント参加者からは、「参加者同 報発信やイベント開催、子育て世 | 士で顔見知りになり、日常的な交 帯の相談対応等のサービスを提|流することができた」と評価され 供した。なお、UR子育てサポー | ており、子育てしやすい環境の充

現在の子育て支援施設は645件と なっている。(再掲) 各団地において、子育て世帯の 相互交流や助け合いを支援する サービスの提供等を促進した。 (②及び④) 光が丘パークタウン公園南(東 光が丘パークタウン公園南(東 京都練馬区)では、自治会や地域 | 京都練馬区)においては、自治会 の子育て団体等と子育て支援に「や地域の子育て団体等の要望を 係るスペース整備について議論 | 踏まえ整備したコミュニティス を重ね、令和5年1月に団地共用 | ペースを活用し、子育て世帯に向 部に開設した地域の子育て世帯│けたイベントを開催することで、 の活動を応援するコミュニティ | 子育てしやすい環境の整備等を スペースを用いたオープニング | 実施した。地域住民からは「子ど イベント (R5.1・5) として、お魚 もを遊ばせながら、同じ地域のマ つり遊び、鬼の面づくり等の親子│マやパパたちと交流することが で参加できるメニューを用意す「できた」などの声を頂くなど、多 るなど、子どもや子育て世帯の二 | 様なニーズに対応しながら交流 ーズを踏まえたコミュニティ形 |機会の創出を図ることでコミュ 成を進めた。 ニティの醸成に寄与した。 水草団地(愛知県名古屋市)に 過年度に協定締結した日本赤 おいては、日本赤十字社との連携 十字社とは、福生団地(東京都福 の下、団地の集会所等を活用し 生市)、水草団地 (愛知県名古屋 て、夏休み期間における子どもの | 市) 及び浜甲子園なぎさ街団地 居場所づくりを学び・遊びを実践 (兵庫県西宮市)において、救命・ するかたちで行った。その他、日│健康支援講習会、防災セミナー、 本赤十字社とは令和4年度に締 集会所等を活用した夏休み期間 結した連携協定に基づき、浜甲子 | 中の子どもの居場所づくり等、多 園なぎさ街団地(兵庫県西宮市) くの地域で協働での活動を展開 をはじめとする各地の団地におし、連携の深化を図るとともに、 いて、救命・健康支援講習会、防 地域の健康・安全な生活及び地域 災セミナー等を行うなど、連携を コミュニティの活性化に寄与し 深化させた。 ⑤ 多様なライフスタイルへ ⑤ 多様なライフスタイルへ ⑤ 多様なライフスタイルへの の対応 の対応 多様なライフスタイルに対 多様なライフスタイルに対 コロナ禍で蓄積してきたノウ ハウ・団地の豊かな空間・豊富な 応し、柔軟な働き方の実現に | 応し、柔軟な働き方の実現に 寄与するため、民間事業者、│寄与するため、民間事業者、 住戸バリエーション等、団地の強 大学等との連携により、高齢 | 大学等との連携により、高齢 みを活かした「新しいくらし」の 者世帯、子育て世帯等の生活 | 者世帯、子育て世帯等の生活 提案を行い、地域関係者と連携 利便性の向上に資する生活支 利便性の向上に資する生活支 し、新たなサービスを試行的に実 援サービスの導入や、テレワ | 援サービスの導入や、テレワ 施した。 (③及び⑤)

ークへの対応等を図る。

を考慮し、機構と連携する民る。 間事業者等がともに収益向上 スキームを導入するなど、連 水準の向上を図る。

ークへの対応等を図る。これ 民間事業者等との連携に当しらの施策については、コロナ たっては、民間事業者等の意 | 禍を契機とした生活様式や働 向や収益性等、事業上の課題 き方の変化も踏まえて実施す

民間事業者等との連携に当 を図ることが可能となる事業 たっては、民間事業者等の意 向や収益性等、事業上の課題 携手法の多様化を図るととも を考慮し、機構と連携する民 に、民間等のノウハウを適切 間事業者等がともに収益向上 に活用することで、サービス を図ることが可能となる事業 スキームを導入するなど、連 携手法の多様化を図るととも に、民間等のノウハウを適切 に活用することで、サービス 水準の向上を図る。

豊洲四丁目団地(東京都江東 や「コミュニティ活性化」のため に対応する取組を進めている。 の建築計画の指針や効果的なコ ミュケーション創出の計画づく り等を推進している。

このように、令和5年度におい ても着実に連携先の拡大に努め、 令和6年3月31日現在で有効な 連携協定数は66件となっている。 このほか「URふるさと応援プロ 団地マルシェ | (R5, 10)を開催し た。また、田島団地(埼玉県さい たま市)では宮城復興局・岩手復 物などを販売するマルシェ等を いることから、A評定とする。 開催し、地域住民と地方都市の交 流促進を図った。

豊洲四丁目団地(東京都江東 区)においては、芝浦工業大学と 区)では、他団地で連携した取組 連携協定を締結(R5.9)し、持続可 を実施していた芝浦工業大学と 能な地域づくりとして、居住者の「連携協定を締結し、団地居住者に 外出行動や他者とのかかわり等┃調査・ヒアリングを行い、多様化 を調査の上、「孤独・孤立の防止」│するライフスタイルを建築計画

このほか「URふるさと応援プ ジェクト」として、機構が事業で「ロジェクト」として、アーベイン 関わる地方都市等と団地の連携 ルネス若久団地(福岡県福岡市)、 を令和3年度から本格的に実施 | 田島団地(埼玉県さいたま市)及 している。令和5年度はアーベイ びキャナルタウンウエスト(兵庫 ンルネス若久団地(福岡県福岡 | 県神戸市)において開催したマル 市)では、令和2年度に協定を締 シェ等を通じ、団地空間等を活用 結し連携している純真短期大学│した地方都市の魅力発信や、団地 と、地方都市再生に取り組む地方 を中心とした地域住民と地方都 公共団体(熊本県荒尾市・福岡県 市の交流の促進に寄与し、新しい 朝倉市)等をつなぎ、野菜の直販 つながりを創出するとともに、地 や移動販売の要素も加えた「若久│域経済の活性化にも寄与してい

以上により、団地だけでなく地 興局と連携し、三陸地方の紹介や 域コミュニティの拠点となる施 地元の特産品を扱うマルシェを | 設整備や多様な世代・ライフスタ 実施し、キャナルタウンウエスト「イルへ対応するソフト展開を実 (兵庫県神戸市)では鳥取県米子 施するなど、年度計画における所 市と連携し、産地直送の野菜や果 期の目標を上回る成果をあげて

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I-2-2 I 国民に対して提供する	サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき技	昔置						
2 多様な世代が生き	生きと暮らし続けられる住まい・まち(ミクストコミュニティ)の実現							
(2) 持続可能で	ご活力ある地域・まちづくりの推進							
業務に関連する政策・施策	政策目標 1:少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 12 号から第 15 号まで等					
	の促進							
	施策目標 1:居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ス							
	トックの形成を図る							
	政策目標 7:都市再生・地域再生の推進							
	施策目標25:都市再生・地域再生を推進する							
当該項目の重要度、難易度 (困難度)	重要度:「高」	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表(令和5年度)5-①、5-⑪					
	住生活基本計画(全国計画)において、コンパクトシティ等のまちづく		行政事業レビューシート番号 0006、0108、0109					
	りと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向							
	上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅							
	地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。							
	難易度:「高」							
	UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居							
	住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業							
	を進める必要があるため、難易度が高い。							

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット (アウト)	①主要なアウトプット(アウトカム)情報										上関する情報)			
指標等	達成目標	基準値	R元年度	R 2年度	R3年度	R 4年度	R 5年度			R元年度	R 2年度	R3年度	R 4年度	R 5年度
		(前中期目標												
		期間最終年度												
		値等)												
団地再生事業により供給した														
整備敷地等のうち、新たな機	概ね													
能の導入、又は既存の機能の	過半	_	50%	50%	42%	40%	50%		予算額(百万円)	459, 519	486, 713	488, 101	506, 727	505, 191
強化を目的とした供給割合	週干													
(計画値)														
団地再生事業により供給した														
整備敷地等のうち、新たな機														
能の導入、又は既存の機能の	_	_	78%	75%	60%	45%	78%		決算額(百万円)	445, 711	459, 748	464, 914	471, 585	476, 259
強化を目的とした供給割合														
(実績値)														
達成率	_	_	156%	150%	143%	113%	156%		経常費用(百万円)	568, 809	575, 730	584, 227	554, 762	554, 998
	_	_	_	_	_	_	_		経常利益(百万円)	76, 549	74, 358	87, 167	104, 646	102, 206
	_	_	_	_	_	_	_		行政コスト (百万円)	632, 684	663, 696	679, 799	669, 599	674, 689
	_	_	_	_	_	_	_		従事人員数 (人)	1, 592	1,643	1,678	1, 703	1, 709

注)主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 持続可能で活力ある地	(2) 持続可能で活力ある地	(2) 持続可能で活力ある地	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>I-2-(2)	評定: B
或・まちづくりの推進	域・まちづくりの推進	域・まちづくりの推進	・団地再生事業により供給し	<主な定量的な指標>	評定: A	
国民共有の貴重な地域資源	団地再生に当たっては、U	団地再生に当たっては、U	た整備敷地等のうち、新た	・団地再生事業により供給した整		<評定に至った理由>
であるUR賃貸住宅団地は、	R賃貸住宅団地のみならずそ	R賃貸住宅団地のみならずそ	な機能の導入、又は既存の	備敷地等のうち、新たな機能の	<評価の概要>	年度計画等で定めた主な定量的な指標
地域や団地の特性、住宅需要	の周辺地域の価値や魅力を高	の周辺地域の価値や魅力を高	機能の強化を目的として供	導入、又は既存の機能の強化を	団地再生事業により供給した	いては、以下のとおり所期の目標を達成し
の動向を踏まえつつ、地方公	めるため、地域や団地の特性、	めるため、地域や団地の特性、	給した割合 50%	目的として供給した割合	整備敷地等9件のうち7件は、地	ると認められる。
共団体や民間事業者等の多様	住宅需要の動向、機構の経営	住宅需要の動向、機構の経営		78%	方公共団体と連携協力の上、新た	・団地再生事業により供給した整備敷地等
な主体と連携・協力し、団地	環境を踏まえつつ、地方公共	環境を踏まえつつ、地方公共	<その他の指標>		な機能の導入等を目的に供給し、	ち、新たな機能の導入、又は既存の機能
の役割・機能の多様化を図る	団体や民間事業者等の多様な	団体や民間事業者等の多様な	・ストック削減戸数	<その他の指標>	社会課題の解決に貢献した。	化を目的として供給した割合について、
ことにより、持続可能で活力	主体と連携、協力し、団地の	主体と連携、協力し、団地の	・地方公共団体との間で締結	・ストック削減戸数	供給済みの整備敷地等では、地	公共団体との連携構築・強化を図り、地
あるまちづくりを進め、地域	役割・機能の多様化を図るこ	役割・機能の多様化を図るこ	した連携協定等の件数	6,055 戸	域の価値・魅力向上に資する施設	必要な拠点機能等の整備を推進したこ
の価値と魅力を高めることが	とにより、持続可能で活力あ	とにより、持続可能で活力あ		・地方公共団体との間で締結し	が開設した。	により、年度計画での目標「50%」に対
求められている。	る地域・まちづくりを推進す	る地域・まちづくりを推進す	<評価の視点>	た連携協定等の件数	これらにより、地方公共団体等	実績値「78%(達成率 156%)」であった。
このため、機構は、次の取	る。	る。	・UR賃貸住宅団地のみなら	46件(令和6年3月末時点で有	とともに、団地を貴重な地域資源	
組を行うこと。			ずその周辺地域の価値や魅	効なもの)	とした、持続可能で活力ある地	機構は、団地再生事業に当たって、持続
・地域の魅力を高める地域・	① 地域の魅力を高める団地	① 地域の魅力を高める団地	力を高めるため、多様な主	① 地域の魅力を高める団地へ	域・まちづくりの推進に貢献し	で活力あるまちづくりを推進するため以
まちづくりを推進するた	への再生	への再生	体と連携し、団地の役割・	の再生	た。	取組を実施した。
め、教育、業務、防災、交	地域の魅力を高めるため、	地域の魅力を高めるため、	機能の多様化を図ることに	地域の魅力を高めるため、幅広		・1,042 戸の建替住宅を供給するとともに
流、賑わい等の地域の多機	幅広い世代が安心して居住可	幅広い世代が安心して居住可	より、持続可能で活力ある	い世代が安心して居住可能な環	<具体的な事例・評価>	住者に対する説明会や移転折衝を行
能拠点の形成、安全・安心	能な環境整備を推進するほ	能な環境整備を推進するほ	地域・まちづくりを推進し	境整備を推進するほか、団地の役	南花台団地(大阪府河内長野	6,055 戸のストックを削減し、住宅スト
で快適なオープンスペース	か、教育、業務、防災、交流、	か、教育、業務、防災、交流、	ているか。	割、機能を多様化させ、より一層、	市)では、団地の集約事業を契機	の良質化とストック量の適正化を図った
等を備えた居住環境の創	賑わい等の地域の多機能拠点	賑わい、柔軟に働ける場等の		地域に開かれた団地への再生を	に、郊外型ニュータウンが抱える	・地域のまちづくりと団地再生事業を連携
出、良好な景観の形成等を	の形成、安全・安心で快適な	地域の多機能拠点の形成、安		推進した。	課題に危機感を持つ行政や、団地	進めるに当たり、地方公共団体等との間
進めるとともに、建替え、	オープンスペース等を備えた	全・安心で快適なオープンス		事業の実施に当たっては、建替	をフィールドとして研究する大	携協定等を締結(令和5年度に新たに網
集約、改善等を複合的・選	居住環境の創出、良好な景観	ペース等を備えた居住環境の		住宅を1,042戸(西大和(埼玉県	学と連携し、地域住民が主体とな	た6団体を含め、有効な連携協定等の件
	İ	I	i	1	1	I

創出、良好な景観の形成等、

団地の役割、機能を多様化さ

せ、より一層、地域に開かれ

なお、事業の実施に当たっ

ては、団地の特性、住宅需要

の動向等を踏まえ、近接地建

替えの実施も視野にエリア単

位での団地の統廃合・再配置

等を図り、建替え、集約、改

善等を複合的、選択的に行い、

資産の良質化とストック量の

適正化を図る。

た団地に再生する。

の形成等、団地の役割、機能

を多様化させ、より一層、地

域に開かれた団地に再生す

なお、事業の実施に当たっ

ては、団地の特性、住宅需要

の動向等を踏まえ、近接地建

替えの実施も視野にエリア単

位での団地の統廃合・再配置

等を図り、建替え、集約、改

善等を複合的、選択的に行い、

資産の良質化とストック量の

適正化を図る。

択的に実施し、計画的にス

トック再生を進めること。

持続可能な地域・まちづく

りに貢献するため、地方公

共団体等と連携し、地域の

課題解決に資する連携・協

力体制を構築するととも

に、団地再生を通じて、地

域の防災機能の強化、コン

パクトシティの実現に向け

たまちづくり、団地に隣接

する老朽化したマンション

の再生支援、公共公益施設

また、地域の関係者等から整備敷地等に導入 された新たな機能等に対する期待の声等も寄 せられている。

認められた。

46件(令和5年度末時点))し、地方公共団

体等との連携構築・関係強化を図った。この

うち、南花台団地では、整備敷地の供給に当

たり、地域の特性や需要に応じた新たな機能

を導入するため、地元自治体、大学と連携し、

まちづくりを進め、サッカースタジアム・公

園用地として、地元自治体へ特定譲渡するな ど、機構の有するノウハウを生かした取組が

和光市)、赤羽台(東京都板橋区)、

東中神駅北地区(東京都昭島市))

供給するとともに、UR賃貸住宅

ストックを 6,055 戸削減し、資産

の良質化とストック量の適正化

事業を予定する団地において、

コミュニティの活性化及び資産

の有効活用の観点から、定期借家

契約の導入を推進した。(令和5

全面借地方式市街地住宅につ

いては、土地所有者等と協議し、

を両輪で推進した。

年度契約件数 518 件)

る様々なまちづくりの取組を進

めている。令和5年度には、市へ

特定譲渡する形でサッカースタ

ジアム・公園用地を供給した。公

| 園づくりには、計画から運営まで

の整備プロセスに地域住民が関

わる仕組みを構築し、地域住民が

参加するワークショップを定期

的に開催する等愛着を持ち続け

られる公園を目指している。ま

た、サッカースタジアムは、なで

しこ1部リーグに所属する女子

サッカーチームの本拠地として

の再編・再整備を推進する こと。

また、事業を予定する団地 においては、個別団地の状況 等を踏まえ、必要に応じて、 コミュニティの活性化、資産 コミュニティの活性化、資産 の有効活用の観点から、定期 借家契約を導入する。

全面借地方式市街地住宅及 び特別借受賃貸住宅について は、土地所有者等との協議を 行い、譲渡、返還等を着実に 進める。

② 地方公共団体等との連携 による地域・まちづくりへの 貢献

持続可能で活力ある地域・ まちづくりに貢献するため、 地方公共団体等との密接な意 見交換の実施等により、地域 の課題解決に資する連携・協 力体制を構築する。また、団 地再生に併せて、地域に必要 とされる拠点機能の整備、防 災機能の強化、コンパクトシ ティの実現に向けたまちづく り、団地に隣接する老朽化し たマンションの再生支援や公 共公益施設の再編・再整備等 を推進する。

さらに、団地再生に伴い整 備した敷地の民間事業者等へ の譲渡等を通じて、民間事業 者、社会福祉法人、医療法人 等の多様な事業主体と協働 し、医療、福祉、介護、商業、 生活支援施設等、地域に必要 な拠点機能の整備を推進する とともに、民間事業者の事業 機会を創出する。

また、事業を予定する団地 においては、個別団地の状況 等を踏まえ、必要に応じて、 の有効活用の観点から、定期 借家契約を導入する。

全面借地方式市街地住宅及 び特別借受賃貸住宅について は、土地所有者等との協議を 行い、譲渡、返還等を着実に 進める。

② 地方公共団体等との連携 による地域・まちづくりへ の貢献

持続可能で活力ある地域・ まちづくりに貢献するため、 地方公共団体等との密接な意 見交換の実施等により、地域 の課題解決に資する連携・協 力体制を構築する。また、団 地再生に併せて、地域に必要 とされる拠点機能の整備、防 災機能の強化、コンパクトシ ティの実現に向けたまちづく り、団地に隣接する老朽化し たマンションの再生支援や公 共公益施設の再編・再整備等 を推進する。

さらに、団地再生に伴い整 備した敷地の民間事業者等へ の譲渡等を通じて、民間事業 者、社会福祉法人、医療法人 等の多様な事業主体と協働 し、医療、福祉、介護、商業、 生活支援施設等、地域に必要 な拠点機能の整備を推進する とともに、民間事業者の事業 機会を創出する。

11 団地の譲渡、返還等の手続を完 | 活用し、市が目指す地元チームの 了した。

特別借受賃貸住宅については、 期間満了に伴い建物所有者に2 団地を返還した。

応援を通じた地域活性化やサッ カーチームのまちづくり活動へ の参加、スタジアムの地域開放に よるスポーツ振興など、サッカー チームと連携したまちづくりの 促進を支援している。

これらを踏まえ、令和5年度における所期の 目標を達成していること、持続可能で活力ある まちづくりを推進するための取組を実施した ことを総合的に勘案し、「B」評定とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし

<その他事項>

評定について、外部有識者は5名全員が「B | 評定が妥当であるとの意見であった。

外部有識者からの主な意見は以下のとおり。

- ・本項目の業務実績評価に当たり、定量目標に ついては、実績値 78% (計画値 50%) となっ ているが、9件のうち7件と、そもそもの件 数が多くはないので、達成率は参考値として 扱うことが望ましい。
- ・整備敷地等のうち、新たな機能を導入・既存 の機能の強化を目的として供給した7件は、 地方自治体との連携や新たな民間事業者の 発掘により持続可能で活力ある地域・まちづ くりの推進に貢献したと認められる。
- ・新たな機能導入・既存の機能の強化を目的と した整備敷地等の供給として7件があげら れているが、このうち赤羽台(文化施設)、南 花台(サッカースタジアム)を除けば、いず れも団地再生で標準的に想定できる新たな 機能であり、サッカースタジアムも地元地方 公共団体からの要請によるものと認識して おり、機構発意とは言い難い。以上よりB評 定と判断する。なお、赤羽台で導入されたU Rまちとくらしのミュージアムは機構なら ではの文化施設であり、施設自体は大変高く 評価できる。
- ・団地再生事業により供給した整備敷地等のう ち、新たな機能の導入・既存の機能の強化を 目的として供給したものの割合が計画値 50% のところ、実績値として 78%、達成率は 156% で高い達成率となっている。一方で、中期目 標で想定している範囲内の取り組みであり

② 地方公共団体等との連携に よる地域・まちづくりへの貢献 団地の再生に併せ、地域の課題 解決に資する地方公共団体との 連携・協力体制を構築するため、 地方公共団体との間で新たに6 3月末時点)となった。なお、令 和5年度内に2件失効した連携 協定等があるが、これは、令和4 年度末に同一の地方公共団体(東 等に発展したことによるもの及 失効扱いとしたものである。

※相手先(主な内容)

- 及び高島平団地におけるウ ェルフェアの発展に向けた 連携協定書)
- 東京都板橋区(高島平地域の まちづくりの推進に係る基 本協定書)
- 東京都板橋区(高島平地域に おける交流核の整備推進に 係る実施協定書)
- とラインのブランディング に関する連携協定書)

赤羽台団地 (東京都北区) では、 団地の建替えを契機に、北区等と 連携し、地域に必要とされる多様 な機能を導入するなど、地域に開 かれた団地への再生を実現して いる。令和5年度には、日本の住 件*の連携協定等を締結し、有効 | まいとまちづくりを対象とした な連携協定等は46件(令和6年 都市の暮らしの歴史を学び、未来 を志向する情報発信施設である 「URまちとくらしのミュージ アム」が開館した。ミュージアム 棟及び保存住棟だけでなく屋外 京都板橋区)等と新たな連携協定 | 空間も含めた街区全体をミュー ジアムとして位置付け、地域住 び、連携目的を達したことにより | 民・団地住民のためのコミュニテ ィデザイン等の提案をする「まち とくらしのトライアルコンペ | を ・東京都板橋区等(高島平地域 | 実施するなど、新たな暮らし方を 探求するまちづくりの実験場と して活動の展開を予定している。 また、当団地において、東洋大学 情報連携学部との共同研究とし て、モニタリング住戸を用いた未 来の住まい方の研究等を行う OSUR を展開しているが、令和5年 度には、前中期目標期間の平成30 年度に供給した整備敷地に、同大 ・千葉県千葉市等(千葉うみさ) 学の校舎が新たに開設され、学び の空間形成が促進されている。

		地域活性化包括連携協定)	洋光台北団地(神奈川県横浜 市)では、日常生活圏域おいて、 小規模多機能型居住介護、看護小 規模多機能型居宅介護施設が未	中期計画における所期の目標を上回る成果が得られているとは言い難いとの評価もあり、令和5年度において取り組み内容に特別な変化や特筆すべきことがあったとも認め
		なまちづくりに関する覚書)	整備であるため、高齢者支援機能 の不足が課題となっていた。機構 は、整備敷地における施設誘致に	られないので、やや悩ましいところであるが、B評定が妥当であろうと思料する。
これらの施策を推進するこ	これらの施策を推進するこ	団地再生事業により供給した	あたり、市と連携し、小規模多機	
とにより、団地再生事業によ	とにより、令和5年度におい	整備敷地等(全9件)のうち、7	能型居宅介護事業所の設置を必	
り供給する整備敷地等のう	て団地再生事業により供給す	件*については、新たな機能の導	須とする公募を令和4年度に実	
ち、新たな機能の導入、又は	る整備敷地等のうち、新たな	入、又は既存の機能の強化を目的	施し、令和5年度に供給した。施	
既存の機能の強化を目的とし	機能の導入、又は既存の機能	として供給した(全体の約 78%)。	設には、地域交流スペースや広場	
て供給する割合について、概	の強化を目的として供給する	※ 主な用途(対象7件:団地名	が併設される見込みで、体操教室	
ね過半を目指す。	割合について、50%を目指す。	等)	や遊び教室、子ども食堂など、	
		・ 利便等: 1件(戸頭団地(茨	様々な地域交流に資するイベン	
		城県取手市、商業施設及び	トが行われる予定となっており、	
		医療・地域交流))	課題解決への貢献が見込まれる。	
		・ 高齢者生活支援: 2件(洋光		
		台北団地(神奈川県横浜市、	緑苑東団地(岐阜県各務原市)	
		小規模多機能型居宅介護事	では、当該地域が市内でも高齢化	
		業所)、緑苑東団地(岐阜県	が進んでいることから、地元自治	
		各務原市、ケアハウス(軽費	会から市に対して高齢者支援施	
		有料老人ホーム))))	設の誘致要望があり、市は誘致に	
		・ 地域交流: 2件(南花台団地	向けた検討を行っていた。機構	
		(大阪府河内長野市、公園・	は、こうした状況を踏まえ、整備	
		サッカーグラウンド)、高森	敷地における施設誘致にあたり、	
		台団地(愛知県春日井市、コ	高齢者福祉計画や介護保険事業	
		ミュニティ施設)、新多聞団	計画への位置付け等、市と連携	
		地(兵庫県神戸市、コミュニ	し、高齢者福祉施設を必須とする	
		ティ施設等))	公募を令和2年度に実施、基盤整	
		• 情報発信: 1 件(赤羽台団地	備完了後の令和5年度に供給し、	
		(東京都北区、URまちと	ケアハウス(軽費有料老人ホー	
		くらしのミュージアム)	ム)が整備される見込みである。	
		この他、住宅用途:2件(豊四	事業者は、施設を活用し団地居住	
		季団地(千葉県柏市)、山の田	者を含む地域住民に対し、生活相	
		団地(山口県下関市))	談を行う予定で、市は事業者によ	
			る地域連携にも期待している。	
			戸頭団地 (茨城県取手市) では、	
			当該地域の医療・福祉機能及び生	
			活利便性の確保が課題となって	

) 、よ。 松(井) よ。 お(出事) (山) マルン) よフ
いた。機構は、整備敷地における
施設誘致にあたり、市と協議し、
立地適正化計画おいて位置付け
られた都市機能誘導区域に求め
られる誘導施設(医療・福祉連携
施設、子育て施設、市民交流施設)
を誘致するべく令和5年度に公
募を実施し、医療・福祉連携施設、
市民交流施設、商業施設を計画す
る事業者に決定した。市や団地自
治会は、賑わい創出に寄与する機
能や地域医療福祉拠点化に資す
る機能の整備に期待している。
高森台団地(愛知県春日井市)
では、市や自治会から多世代の地
域交流に繋がる土地利用のニー
ズがあった。機構は、整備敷地に
おける施設誘致にあたり、多様な
業種にヒアリングする中で、地域
貢献を目的に地域の人々が集え
るコミュニティ施設の整備を目
指す事業者を発掘した。令和5年
度に地域住民のコミュニティ形
成に資する施設を必須条件とし
て公募し、供給した。市は、整備
予定の施設を通じて地域が盛り
上がることを期待し、団地自治会
も施設での活動を通じて、地域の
組織同士のつながりが出来るこ
とを期待している。
新多聞団地(兵庫県神戸市)で
は、団地及び地域の活性化に繋が
る土地利用の実現が課題となっ
ていた。機構は、整備敷地におけ
る施設誘致にあたり、地域の魅
力・価値向上に資する用途及び取
組を1つ以上実施することを条
件に令和4年度に公募し、令和5
年度に供給した。
1 DEPARTURE

選手電管諸語のの確認性をに のいて、含れる解理は、前は相目 報(神説川県ア/南市)の公面・ グラウンドを含わる複数の計解 した。 地方の無国な影響を締結し、地方 での意識な影響を締結し、地方公 場内な影響を締結し、地方公 場内はた。そのうち、「理解 手質は、たまで、人士は大阪の 関す業をされ、未来がらも知解理 でで、第399mにおからを見用・ 新用語域一音の数分を急める変 独である「手参与さとンイン」 ファジュアトの他派を任て、並 いに定義しプロジスタトの他派 を締結した。 本来が移向下とまた場響と を締結した。 本来が移向下とまたが地上を を締結した。 本来が移向下とまたが地上を がはたまたが、 本来が移向下とまたが地上を できた場合した。 本来が移向下とまたが地上を できた場合した。 本来が移向下とまたが地上を できたが、 を検索になった。 本来が移向下とまたが地上を できたが、 を持たした。 本来があるででは、 できたが、 をを締結した。 本来があるできたが、 なるからなった。 本来があるできたなからなからなからなからなからなからなからなからなからなからなからなからなからな
世 (特会川県李今輔市) の公園・ グラウントを含むり私飯が川板区 し、地路の領価・能力向上に貢献 した。 地方公共団体との走機構築・強 化では、令和り申岐に、新たにら 作の神法能と半を結在し、地方の 大団体などとおに、社ど機関・4 板に対応した。そのうち、千葉性 下薬は、佐倉は、八千代表の民 関帯業者とは、東京湾から印旛沼 まで、約 30回におかる市別川 新川線な "市の勢力を高める版 能である「千種りみさとフイン」 ブロジェクトの均衡に停止て、五 いに滅乱フェジュクトのが難に停止て、五 いに滅乱フェジュクトのが理能に使って、五 いに滅乱フェジュクトのが理能 を図ることを目的とした演奏協 定を総訴した。 東京都を様似と「東京都様像長 帯域をジタートは、高属平機成 や高属平側的が成える課題への 対応だけなな、ウェルフェアの 策実と映るのなまたって、りを活 め、地域の面面の主とも指すこと を目的とした海指線をを総結し。
グッウンドを含む3 版資が開設 し、地域の価値・度力向上に貢献 した。 地力公共同体との定簿構築・値 化では、合作5年度に、新たに6 件の連携態定等を構体し、地方公 共団体等ともに、社会際域に会 無数に対応した。そうら、千葉県 子庭市、佐倉市、八千代帯及び民 関連業者とは、東京湾から司膳店 って、約 304mにおらい。 14年度日
した。 「
した。 地方公共団体との運機構築・強化では、令和ら年度に、勢たに6年の連携総定等を締結し、地力公共団体等とももに、社会課題に弐 敬に対応した、そのうち、千泉県 千葉市、佐倉市、八千代市及び民間率業者とは、東京橋から印旛部 まで、約 300mにわたる花見川・新川版像 帯の魅力を高める取 和である「千葉みあるをきライン」プロジェクトの中値上では、五いに進機上プロジェクトの申進を図ることを目的とした連携協定を締結した。 東京都板橋区と東京都営未長 寿原医センターとは、高島平地域や高島平山域が関連とる撃型への対応だけでなく、ヴェルフェアの 海エ 形態的 ひまか こう ひき 海 地域の部体的上 大連 内の 大工 と で
地方公共団体との連接機等・地 化では、今和5年度に、新た16 特の連携態度等を締結し、地方公 知可体等とももに、社会課題に乗 朝に対応した。そのうち、千電県 干燥16、複合は、人千代市及四5 関事業者とは、東京湾から印旛沼 まで、約30kmにわたる在見川・ 新川溶域・帯の蛇力を高める取 超である「千蔵ラみなとライン」 プロジェクトの絶跡に併せて、五 いに連携しプロジェクトの絶遜を併せて、五 いに連携しプロジェクトの施遜を を図ることと目的とした連携筋 がを締結した。 東京都板橋下と東京都使権会 完監療ヤンターとは、高岳平地域 や高島平山地が抱える環境への 対応がけでなく、ヴュルフュアの 水実と、戦略的なよちづく、りを通 め、港域の価値向上を目前によと
化では、令和5年度に、新たに6 作の運動度できる網札し、地か公 共国体等とされて、社会課題に在 軟に対応した。そのうち、千葉展 千葉市、佐舎市、八千代市及び民 商事業者とは、東京海から印象省 まで、約30㎞にわたる花見川・ 新川高坂一冊の魅力を売める股 組である「千葉うみさとライン」 ブロジェクトの始動に併せて、互 いに連携しブロジェクトの格態 を図ることを目的とした直播経 変を締結した。 東京都数標展長 毎医なが結びた。 東京都数標展長 毎医からと東京都数標展長 毎医を確結した。 東京都な特区と東京都数標展長 毎医を確結した。 東京都では、高扁平地域 や高島平団地が核える課籍への 対応だけでなく、ウェルンにアの 充実と戦略的なまらづくりを進 め、地域の価値向上を日格すこと を目的とした連携協定を締結し
化では、令和5年度に、新たに6 作の運物販売を締結し、地か公共団体等とともに、社会課題にな 戦に対応した。そのうち、千葉膜 千葉市、佐倉市、八千代市及び民 問事業者とは、東京海から印度沿 まで、約30kmにわたる化見川・ 新川池城一帯の魅力を高める取 継である「千葉ラジネとライン」 プロジェクトのが前に併せて、耳 いに応携しプロジェクトの格虚 を図ることを目的とした連携節 定を締結した。 東京都板幅区と東京都健康長 対医型・クターとは、高島平地域 や高島平田域域 や高りでは、自島平田域域 や高りで同域が抱える課題への 対応がけてなく、ウェルフェアの 定実機略的なまちづくりを進 め、地域の地質向上を目替すこと を目的とした連携協定を締結し
件の連携協定等を締結し、地方公 共山体等とともに、社会課題に求 就に対応した。それらあ、千葉県 干装店、佐倉市、八千代市及び民 同事業者をは、東京権から向越招 まで、約30kmにわたる花見川・ 新川城東一帯の魅力を占める取 組である「千葉うみきとライン」 ブロジェクトの結動に併せて、互 いに薀鶏しプロジェクトの指進 を図ることを目的とした短病協 定を締結した。 東京都特極区と東京都棟は長 夫医療センターとは、高島平地域 や高島平山域が抱える課題への 対応だけでなく、ウェルフェアの 対応だけでなく、ウェルフェアの 対応だけでなく、ウェルフェアの 対応でけでなく、ウェルフェアの 充実と戦略的なまちづくりを進 め、地域の価値向上を目析すこと を日的とした連携協定を締結し
共団体等とともに、社会課題に未 軟に対応した。そのうち、千葉県 千葉市、佐舎市、八千代市及び民 間事業者とは、東京湾から印施沼 幸で、約 30km にわかる宅尼川・ 新川流域一帯の魅力を高める政 銀である「千葉うみさとライン」 プロジェクトの始勤に併せて、互 いに連携しプロジェクトの権進 を図ることを目かとした連携協 定を締結した。 東京都板橋区と東京都健康長 寿医袋センターとは、高島平地域 や高島平川地が強える課題への 対応だけでなく、ウェルフェアの 充実と戦略的なまちろくりを進 め、地域の価値向上を目指すこと を目的とした連携協定を締結し
軟に対応した。そのうち、千葉県 千葉市、佐倉市、八千代市及び民 間事業者とは、東京湾から印旛沼 まで、約 30km にわたる花見川・ 新川流域一帯の魅力を高める取 網である「千葉うみさとライン」 プロジェクトの始動に併せて、互 いに連携しプロジェクトの推進 を図ることを目的とした連携協 定を締結した。 東京都板橋区と東京都健康長 芳医療センターとは、高島平地域 や高島平団地が抱える課題への 対応だけでなく、ウェルフェアの 充実と戦略的なまちづくりを進 め、地域の価値向上を目指すこと を目的とした連携協定を締結し
日本業者とは、東京湾から印旛沼まで、約30kmにわたる花見川・新川流城一帯の魅力を高める取組である「千菱うみさとライン」でロジェクトの動助に併せて、互いに連携しプロジェクトの推進を図ることを目的とした連携協定を締結した。 東京都板橋区と東京都健康長寿医療センターとは、高島平地域や高島平回地が抱える課題への対応だけでなく、ウェルフェアの充実と戦略的なまもづくりを進め、地域の価値向上を目指すことを目的とした連携協定を締結し
問事業者とは、東京湾から印旛沼まで、約30km にわたる花見川・ 新川売城一帯の魅力を高める取 組である「千葉うみさとライン」 対ロジェクトの始動に併せて、互いに連携してロジェクトの推進を図ることを目的とした連携協 変を締結した。 東京都板橋区と東京都健康長 寿医療センターとは、高島平地域 や高島平団地が抱える課題への 対応だってなく、ウェルフェアの 大売火し戦略的なまちづくりを進 め、地域の価値向上を目指すことを目的とした連携協定を締結し
まで、約 30km にわたる花見川・ 新川流域一帯の魅力を高める取 組である「千葉うみさとライン」 プロジェクトの始動に併せて、互 いに連携しプロジェクトの権進 を図ることを目的とした連携協 定を締結した。 東京都板能と東京都健康長 寿医療センターとは、高島平地域 や高島平団地が抱える課題への 対応だけでなく、ウェルフェアの 充実と戦略的なまちづくりを進 め、地域の価値向上を目指すこと を目的とした連携協定を締結し
まで、約 30km にわたる花見川・ 新川流域一帯の魅力を高める取 組である「千葉うみさとライン」 プロジェクトの始動に併せて、互 いに連携しプロジェクトの権進 を図ることを目的とした連携協 定を締結した。 東京都板能と東京都健康長 寿医療センターとは、高島平地域 や高島平団地が抱える課題への 対応だけでなく、ウェルフェアの 充実と戦略的なまちづくりを進 め、地域の価値向上を目指すこと を目的とした連携協定を締結し
組である「千葉うみさとライン」 プロジェクトの始動に併せて、互 いに連携しプロジェクトの推進 を図ることを目的とした連携協 定を締結した。 東京都板橋区と東京都健康長 寿医療センターとは、高島平地域 や高島平団地が抱える課題への 対応だけでなく、ウェルフェアの 充実と戦略的なまちづくりを進 め、地域の価値向上を目指すこと を目的とした連携協定を締結し
プロジェクトの始動に併せて、互いに連携しプロジェクトの推進を図ることを目的とした連携協定を締結した。 東京都板橋区と東京都健康長寿医療センターとは、高島平地域や高島平団地が抱える課題への対応だけでなく、ウェルフェアの充実と戦略的なまちづくりを進め、地域の価値向上を目指すことを目的とした連携協定を締結し
いに連携しプロジェクトの推進を図ることを目的とした連携協定を締結した。 東京都板橋区と東京都健康長寿医療センターとは、高島平地域や高島平団地が抱える課題への対応だけでなく、ウェルフェアの充実と戦略的なまちづくりを進め、地域の価値向上を目指すことを目的とした連携協定を締結し
いに連携しプロジェクトの推進を図ることを目的とした連携協定を締結した。 東京都板橋区と東京都健康長寿医療センターとは、高島平地域や高島平団地が抱える課題への対応だけでなく、ウェルフェアの充実と戦略的なまちづくりを進め、地域の価値向上を目指すことを目的とした連携協定を締結し
を図ることを目的とした連携協定を締結した。 東京都板橋区と東京都健康長寿医療センターとは、高島平地域や高島平団地が抱える課題への対応だけでなく、ウェルフェアの充実と戦略的なまちづくりを進め、地域の価値向上を目指すことを目的とした連携協定を締結し
定を締結した。 東京都板橋区と東京都健康長 寿医療センターとは、高島平地域 や高島平団地が抱える課題への 対応だけでなく、ウェルフェアの 充実と戦略的なまちづくりを進 め、地域の価値向上を目指すこと を目的とした連携協定を締結し
東京都板橋区と東京都健康長寿医療センターとは、高島平地域や高島平団地が抱える課題への対応だけでなく、ウェルフェアの充実と戦略的なまちづくりを進め、地域の価値向上を目指すことを目的とした連携協定を締結し
寿医療センターとは、高島平地域や高島平団地が抱える課題への対応だけでなく、ウェルフェアの充実と戦略的なまちづくりを進め、地域の価値向上を目指すことを目的とした連携協定を締結し
や高島平団地が抱える課題への 対応だけでなく、ウェルフェアの 充実と戦略的なまちづくりを進 め、地域の価値向上を目指すこと を目的とした連携協定を締結し
対応だけでなく、ウェルフェアの 充実と戦略的なまちづくりを進 め、地域の価値向上を目指すこと を目的とした連携協定を締結し
充実と戦略的なまちづくりを進め、地域の価値向上を目指すことを目的とした連携協定を締結し
め、地域の価値向上を目指すこと を目的とした連携協定を締結し
を目的とした連携協定を締結し
奈良県奈良市とは、相互に連携
することで、両者が目指すまちづ
くりの取組を一層加速させるこ
とを目的とした連携協定を締結し
した。
以上により、居住者から移転等
に対する理解を得ることによっ
て、はじめて創出できる整備敷地
等に、地域の価値や魅力の向上に
「「「で、地域の面値や魅力の向工に」

			について、行政や地元自治会等と	
			の調整や事業者の進出ニーズの	
			調査を積極的に努めることで、計	
			画値を大きく上回る実績(計画値	
			対比 156%) を達成したことに加	
			え、持続可能で活力ある地域・ま	
			ちづくりの推進に大きく貢献し	
			たことからA評定とする。	

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち(ミクストコミュニティ)の実現 (3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現										
業務に関連する政策・施策	政策目標 2:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 12 号から第 15 号まで等							
	実現									
	施策目標 3:総合的なバリアフリー化を推進する		1							
当該項目の重要度、難易度 (困難度)	難易度:「高」	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表(令和5年度)5-①							
	今後耐震改修等を実施する必要のある住宅棟については、居住性等に		行政事業レビューシート番号 0006							
	配慮した計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や									
	区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容									
	によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの									
	居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることが必要不可欠である									
	ことから、難易度が高い。									

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(アウト)	カム)情報							②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)	
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度	R元年度	R 2 年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 元年度 R 2年度 R 3年度 R 4年度 R	85年度
		値等)							
バリアフリー化を図った住宅の									
割合(計画値)	60%	_	56%	57%	59%	61%	63%	予算額(百万円) 459,519 486,713 488,101 506,727	505, 191
バリアフリー化を図った住宅の割合 (実績値)	_	_	57.0%	59.0%	60.8%	62.5%	64. 2%	決算額(百万円) 445,711 459,748 464,914 471,585	476, 259
達成率	_	_	102%	104%	103%	102%	102%	経常費用(百万円) 568,809 575,730 584,227 554,762	554, 998
UR賃貸住宅ストックの耐震化 率(住宅棟 の耐震改修等の実施) (計画値)	95%以上 (200 棟)	_	(30 棟)	(40 棟)	(30 棟)	— (27 棟)	95%以上 (44 棟)	経常利益(百万円) 76,549 74,358 87,167 104,646	102, 206
UR賃貸住宅ストックの耐震化 率 (住宅棟 の耐震改修等の実施) (実績値)	_	_	(44 棟)	(65 棟)	(33 棟)	(37 棟)	95.6% (49 棟)	行政コスト(百万円) 632,684 663,696 679,799 669,599	674, 689
達成率	_	_	147%	163%	110%	137%	111%	従事人員数(人) 1,592 1,643 1,678 1,703	1, 709

注)主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

中期目標中期計画年度計画			主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3)UR賃貸住宅における	(3) UR賃貸住宅における	(3) UR賃貸住宅における	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>I-2-(3)	評定: B
安全・安心・快適な暮らしの	安全・安心・快適な暮らしの	安全・安心・快適な暮らしの	バリアフリー化を図った住	<主な定量的な指標>	評定:B	
実現	実現	実現	宅の割合 63%以上	・バリアフリー化を図った住宅の		 <評価に至った理由>
UR賃貸住宅の高経年化が	UR賃貸住宅における安	UR賃貸住宅における安	・UR賃貸住宅ストックの耐	割合	<評価の概要>	年度計画等で定めた主な定量的な指標に
進むなか、居住者のライフス	全・安心・快適な暮らしを実	全・安心・快適な暮らしを実	震化率	64. 2%	多様化するニーズに対応した	いては、以下のとおり所期の目標を達成して
タイルの変化やニーズの多様	現するため、多様化する居住	現するため、多様化する居住	44 棟の耐震改修等を実施	・UR賃貸住宅ストックの耐震化	賃貸住宅の供給や適時・適切な修	ると認められる。
上に適切に対応し、UR賃貸	ニーズに対応した魅力ある賃	ニーズに対応した魅力ある賃		率	繕・維持管理等により、UR賃貸	・バリアフリー化を図った住宅の割合につ
主宅における安全・安心・快	貸住宅の供給、適時・適切な	貸住宅の供給、適時・適切な	<その他の指標>	49 棟の耐震改修等を実施	住宅における安全・安心・快適な	て、空家修繕時等に手すり等を設置するノ
歯な暮らしを実現するために	修繕・維持管理等の実施等に	修繕・維持管理等の実施等に	・リノベーション住宅、建替		暮らしの実現を推進した。	アフリー化を推進したことにより、年度記
は、UR賃貸住宅ストックの	より、賃貸住宅ストックの価	より、賃貸住宅ストックの価	住宅の供給戸数	<その他の指標>	また、家賃補助付きのセーフテ	での目標「63%以上」に対し、実績値「64.2
質や価値の向上を図ることが	値向上を図り、経営基盤を安	値向上を図り、経営基盤を安		・リノベーション住宅の供給戸	ィネット専用住宅や自立支援ス	(達成率「102%」) であった。
	定化させ、住宅セーフティネ	定化させ、住宅セーフティネ	<評価の視点>	数 7,997 戸	キームを推進し、地域における住	・UR賃貸住宅ストックの耐震化率について
このため、機構は、次の取	ットとしての役割の充実など	ットとしての役割の充実など	・多様化する居住ニーズに対	・建替住宅の供給戸数	宅セーフティネットに貢献した。	耐震改修工事等を推進したことにより、年
組を行うこと。	政策的役割を持続的に果た	政策的役割を持続的に果た	応した魅力ある賃貸住宅の	1,042 戸		計画での目標「44棟の耐震改修等を実施」
・多様化するニーズに対応	す。	す。	供給、適時・適切な修繕・			対し、実績値「49 棟の耐震改修等を実施
した快適で魅力ある賃貸			維持管理、様々な制度を活			成率 111%)」であった。
住宅の供給を図るため、			用したサービスの提供等の			
建替えやリノベーショ			実施により、住宅セーフテ			機構は、住宅セーフティネットとしての行
ン、バリアフリー化等の			ィネットとしての役割の充			の充実に当たって、UR賃貸住宅における
改修の実施を推進するこ			実を図り、UR賃貸住宅に			全・安心・快適な暮らしの実現を推進するた
と。			おける安全・安心・快適な			以下の取組を実施した。
・安全で安心な賃貸住宅の			暮らしの実現を推進した			・国民の多様化する居住ニーズに対応する
供給を図るため、適時・			カゝ。		<具体的な事例・評価>	め、建替えによる住宅を1,042 戸、改修
適切な計画的修繕や耐震	① 多様化するニーズに対応	① 多様化するニーズに対応		① 多様化するニーズに対応し	- ① 1,042戸の建替住宅、7,997戸	るリノベーション住宅を 7,997 戸供給した
改修等を推進すること。	 した賃貸住宅の供給	 した賃貸住宅の供給		た賃貸住宅の供給	のリノベーション住宅の供給に	・民間市場では入居に制約を受けがちな世
・ 高齢者世帯、子育て世帯、	 国民の多様化する居住ニー	国民の多様化する居住ニー		国民の多様化する居住ニーズ	加え、年度計画を上回るバリアフ	公平な受け皿として、世帯属性に左右され
障害者、外国人等といっ	 ズに対応するため、既存のU	│ │ズに対応するため、既存のU		に対応するため、1,042 戸の建替	リー化の促進により、多様化する	い入居者の募集を継続して実施した。
た民間市場では入居に制	 R賃貸住宅について、建替え	│ │R賃貸住宅について、建替え		住宅、7,997 戸のリノベーション	ニーズに対応した賃貸住宅を供	・UR賃貸住宅をセーフティネット登録住宅
約を受けがちな世帯の公	やリノベーション、バリアフ	やリノベーション、バリアフ		住宅を供給するとともに、住戸内	 給する役割を果たした。	して活用可能とされたことを受け、地方に
平な受け皿として、住宅	 リー化等の改修を推進し、快	 リー化等の改修を推進し、快		の手すり設置や段差解消等によ	 団地や地域の活性化を目的と	団体からの要請に応じ、4地域において乳
	適で魅力ある賃貸住宅を供給			るバリアフリー化を推進した。	した民間事業者との連携では、花	低廉化補助付きの専用住宅として登録さるに至った。また、居住支援法人等と連持
を果たすこと。		する。なお、バリアフリー化			見川団地(千葉県千葉市)の共用	るに至った。また、居住又抜法人等と連結 て生活支援等を行う取組への住戸の提
	率*は、令和5年度末時点に				部(商店街区)リノベーションが	て生品又援事を打り取組への住户の徒 ついて、新たな地域でも取組を開始した。
形成を図るため、近居促		おいて、中期目標に定められ			完成し、人々の滞留を促し、交流	れらの取組について、令和6年度以降も
進制度など様々な制度を		ている「60%以上」を前倒し		年度計画で定めた「令和5年度末		####################################
	応じて、費用対効果を踏まえ			時点において63%以上」の目標を		・若年・子育て世帯向けの近居割、子育て害
を推進すること。	た投資を行うこととし、民間			達成した。		高齢者向けの健康寿命サポート住宅、高齢
	事業者等と連携、顧客満足度			また、団地や地域の活性化のた		優良賃貸住宅への入居者の割引制度等、根

い移転が必要となる居住 者等の居住の安定の確保 | * i) 2箇所以上の手すり 政支援を得つつ、適切に と。

地再生事業等の実施に伴│の向上と収益力の確保を図

を図るため、国からの財 の設置、ii)屋内の段差解消、 iii) 車椅子で通行可能な広い 家賃減額措置を講じるこ 廊下幅の確保の全部又は一部 がなされた住宅の割合

また、地域や団地の特性に 応じて、費用対効果を踏まえ た投資を行うこととし、民間 事業者等と連携、顧客満足度 の向上と収益力の確保を図

* i) 2箇所以上の手すり の設置、ii) 屋内の段差解消、 iii) 車椅子で通行可能な広い 廊下幅の確保の全部又は一部 がなされた住宅の割合

② 安全で安心なUR賃貸住 2 安全で安心なUR賃貸住 宅の提供

安全で安心なUR賃貸住宅 を提供するため、適時・適切 を提供するため、適時・適切 な計画的修繕、耐震改修等を 実施し、住宅棟のうち耐震基 準 (昭和 56 年基準) が求める 耐震性を有するものの割合を 令和5年度末時点において | 耐震基準 (昭和56年基準)が 95%以上とする。

高齢者世帯、子育て世帯、 障害者、外国人等といった民 いて 95%以上とすることを 間市場では入居に制約を受け がちな世帯の公平な受け皿と して、世帯属性に左右されな い入居者の募集を継続すると ともに、ミクストコミュニテ ィ形成の促進や利用者のニー ズに対応するため、近居促進しい入居者の募集を継続すると 制度など様々な入居制度を活 用しサービスの提供を行う。 また、引き続き、居住者との「ズに対応するため、近居促進 意思疎通を図り、信頼関係を

宅の提供

安全で安心なUR賃貸住宅 な計画的修繕、耐震改修等を 実施する。令和5年度におい ては 44 棟の耐震改修等を行 うことにより、住宅棟のうち 求める耐震性を有するものの | 割合を令和5年度末時点にお 目指す。

高齢者世帯、子育て世帯、 障害者、外国人等といった民 間市場では入居に制約を受け がちな世帯の公平な受け皿と して、世帯属性に左右されな ともに、ミクストコミュニテ ィ形成の促進や利用者のニー 制度など様々な入居制度を活

めに、民間事業者との連携も進め ており、花見川団地 (千葉県千葉 市)では令和6年3月に民間事業 者との共用部(商店街区)リノベ ーションが完成した。このほかに も虹ヶ丘団地 (神奈川県川崎市) では、少子高齢化が進行する郊外 住宅地における買い物の利便性 向上を目指すために、空中配送口 ボットの実証実験を行った。

さらに、左近山団地(神奈川県横 浜市)では、横浜市と連携し、U R賃貸施設を活用した新たなコ ワーキングスペース兼地域コミ ュニティの活性化に資する施設 「トリオ左近山」をオープンさ せ、横浜市郊外部における働く場 に関する実証実験に協力した。

の提供

字棟のうち耐震基準 (昭和 56 年 | が 95.6%となった。 基準)が求める耐震性を有するも のの割合が95.6%となった。

を活用した。

例えば、高齢者・子育て世帯等 内のあらゆる住宅で近居する場 続き実施した。加えて、国の財政 ることができた。

② 安全で安心なUR賃貸住宅 2 安全で安心なUR賃貸住宅 を提供するため、49棟の耐震改修 安全で安心なUR賃貸住宅を|等を実施した結果、住宅棟のうち 提供するため、令和5年度に49棟 | 耐震基準(昭和56年基準)が求 の耐震改修等を実施した結果、住 める耐震性を有するものの割合

また、近居割、そのママ割、健 康寿命サポート住宅等の入居制 世帯属性に左右されない入居 | 度を活用し、世帯属性に左右され 者募集のために、様々な入居制度│ない入居者の募集を引き続き実 施した。

家賃補助付きのセーフティネ と、支援する親族の世帯の双方 リット専用住宅の登録数について が、同一駅圏 (概ね半径 2 km) の は、各自治体で前年度を上回る住 UR賃貸住宅に近居する場合(近 | 戸数の登録を行い、新たな自治体 居割)や、機構が指定するエリア から要請を受けて登録を行うな ど地域における地域における住 合(近居割ワイド)において、新 | 宅セーフティネットに貢献した。 たに入居する世帯の家賃を5年 | 自立支援スキームについても、令 間5%割引する「近居割」(近居割 ┃和5年度は3つの自治体と連携 対象 1.190 団地、近居割ワイド対 し居住支援法人に対してUR賃 象 152 エリア 587 団地) を引き | 貸住宅を提供できる環境をつく な入居制度を活用したほか、低所得の高齢者 世帯等に居住の安定を図るため、適切な家賃 減額を継続して実施した。

これらを踏まえ、令和5年度における所期の 目標を達成していること、UR賃貸住宅におけ る安全・安心・快適な暮らしの実現を推進する ための取組を着実に実施していることを総合 的に勘案し、「B」評定とする。

<指摘事項・業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし

<その他の事項>

評定について、外部有識者5名全員が「B | 評定が妥当であるとの意見であった。

外部有識者からの主な意見は以下のとおり。

- ・バリアフリー化及び耐震化に関する定量目標 を適切にクリアしており、所期の目標を達成 できていると認められる。
- ・定量目標の達成率によりB評定とせざるを得 ないが、リノベーションについては着実に実 績が積み重ねられており、高く評価できると 考える。

このはも、CS (顕音速型)	
お課用のカンシイン化等、D Xの措施を図る。 以た、別を被水、海柱市と の意思療事を図り、信報関係 を強化する。 された、別を検水、海柱市と の意思療事を図り、信報関係 を強化する。 された、在電経保養配慮者 の居住の要定の確保を図ると の形性の要定の確保を図ると の形はの要定の確保を図ると の形はの要定の確保を図ると のでする)を、不能を登まても検 展に及く住み続けられる住宅を 日常し、無関企など変かに関 したのです)を、不能の企業とが「競売 を対したが、のですの、その人間に関する場上を 日常し、経験企业が変かに関 した成品と同な企業を定す、「競売 命サボート住宅」についても、そ れぞれものの中以上の契約認識に 切った。 お客様の全値に応じて列から 変別をオンラインでは20年実施 するなど15メウオ連を図った。加 文で、グリーンタウンパーが川間。 (東京など15メウオ連を図った。加 文で、グリーンターン・プー間の作業を 住宅のとるカステート・ボームを 良容した。 のでなど15メウオ連を図った。加 文で、グリーンターン・プー間の (東京など となった)。 のでなど15メウオ連を図った。加 文で、グリーンターン・プー間の (東京など となった)。 の表情を図るとの表現に を定めて、手は一人を の表現について、今和4 年度に定済を受けた神奈川県は	
文の根準を図る。 また、引き続き、居住者と の意思程を図り、信頼関係 を強化する。 の意思程を図り、信頼関係 を強化する。 さらに、住宅権保険組織者 の解作の変加の変加の変加を図ると め、その人配に関する地方な会 共同体の変加やに対して、現方 の代出体との数計の機体を図ると が、その人配に関する地方な会 共同体の変加やに対し、取方 の代出体との数計の基準的 な、必要に取じてNPO地人 等との形形を図るなど、適切 に対応する。 「記述するの、知 文で、クラントを対してで残約内 等2の形形を図るなど、適切 に対応する。 「定定をの相互関係のの確定を図るなど、適切 に対応する。 「定定をの相互関係の確定にじて契約内 等2の形形を図るなど、適切 に対応する。 「定定をの相互関係の確 化変が管理な管理水準の維持に 変数の多なべ、体性者団体等との数 数条条件の維持に 変数のなるべ、体性者団体等との数 数条件 の種類の関係 化変が管理な管理水準の維持に 変めるべ、体性者団体等との 数数を管理水準の維持に 変めるべ、体性者団体等との数 数条件 の種類に対した家債 循助行きのセーフラ・イネット専 用性での金数限のが、体性者団体等との数 数条件 の配した。 UR 質質性定を活用した家債 補助行きのセーフラ・イネット専 用性での金数限のが、合われ も実に関するを対した家債 補助行きのセーフラ・イネット専 用性での金数限のが、合われ も実に関するを対した家債 相助行きのセーフラ・イネット専 用性での金数限のが、合われ も実に関するを対した家債 相助行きのセーフラ・イネット専 用性での金数限のが、のかれ など、性性を可能を対した。 UR 質質性定を活用した家債 相助行きのセーフラ・イネット専 用性での金数限しかいで、合われ も実に関するを対した。 UR 質質性定を活用した家債 相助行きのセーブラ・イネット専 用性での金数限しかいで、合われ も実に関するを対した。 UR 質質性定を活用した家債 相助行きのセーブラ・イネット専 用性での金数解しないで、合われ も実に関する対した。 UR 質質性定を活用した家債 相助行きのセーブラ・イネット専 用性での金数解しないで、合われ も実に関する対しないのでは、対している。 「定定は、対している。」 「定は、対している。」 「対している。」 「対しないる。」 「対しないる	
また、引き続き、居住者と の武雄麻海を図り、信頼国際 を抜化する。 とは、住宅産保安配属者 の居住の女産の時級を図りため、での人と同時でも対か会 大田体との交割を対し、地方 公共団体との役割分割を動す。 え、必要に応じてNPO決人 等との無持を図るなど、溢切 に対応する。 本書様の希望に応じて火勢内 智説明をオンラインで10世末組 するなどのXの発達を図った。 な 客様の希望に応じて火勢内 智説明をオンラインで10世末組 するなどのXの発達を図った。加 えて、グリーンタウン小金井田地 (東京都小金井市)では口を賃貸 住宅初となるメマートホームを 供納した。 また、配住者との相互運帰の係 化及び高切が管理水本の維持に 労めるべく、配住省団体等との掲 新会等を開催した。 UR 賃貸住宅を活用した窓 補助付きのセーブティネット 用作宅の複数数について、今和4 中度に要請を受けた神奈川県横	
の意思疎通を図り、行類関係 を強化する。 を抗し、作味能保養性患者 の配生の女性の確保を図るため、その人間に関する地方公共 がし、大変人間のの人間に関する地方公共 対対体の要請等に対し、地方 公共団体との成別分別を踏ま 表え、必要に応じてNPの法人 等との遊供を図るなど、適切 に対応する。 お客様のの推出した。 か容疑問を必及人に関係 を対示するとは、1000件以上の契約締結に 変った。 お客様の希望に応じて契約)内 容説例をオンラインで102件実施 するなどDXの推進を図った。加 をて、グリン・グラケーを計画地 (東京都小会井市)ではUR 賃貸 作用約となるスマートホームを 使給した。 また、居住者との相互理解の選 化反び適切な管理水準の維持に 労めるべく、同生者団性等との聴 液心等を開催した。 UR 賃貸作業を活用した家賃 補助がきのセーブディネット専 用作を必要を経について、全和4 年度に要請を受けた神奈川県標	
を強化する。	
まらに、住宅部保養産過者 の居住の安定の確保を図るた め、その入地に関する地方公 共田体の変調等に対し、地方 大夫団体との役割分担を踏ま え、必要に応じてNPO法人 等との連携を図るなど、連切 に対応する。 お客様の希望に応じて契約内 お祝めるオンラインで100件実施 するなどDXの推進を図った。加 えて、グリーンタウン小金井団地 (東京都小金井市)ではUR貨貨 住宅初たなるスマートホームを 供給した。 また、比住者との相互理解の深 化及び適切な管理水準の連持に 努めるべく、保柱者団体等との態 液な等を開催した。 UR貨貨性化を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用作不の登録数について、命和4 年度に要認を受けた神奈川泉機	
の世生の安定の確保を図るため、その人居に関する地方公共団体の要請等に対し、推力公共団体との受話分和を踏またが変化をしてNPO法人等との連携を図るなど、落切に対応する。 お客様の布室に応じて列わら、第5年の有数である。 お客様の有望に応じて受わら、落切に対応する。 お客様の有望に応じて受わら客談別を考とうインで102件実施するなどDXの推進を図った。加えて、グリーンタワン小企上団地(東京都小舎井市)ではUR賃貸住宅初となるスマートホームを供給した。また、居住者との相互理解の様化及び適な管理水準の維持に努めるべく、居住者の相互理解の様化及び適な管理水準の維持に努めるべく、居住者に関係を必要なべく、居住者の相互理解の様に及び適な管理水準の維持に努めるべく、居住者の相互理解の様と及び高いを可水準の維持に努めるべく、居住者間上を定して、対応がある。 以 R 賃貸住宅を活用した。 U R 賃貸住宅を活用した。 U R 賃貸住宅を活用した。 T R 日本での企業数について、令有4年度に要請を受けた神奈川県横	
め、その入隅に関する地力公 共団体の要請等に対し、地方 公共団体との役割分担を踏ま え、必要に応じてNPO法人 等との運搬を図るなど、適切 に対応する。 お客様の希望に応じて契約内 容説明をオンラインで10世末連 するなどDXの推進を図った。加 えて、グリーンタウン小公井団地 (東京都小公井市)では10 R 賃貸 住宅初となるスマートホームを 供給した。 また、展件者との租工理解の際 化及び適切な管理水準の維持に 努めるべく、居住者団体等との想 派会等を開催した。 UR 賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、会和4 年度に要請を受けた神奈川県機	
共画体の要請等に対し、地方 公共団体との役割分担を踏ま え、必要に応じてNPO法人 等との連携を図るなど、適切 に対応する。 お答様の希望に応じて契約内 容認明をオンラインで102件実施 するなどDXの推進を図った。加 えて、グリーンタウン小金井団地 (東京都小金井市)ではUR賃貸 住宅初となるスマートホームを 供給した。 また、居住者との相互理解の深 化及び適切な管理水準の維持に 努めるべく、居住者団体等との秘 該会等を開催した。 UR賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
公共団体との役割の担を踏ま え、必要に応じてNPO法人 等との連携を図るなど、適切 に対応する。 お答様の希望に応じて契約内 密説明をオンラインで102件実施 するなどD Xの推進を図った。加 えて、グリーンタウン小金井団地 (東京都小金井市)ではUR賃貸 住宅初となるスマートホームを 供給した。 また、居住者との和五理解の深 化及び適切な管理水準の維持に 努めるべく、居住者団体等との懇 談会等を開催した。 U、賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に更請を受けた神奈川県機	
え、必要に応じてNPO法人 等との連携を図るなど、適切 に対応する。 お客様の希望に応じて契約内 容視的をオンラインで110(件実施 するなどDXの推進を図った。加 えて、グリーンタウン小金井団地 (東京都・金井市)ではUK賃貸 住宅初となるスマートホームを 供給した。 また、居住者との相互理解の深 化及び適切な管理水準の維持に 努めるべく、居住者団体等との懇 該会等を開催した。 UK賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
第との連携を図るなど、適切 に対応する。	
に対応する。 お客様の希望に応じて契約内容説明をオンラインで102件実施するなどDXの推進を図った。加えて、グリーンタウン小金井団地(東京都小金井市)ではUR賃貸住宅初となるスマートホームを供給した。 また、居住者との相互理解の深化及び適切な管理水準の維持に努めるべく、居住省団体等との懇談会等を開催した。 UR賃貸住宅を活用した家賃補助付きのセーフティネット専用住宅の登録数について、令和4年度に要請を受けた神奈川県横	
容説明をオンラインで102 件実施 するなどDXの推進を図った。加 えて、グリーンタウン小金井団地 (東京都小金井市)ではUR賃貸 住宅初となるスマートホームを 供給した。 また、居住者との相互理解の深 化及び適切な管理水準の維持に 努めるべく、居住者団体等との懇 該会等を開催した。 UR賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
するなどDXの推進を図った。加えて、グリーンタウン小金井団地 (東京都小金井市)ではUR賃貸 住宅初となるスマートホームを 供給した。 また、居住者との相互理解の深 化及び適切な管理水準の維持に 努めるべく、居住者団体等との懇 談会等を開催した。 UR賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
えて、グリーンタウン小金井団地 (東京都小金井市)ではUR賃貸 住宅初となるスマートホームを 供給した。 また、居住者との相互理解の深 化及び適切な管理水準の維持に 努めるべく、居住者団体等との懇 談会等を開催した。 UR賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
(東京都小金井市)ではUR賃貸 住宅初となるスマートホームを 供給した。 また、居住者との相互理解の深 化及び適切な管理水準の維持に 努めるべく、居住者団体等との懇 談会等を開催した。 UR賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
住宅初となるスマートホームを 供給した。 また、居住者との相互理解の深 化及び適切な管理水準の維持に 努めるべく、居住者団体等との懇 談会等を開催した。 UR賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
供給した。 また、居住者との相互理解の深 化及び適切な管理水準の維持に 努めるべく、居住者団体等との懇 談会等を開催した。 UR賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
また、居住者との相互理解の深 化及び適切な管理水準の維持に 努めるべく、居住者団体等との懇 談会等を開催した。 UR賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
化及び適切な管理水準の維持に 努めるべく、居住者団体等との懇 談会等を開催した。 UR賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
タめるべく、居住者団体等との懇談会等を開催した。 UR賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
談会等を開催した。 UR賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
UR賃貸住宅を活用した家賃 補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
補助付きのセーフティネット専 用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
用住宅の登録数について、令和4 年度に要請を受けた神奈川県横	
年度に要請を受けた神奈川県横	
·	
浜市、福岡県福岡市及び東京都墨 浜市、福岡県福岡市及び東京都墨 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
田区で新たに 17 戸登録した。加	
えて、東京都北区からも新たに要	
請を受けて北区初となる登録を	
行った。この結果、令和5年度末	
時点における登録数は 27 戸とな	
った。	
さらに、令和3年度から試行実	
施を開始した自立支援スキーム	
(生活支援等を行う居住支援法	
人等にUR賃貸住宅の空き住戸	

		を賃貸する取組) については、居	
		 住支援法人が必要なタイミング	
		で住戸を提供できるよう制度を	
		改良した。その上で、新たに東京	
		 都町田市、兵庫県神戸市及び福岡	
		県福岡市と連携し、各市で活動す	
		 る居住支援法人にUR賃貸住宅	
		 を賃貸することができるように	
		なり、令和5年度末時点における	
		 自立支援スキームの累計契約件	
		 数は 11 戸になった。	
③ 居住者の居住の安定の確	③ 居住者の居住の安定の確	③ 居住者の居住の安定の確保	-
保	保	家賃改定に伴い家賃が上昇す	
UR賃貸住宅に居住する低	UR賃貸住宅に居住する低	 る低所得高齢者世帯等(約 13,600	
所得の高齢者世帯等に対し		世帯)について、国から財政支援	
て、国からの財政支援を得つ		約2.7億円を得て、総額約6.5億	
つ、家賃減額措置を適切に講		円の家賃減額を実施した。	
	じ、また、団地再生等の事業	また、高齢者向け優良賃貸住宅	
実施に伴い移転が必要となる		(高優賃)に入居する低所得高齢	
居住者に対しては、これに加		者世帯(約18,000世帯*)につい	
え、移転先住宅の確保、移転		ては、国から財政支援約 17 億円	
料の支払い等の措置を講ずる		を得て、総額約 49 億円の家賃減	
	ことにより、居住者の居住の	額を実施した。(*減額適用世帯数	
安定の確保に努める。	安定の確保に努める。	は管理戸数である。)	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	21,2 1,21,1 2 , 1 0,	平成 28 年度から地域優良賃貸	
		住宅制度に基づき家賃減額を実	
		施している健康寿命サポート住	
		宅に入居する低所得高齢者世帯	
		(約3,700世帯) について、国か	
		ら財政支援約1.9億円を得て、総	
		額約3.9億円の家賃減額を実施し	
		た。	
		・ 子育て世帯を応援するため、地	
		域優良賃貸住宅制度を活用し、一	
		定の要件を満たした新規入居者	
		の家賃を最大2割減額する「子育	
		て割」(約3,000 世帯) について	
		は、国から財政支援約2.1億円を	
		得て、総額約4.3億円の家賃減額	
		を実施した。	
		近居割についても、支援する親	
		た川田 ハ くい、入坂り 分析	

族世帯と近居することになった	
一定の所得の子育て世帯(約	
2,000 世帯)は国から財政支援約	
2.0 億円を得て、総額 2.7 億円の	
家賃減額を実施した。	
さらに、団地再生等の事業実施に	
伴い移転が必要となる居住者に	
対しては、移転先住宅の確保、移	
転料の支払い等の措置を講じる	
とともに、UR賃貸住宅へ移転す	
る者(約 22,300 世帯(うち低所	
得高齢者世帯等約14,900世帯))	
について、国から財政支援約43億	
円を得つつ、総額約 71 億円 (う	
ち低所得高齢者世帯等約59億円)	
の家賃減額を実施した。	

4.	その他参考情報	7
т.	- C YZ 115722215 TH #1	X.

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報 I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 (2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進 業務に関連する政策・施策 当該事業実施に係る根拠(個別法条文など) 都市再生機構法第11条第1項並びに第2項第2号、第6号及び 第7号等 当該項目の重要度、難易度(困難度) 重要度:「高」 関連する政策評価・行政事業レビュー 「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」(平 成28年3月11日閣議決定)において、平成28年度から令和2年度ま での「復興・創生期間」では、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の 基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事 を着実に進め、完了させることに重点的に取り組むこととされており、 「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基 本方針」(令和3年3月9日閣議決定)においても、令和3年度から令 和7年度までの「第2期復興・創生期間」では、帰還困難区域の一日も 早い復興を目指して取り組んでいくこととされていることから、機構に

通りに確実に進める必要がある一方で、まち全体が事業区域となるな
ど、一般的な事業と比べ、事業規模が大規模なことに加え、特に福島県
における復興まちづくり事業は、未だ多くの住民が避難中であることや
事業区域への立ち入り規制があること等の事業実施に当たっての制約
が多いことから、難易度が高い。

要があるため。

難易度:「高」

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウ	トカム)情報						(②主要なインプット情報(財務性	青報及び人員に	関する情報)			
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 2 年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度			R元年度	R 2年度	R3年度	R 4年度	R 5年度
								予算額(百万円)	73, 788	55, 528	21, 808	10, 049	15, 808
								決算額 (百万円)	60, 533	43, 784	4, 741	4, 565	7, 014
								経常費用 (百万円)	65, 910	46, 533	6, 860	6, 005	8, 165
								経常利益 (百万円)	▲311	▲803	▲ 1, 228	▲ 732	▲261
								行政コスト (百万円)	65, 940	46, 705	6, 948	6, 042	8, 165
								従事人員数 (人)	245	189	112	87	78

注) 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

おいても被災地方公共団体から受託した事業等を計画通りに進める必

復興まちづくり事業は、早期の復興を実現し、遅延することなく計画

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 中期目標 中期計画 法人の業務実績・自己評価 年度計画 主な評価指標 業務実績 自己評価 3 東日本大震災からの復興 3 東日本大震災からの復興 <主な定量的な指標> <主要な業務実績> 3. 東日本大震災からの復興 東日本大震災の復興支援業務 | 評定:A に係る業務の実施 に係る業務の実施 に係る業務の実施 については、令和3年度から令和 東日本大震災の復興事業に 東日本大震災の復興事業に 東日本大震災の復興事業に ついては、津波被災地域での <評価の概要> ついては、津波被災地域での ついては、津波被災地域での <その他の指標> 7年度までの5か年が「第2期復 事業が終盤を迎えているもの 事業が終盤を迎え、また、福 宅地等の引渡しが完了したも 3町(大熊町、双葉町、浪 | 興・創生期間 | と位置付けられた 福島県の原子力災害被災地域 の、福島県の原子力災害被災 島県の原子力災害被災地域で のの、土地の有効活用など復 江町) から委託を受けた復 ことから、引き続き復興支援を機 地域での支援が本格化する状 興まちづくりへの対応が求め の支援が本格化する中、復興 興拠点整備事業等 7 地区約 構の最優先業務として位置付け、 況にあり、これらに取り組む 支援を引き続き機構の最優先 られている地域もある。また、 208ha について、令和5年 進捗状況に合わせた現地復興支 興・再生が本格的に進んでいる。 ことが必要である。 業務として位置づけ、適切に 福島県の原子力災害被災地域 度までに約 133ha の宅 接体制を整備し、事業を着実に実 このため、機構は、復興支 事業執行管理を行い、スケジ での支援が本格化する中、復 地等の引渡しを完了。各地 施した。 福島県の原子力災害被災地域 援を引き続き機構の最優先事 ュールを遵守し、施工品質及 興支援を引き続き機構の最優 方公共団体が定める事業計 な支援体制を確保しながら、継続 項として位置づけ、適切に事 び安全を確保しつつ、復興事 先業務として位置づけ、適切 画等に基づき着実に実施 においては、住民・経済活動がゼ 業執行管理を行い、スケジュ 業の着実な実施に努める。ま に事業執行管理を行い、スケ 岩手県、宮城県、福島県の 口からの復興となるため、地元の ールを遵守し、施工品質及び た、事業進捗に合わせた体制 ジュールを遵守し、施工品質 12 地方公共団体から委託 意向を汲み取りながら、ハードと 安全を確保しつつ、復興事業 整備・機動的な組織運営を行 及び安全を確保しつつ、復興 を受けた復興市街地整備事 ソフトの様々な施策を確実に積 区において着実な基盤整備を推 を着実に実施すること。また、 事業の着実な実施に努める。 業 22 地区約 1,314ha につ み上げ、継続して支援を実施し 事業進捗に合わせた体制整備 また、事業進捗に合わせた体 いて、各地方公共団体が定 た。国等と連携しながら被災地方 や機動的な組織運営を行うこ 制整備・機動的な組織運営を める事業計画に基づき着実 ことで、住民帰還に欠かせない、 公共団体の復興支援を進め、3町 に実施 (大熊町・双葉町・浪江町) から (1)福島県の原子力災害被 委託を受けた復興拠点整備事業 | 献した。双葉町及び浪江町におい (1)福島県の原子力災害被 災地域における復興支援 災地域における復興支援 <評価の視点> 等約 216ha (令和 4 年度に区域拡 てもハード整備を着実に推進し、 被災地方公共団体からの委 被災地方公共団体からの委 被災地の早期の復興を実現 大した2地区8haを含むため、指 託を受けた復興拠点整備事業 するため、復興事業を遅延 標の 208ha とは一致しない) のう 復興拠点整備事業の宅地137haの 託を受けた復興拠点整備事業 等(3地区約117ha。令和2年 等(既に宅地等の引渡しが完 することなく、計画どおり ち令和5年度末までに約137haの 引渡しに至った。

度までに宅地等引渡し完了予 定。令和3年度以降は7地区 約 208ha。 そのうち、 令和5年 度までに約 133ha の宅地等引 渡し完了予定。)を着実に実施 するとともに、被災地方公共 団体からの復興拠点整備事業 や復興まちづくりに係るコー ディネート等の技術支援の要しを更に進める。 請に応じ、引き続き、国と連 携しながら、復興まちづくり 支援を更に進める。

(2) 津波被災地域における

了した地区を含む累計7地区 約 208ha。) を着実に実施する とともに、被災地方公共団体 からの復興拠点整備事業や復 興まちづくりに係るコーディ ネート等の技術支援の要請に 応じ、引き続き、国と連携し ながら、復興まちづくり支援

(2) 津波被災地域における

着実に進めているか。

引渡しが完了した。なお、原子力 災害被災地域における一団地の 復興再生拠点市街地形成施設事 業については、全体約 147ha、5 地区全てを機構が実施しており、 支援体制の強化を行った。(福島 | 通じて得られた知見等を提供す 県内の現地復興支援体制:令和3 年度末61名→令和4年度末67名 ⇒令和5年度末71名)

津波被災地域においては、令和 3年度末に全ての受託業務を完 了した (復興市街地整備事業の大 半を占める土地区画整理事業に

<評定と根拠> I-3-(1)(2) | 評定: A

においては、帰還困難区域を除く 全ての避難指示が解除され、復 住民・経済活動もゼロからの復興 という状況において、機構は適切 してハード・ソフト両面での支援 を行い、復興まちづくりの推進に 寄与した。特に、大熊町下野上地 進するとともに、地域活動拠点を 用いたソフト施策も両輪で行う 住まい、生業、賑わいづくりに貢 令和5年度末までに3町累計で

津波被災地域における復興市 街地整備事業では、整備完了後の 造成地や移転元地においても、ア フターフォローとして会議体に 参画し、機構のまちづくり支援を るなど様々な支援も行い、被災地 域の土地利活用の推進に寄与し

このように、事業を着実に実施 するとともに、進捗に合わせて現 地復興支援体制を整備し、国、県 及び被災自治体の要請に応じて、

<評定に至った理由>

年度計画等で定めた目標については、以下の とおり所期の目標を上回る成果が得られてい ると認められる。

主務大臣による評価

機構は、令和3年度から令和7年度の5か年 が「第2期復興・創生期間」と位置付けられた ことから、東日本大震災からの復興に係る業務 を引き続き機構の最優先業務に位置付け、①福 島県の原子力災害被災地域における復興支援、 ②津波被災地域における復興市街地整備事業 の推進を図るため、以下の取組を実施した。

- ① 福島県の原子力災害被災地域における復興 支援
- 長きにわたり避難指示が続き、一刻も早いま ちなかの再建が求められている中、3町(大 熊町、双葉町、浪江町)から受託した7地区 約 216ha の復興拠点整備事業について、約 137ha の宅地等の引渡しを完了するなど、着 実に事業を実施した。
- ・ハード整備を着実に推進するとともに、機構 が保有する首都圏の土地を活用し、大熊町、 双葉町、浪江町の3町と、首都圏の人々が交 流する場所と機会を用意するなど、地域再生 に向けたソフト施策を展開することで、避難 者が帰町できる環境づくりや賑わいの創出、 関係人口の創出に寄与した。
- 特に、大熊町においては、基盤整備によるハ ード支援を推進し、住宅エリア、産業交流施 設・商業施設の宅地引渡しや、駅前から地区 内を結ぶ道路を完成させるとともに、ソフト 支援として地域活動拠点 KUMA・PRE を用い、 多様な主体が参加するイベントや地元の生 産活動の支援等を行った。

上記のように、被災自治体に「町の地域再生」

復興市街地整備事業の推進

被災地方公共団体から委託 を受けた津波被災地における 復興市街地整備事業(22地区 約 1,314ha。 令和 2 年度まで に宅地等引渡し完了予定。)等 について、事業計画に基づき 着実に実施する。

復興市街地整備事業の推進

被災地方公共団体から委託 を受けた津波被災地における 復興市街地整備事業(22地区 約1,314ha。) 等について、事 業計画に基づき着実に実施 し、令和2年度までに宅地等 引渡しを完了した。

国、県及び被災地方公共団 体の要請に応じ、復興まちづ くりに係る技術支援を進め

ついては、地域全体約 1,889ha、 65 箇所 (機構調べ) の約6割 | 続して支援を実施したことは、被 | が支援を実施)一方で、未活用地 | 大きく寄与したといえる。 の土地活用を推進するため、復興 庁と連携し、被災3県による会議 体に参画し、知見を提供するなど 様々な支援を実施した。

現地支援体制は、事業完了に向 けて適切な規模に見直しを行っ た。(岩手震災復興支援事務所と 宮城震災復興支援事務所を令和 4年度末に閉鎖、令和5年4月か ら岩手・宮城震災復興支援事務所 に統合。)

現地復興支援体制: 令和3年度 末:109 名⇒令和4年度末:74 名 ⇒令和5年度末:71名)

① 福島県の原子力災害被災地 ① 福島県の原子力災害被災地 域における支援

【大能町】

盤整備等を令和2年度に完了し、 令和5年8月に地区内で小中一 森」が新校舎の利用を開始した。 が進行している。

<下野上地区>

令和2年度に受託した JR 常磐

地元の意向を汲み取りながら継|に係る提案を行いながら、地域の様々な分野

<具体的な事例・評価>

域における支援

福島の原子力災害被災地域に 大熊町からは、復興拠点(計3 | おける復興拠点等整備に向けた | や居住などの機能を取り戻す基 の低下が懸念されることから、一 が一体となった「学び舎ゆめの 区の復興拠点整備事業支援を着 実に推進した。町に賑わいを取り 令和5年度には、下野上地区で住 | 戻すためのソフト支援において 宅エリア、産業交流施設・商業施│は、ハード整備の進捗に合わせつ│ 設の宅地引渡し、大熊西工業団地一つ、地元の意向を汲み取りなが では研究施設の宅地引渡しが完一ら、町ごとの課題に応じたオーダ 了し、進出企業等による建築工事 | ーメイドの支援を展開し、町から | は機構による継続支援を希望さ れるなどの評価を得ている。

特に、大熊町の下野上地区で 線大野駅周辺の下野上地区一団 は、基盤整備によるハード支援を | 地の復興再生拠点市街地形成施 | 推進し、住宅エリア、産業交流施

(生業・福祉・交通等) において協働し、避難 1,122ha (25 箇所) において機構 | 災地の復興まちづくりの推進に | 住民、外部からの人や企業等を地域に呼び込む など、交流・関係人口の「創出・拡大」「活動の 場の構築」を図り、人の流れを強化することで 復興まちづくりを支援した。

- ② 津波被災地域における復興市街地整備事業
- 造成地、移転元地の土地利活用推進のため、 復興庁・被災3県による「土地利活用推進に 関する実務担当者会議」に参画するなど、 様々な支援を実施した。
- ・東日本大震災の発災から 13 年目を迎え、復 興支援事業で得た知見や教訓の発信、事前復 興支援の寄与等を目的として、講演会での積 極的な発信を実施したほか、被災地の更なる 復興を目的とし、メディア向け説明会の開催 に加え、若年層向けの新規メディア媒体を活 用するなど、被災地の「今」を伝えるような 情報発信を積極的に行った。

これらを踏まえ、令和5年度における所期の 目標を上回っていること、東日本大震災という 地区、約82ha)の整備事業等を受 | 支援については、長きにわたり避 | 未曾有の災害からの復興という重要かつ難易 託し、大川原地区では行政、商業 | 難指示が続き、さらなる帰還意欲 | 度の高い業務を遅延することなく計画的に推 進したこと、被災地の早期の復興とまちへの | 刻も早いまちなかの再建が求め | 人々の帰還・居住を目指した自治体のニーズに られている中、3町(大熊町、双 | 合わせ様々な支援に取り組むなど優れた実施 貫義務教育学校と認定こども園 | 葉町、浪江町) から受託した7地 | 状況にあること、地方自治体等からの評価によ り取組の効果が認められ、継続支援要請に繋が ったことを総合的に勘案し、「A」評定とする。

> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし

<その他事項>

評定について、外部有識者5名全員が「A」 評定が妥当であるとの意見であった。

外部有識者からの主な意見は以下のとおり。

・被災3町の復興整備拠点事業や公的施設の建 築物整備事業支援等の順調な実施を勘案し、

から水場が同じました中の年間	設事業については、令和4年3月 設・商業施設の宅地引渡しや、駅 原子力災害被災地域における復興支援や津
・ 他の多様に対しています。	から本格的に着工し、令和4年12 前から地区内を結ぶ道路を完成 波被災地域における復興市街地整備事業は
日本を必要性の必要と、当時の 中の方に他の表現を持ち、またのでは、 日本の主に他の表現を使用しています。 日本の主に他の表現を使用しています。 日本の主に他の表現を使用しています。 日本の主に他の表現を使用しています。 日本の主に他の表現を使用しています。 日本の主に他の表現を使用しています。 日本の主に他の表現を使用しています。 日本の主に他の主に生まり。 日本の主に他の主に生まり。 日本の主に他の主に生まり。 日本の主に他の主に生まり。 日本の主に他の表現を行っている。 名物では他の主に生まります。 「四年に大変した。日本のより。」 「日本のより。」 「	月から町へ段階的に宅地の引渡しさせた。加えて、ソフト支援とし 適切に推進されたものと認める。
用いて変なが出来的の心性、参加の	しを開始し、令和5年6月に県が て地域活動拠点 KUMA・PRE を用い、 ・福島の復興拠点整備については、着実に進め
(4-3 月で出版資配の場所では、	住宅を整備するエリアの宅地、10 多様な主体が参加するイベント られてきており、A評定で問題ないと考え
が応じた。由地点については、行うには、高くが、10年の場合というには、10年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	月に産業交流施設の宅地、令和6 等による賑わい創出や、実証実験 る。一方、ソフト支援を通じた拠点復興の効
報告した。合もの年 1 支援の指定性の対互楽工事	年3月に商業施設の宅地引渡し による需要調査等の知見を蓄積 果の発現には課題が残るように思う。
が書工した。全角の毎年1月と9月 にはそれぞれ大野朝产产地内内 を着の面が呼吸した。3.た。は 医角にて光度した内室作りでは、 全面の中人を影響を制度を対する。 ないが取りというので、A部立に含素を見付する。 ないますの人間が開始した。 (56.4時立) 本合れを集りについては、合わり 、	が完了した。両施設については令 することで、産業交流施設・商業 ・原子力災害被災地域において一部帰宅困難地
にはそれぞれ、即解前と東医内 を密く回路が完成した。また。は 同四にでは中国保险では、 企助口中、移作者の理解と認力を 作さる中の人が可能とした。 (成る単点) 「大きないとなりました。」 (成る単点) 「大きないとなりました。」 「成る単点」 「大きないとなりました。」 「成る単点」 「大きないとなりました。」 「ないまれて、 一方のようないとなり、一方のない。」 「大きないとなり、一方のない。」 「大きないとなり、一方のない。」 「大きないとなり、一方のない。」 「大きないなり、一方のない。」 「大きないなり、一方のないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	和6年度の開業に向け建築工事 施設の指定管理予定者へのノウ 域がいまだに残存する中、震災以来、東日本
を整く通常が完成した。また、地 で内でて、定成した可な性ででは、次かかない作品と思われる。 を対す。この人居が開始した。 (M. 4 日本) (((((((((((((((((((が着工した。令和6年1月と3月 ハウ継承を目指すほか、地元の生 大震災の復興事業を行い支えてきた機構で
図内にて完成した可容体室では、 全10 4年70人番店間動した。 会10 4年70人番店間動した。 (105.4年6.) (105.4年6.) にはそれぞれ大野駅前と地区内 産活動の支援等を行っている。こ しかできない被災地への取組と貢献を行っ	
金80 戸中、移住者の世帯 20 戸を 36 24 月20 京田 20 日本 2	を繋ぐ道路が完成した。また、地 れらの取組を通して住民帰還に ているので、A評定は当然と思料する。
(2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	区内にて完成した町営住宅では、 欠かせない住まいと生業の再生
(86.4 時度) 《大熊西玉兼団地田区>	全50戸中、移住者の世帯28戸を 及び賑わい形成に寄与した。
 	含む 48 戸の入居が開始した。 双葉町、浪江町においても基盤
会和3年5月に事業支託した 大麻西工変団地については、合和 4年10月にバイオエタノール生 産産療施験の立地が決定し、令和 5年6月と9月に当該商所の主 地列域しが完了し、合和6年10月 竣工に向け地産の建築工事が与 Tした。 「地域再生又種> 町外から人や企業を呼び込む。 ともに、合和6年6月の産業な済 施設・需素施設の印業に向けたま もづくりの支行の最として、地域 活動組成別に利金を出した地 済動組成別に利金を出した地 済動組成別に利金を指した地 済動組成別に利金を指した地 済動組成別に利金を受けるとして、地域 活動組成別に利金を開した。合和5年度は可外 から人を呼び込むことを目的と した親子向けイベントや、官医か 様な土体と接続しカブサルトイ を用いたイベントを開催したほ カ、サンチンカー用により商業 需要を調査する実施を行かた。そ の他、町の物産品を再生すべく活	(R6.4 時点) 整備を着実に推進するとともに、
大麻両工業団地については、合和 4年10月にバイオックノール生 商務所能数の宣飾が決定し、合和 5年6月と9月に当該箇所の電 起外、住民主体の定ちづくりに貢 8月後しが完了し、合和6年10月 雑工に向け施設の法を工事が著 工した。 <地域理工文展と 町外から人や企業を呼び込む。 とともに、合和6年度の確実交減 施施の商業施設の開業に向けたま もづくりの設置の場として、港域 活動極点取304-1900を活用した施 策を展開した。合和6年度は町外 から人を呼び込むことを目的と した設下向けイベントや、官氏多 様な主体と連携しカブセルトイ を用いたイベントを開催したほ か、メッチンカー出席により商業 需要を譲渡する実施を行った。そ の他、町の物産品を再生すべく活	<大熊西工業団地地区> それぞれの町の課題に応じて地
4年10月にバイオエタノール牛 産産労働設の立地が決定し、会和 5年6月と9月に当該箇所の宅 提別後しが完丁し、令和6年10月 竣工に向け施設の建築工事が着 工した。 「物域再生支援> 町外から人や企業を呼び込むとともに、金和6年度の農業交流 施蔵・商業施度の開業に向けたま ちづくりの践行の湯として、地域 活動地点 取品・配金 在所見した施 策を展開した。令和5年度は町外 から人を呼び込むことを目的と した機子向けイベントや。官民多 様な主体と連携しカブセルトイ を用いたイベントを開催したほ か、キッチンカー出店により高業 需要が調査する実証を行った。そ の他、町の物産品を再生すべく活	令和3年5月に事業受託した 域活動拠点等を用いたソフト施
	大熊西工業団地については、令和 策を展開することで、事業者から
5 年6月と9月に当該簡所の空 - 続するなど整葉者が帰町できる 地の選にが完了し、令和6年10月 環境づくり、関係人口の創出に寄 工した。	4年 10 月にバイオエタノール生 の機構主催イベントへの出店希
地引渡しが発了し、令和6年10月 竣工に向け施設の建築工事が着 上した。 《地域再生支授》 阿外から人や企業を呼び込む とともに、令和6年度の産業交流 施設・商業施設の開業に向けたま もづくりの試行の場として、地域 活動拠点 RUMA・PRE を活用した施 策を製情した。令和5年度は町外 から人を呼び込むことを目的と した親子向けイベントや、官民多 様な主体と連携しカプセルトイ を用いたイベントを開催したほ か、キッチンカー出居により商業 需要を調査する実証を行った。そ の他、町の特産品を再生すべく活	産研究施設の立地が決定し、令和望や、住民主体のまちづくりに貢
接工に向け施設の建築工事が若工した。 <地域再生支援> 町外から人や企業を呼び込む とともに、合和6年度の産業交流 施設・商業施設の開業に向けたよ もづくりの終行の場として、地域 活動拠点以MA・PREを活用した施 策を機関した。令和5年度は町外 から人を呼び込むことを目的と した親子向けイベントや、舎民多 様な主体と連携しカブセルトイ を用いたイベントを開催したほ か、キッチンカー出版により商業 需要を調査する実証を行った。そ の他、町の粉麻品を再生すべく活	5年6月と9月に当該箇所の宅 献するなど避難者が帰町できる
工した。 <地域再生支援> 町外から人や企業を呼び込む とともに、合和6年度の廃業交流 施設・商業施設の開業に向けたま もづくりの試行の場として、地域 活動拠点以MA-PELを活用した施 策を展開した。令和5年度は町外 から人を呼び込むことを目的と した親子向けイベントや、官民多 様な主体と連携しカプセルトイ を用いたイベントを開催したほ か、キッチンカー出店により商業 需要を調査する実証を行った。そ の他、町の特産品を再生すべく活	地引渡しが完了し、令和6年10月 環境づくり、関係人口の創出に寄
(地域再生支援) 町外から人や企業を呼び込む とともに、令和6年度の産業交流 施設・商業施設の開業に向けたま ちづくりの試行の場として、地域 活動拠点 KUMA・PRFを活用した施 策を展開した。令和5年度は町外 から人を呼び込むことを目的と した親子向けイベントや、官民多 様な主体と連携しカプセルトイ を用いたイベントを開催したほ か、キッチンカー出店により商業 需要を調査する実証を行った。そ の他、町の特産品を再生すべく活	竣工に向け施設の建築工事が着し与した。
町外から人や企業を呼び込むとともに、令和6年度の産業交流施設・商業施設の開業に向けたまちづくりの試行の場として、地域活動拠点 KUMA・PRE を活用した施策を展開した。今和5年度は町外から人を呼び込むことを目的とした親子向けイベントや、官民多様体と連携しカプセルトイを用いたイベントを開催したほか、キッチンカー出店により商業需要を調査する実証を行った。その他、町の特産品を再生すべく活	工した。
とともに、令和6年度の産業交流 施設・商業施設の開業に向けたま もづくりの試行の場として、地域 活動拠点 KUMA・PRE を活用した施 策を展開した。令和5年度は町外 から人を呼び込むことを目的と した親子向けイベントや、官民多 様な主体と連携しカブセルトイ を用いたイベントを開催したほ か、キッチンカー出店により商業 需要を調査する実証を行った。そ の他、町の特産品を再生すべく活	<地域再生支援>
施設・商業施設の開業に向けたまちづくりの試行の場として、地域活動拠点 KUMA・PRE を活用した施策を展開した。令和5年度は町外から人を呼び込むことを目的とした親子向けイベントや、官民多様な主体と連携しカプセルトイを用いたイベントを開催したほか、キッチンカー出店により商業需要を調査する実証を行った。その他、町の特産品を再生すべく活	町外から人や企業を呼び込む
ちづくりの試行の場として、地域 活動拠点 KUMA・PRE を活用した施 策を展開した。令和5年度は町外 から人を呼び込むことを目的と した親子向けイベントや、官民多 様な主体と連携しカプセルトイ を用いたイベントを開催したほ か、キッチンカー出店により商業 需要を調査する実証を行った。そ の他、町の特産品を再生すべく活	とともに、令和6年度の産業交流
活動拠点 KUMA・PRE を活用した施 策を展開した。令和5年度は町外 から人を呼び込むことを目的と した親子向けイベントや、官民多 様な主体と連携しカプセルトイ を用いたイベントを開催したほ か、キッチンカー出店により商業 需要を調査する実証を行った。そ の他、町の特産品を再生すべく活	施設・商業施設の開業に向けたま
策を展開した。令和5年度は町外から人を呼び込むことを目的とした親子向けイベントや、官民多様な主体と連携しカプセルトイを用いたイベントを開催したほか、キッチンカー出店により商業需要を調査する実証を行った。その他、町の特産品を再生すべく活	ちづくりの試行の場として、地域
から人を呼び込むことを目的とした親子向けイベントや、官民多様な主体と連携しカプセルトイを用いたイベントを開催したほか、キッチンカー出店により商業需要を調査する実証を行った。その他、町の特産品を再生すべく活	活動拠点 KUMA・PRE を活用した施
した親子向けイベントや、官民多様な主体と連携しカプセルトイを用いたイベントを開催したほか、キッチンカー出店により商業需要を調査する実証を行った。その他、町の特産品を再生すべく活	策を展開した。令和5年度は町外
様な主体と連携しカプセルトイを用いたイベントを開催したほか、キッチンカー出店により商業需要を調査する実証を行った。その他、町の特産品を再生すべく活	から人を呼び込むことを目的と
を用いたイベントを開催したほか、キッチンカー出店により商業需要を調査する実証を行った。その他、町の特産品を再生すべく活	した親子向けイベントや、官民多
か、キッチンカー出店により商業 需要を調査する実証を行った。そ の他、町の特産品を再生すべく活	様な主体と連携しカプセルトイ
需要を調査する実証を行った。そ の他、町の特産品を再生すべく活	を用いたイベントを開催したほ
の他、町の特産品を再生すべく活	か、キッチンカー出店により商業
	需要を調査する実証を行った。そ
動しているおおくまキウイ再生	の他、町の特産品を再生すべく活
	動しているおおくまキウイ再生
クラブについて、首都圏の機構保	クラブについて、首都圏の機構保

有地を活用し、関係人口拡大を企
図するイベントを展開するなど
の支援を行った。
【双葉町】
双葉町からは、復興拠点(計2
地区、約 74ha) の整備事業等を受
託し、令和4年度には町の悲願で
あった 11 年半ぶりの町民帰還に
貢献した。 双葉駅西側地区にお
ける基盤整備工事を着実に実施
し、令和5年度は南エリアの宅地
を引渡した。さらに双葉駅前のコ
ミュニティセンターと既存スト
ックの改修等の建築物発注を支
援している。中野地区でも着実に
基盤を整備し、令和5年度には町
と事業者との間で新たな立地協
定が締結されたほか、地区東側で
の事業検討を支援している。
<中野地区>
双葉町は「働く拠点」として「中
野地区復興産業拠点」を計画し、
機構は事業者立地に向けた一団
地の復興再生拠点市街地形成施
設事業を受託し、着実に基盤整備
を進めてきた。施設の早期立地に
向けて、町と連携して、整備した
敷地の段階的な引渡しを行った。
令和5年10月には、新たに町と
事業者との間でカンファレンス
ホテルの立地協定が締結される
など、県内外の事業者の立地が進
んでいる。また、地区の東側にお
いては屋外空間を活かした新た
な施設等の事業検討を支援して
いる。
<地域再生支援 >
双葉町においては、令和4年9
月に締結した町との連携協力協
定を踏まえ、駅東エリアでの交流
7 =

<u> </u>
人口・関係人口の創出・拡大や既
存ストック活用の推進、町やまち
づくり会社の支援を展開してい
る。「ちいさな一歩プロジェクト」
として、継続的に飲食イベント等
を開催することで、地域プレイヤ
一の発掘や町外企業の誘導、プレ
イヤー間の連携を図っている。
【浪江町】
浪江町からは、復興拠点(計2
地区、約 60ha) の整備事業等を受
託し、着実に復興まちづくりを推
進している。浪江駅周辺地区にお
いては、令和4年度に受託した
「浪江駅周辺地区一団地事業」に
ついて、基盤整備工事を令和5年
度に追加受託し、町策定の「浪江
駅周辺グランドデザイン基本計
画」の具現化に向けた総合的な支
援を実施している。令和4年度に
基盤整備工事の発注者支援を完
了した南産業団地には先進的な
研究開発型生産拠点が開業
(R5. 6) した。
<浪江駅周辺地区>
浪江駅周辺地区については、令
和4年5月に一団地の復興再生
拠点市街地形成施設事業の事業
執行管理・総合調整等業務を受託
し、継続的な支援を行っている。
令和4年6月の「浪江駅周辺グラ
ンドデザイン基本計画」の公表や
令和4年9月の福島国際研究教
育機構の立地決定が進んだこと
や、機構による支援が町から評価
されたことから、令和5年度に町
から基盤整備工事についても受
託するに至った。
<地域再生支援>
浪江駅周辺のにぎわいづくり

<u> </u>
や関係人口の拡大に向けた各種
支援のため令和3年11月に開設
した地域交流スペース『なみい
え』について、令和5年度は町の
メインストリートへ移設しリニ
ューアルオープンするとともに、
地域プレイヤー間の連携を図る
ためイベントカレンダーを設置
するなどイベント発信拠点とし
ての機能も担った。
また、住民主体のまちづくりを
目指し、機構職員の司会により、
駅周辺の公共空間の使い方を議
論するワークショップを開催し
た。
【情報発信】
復興の進む被災地の「今」を発
信する取組として、令和5年8月
には関係人口の増加を企図し、復
興の進む3町の姿を発信する学
生向けのスタディツアーを機構
として初めて開催した。
② 津波被災地域における復興
市街地整備事業の推進
12 自治体から委託を受けた 22
地区 1,314ha の事業を実施し、令
和3年度に全ての受託業務が完
了した。
令和5年度においては、造成地
や移転元地の土地利活用の推進
を支援するため、復興庁・被災3
県・被災市町による「土地活用推
進のための実務担当者会議」に引
き続き参画 (R5.7・R6.2) し、機
構の支援事例等や地方都市での
まちづくり支援、ニュータウン事
業での宅地販売等から得たノウ
ハウ・知見等による助言等を行
い、被災地の土地利活用推進に寄
与した。

また、情報発信の施策として、	
URまちとくらしのミュージア	
ムにおいて津波被災地域におけ	
る震災復興支援の取組、そして復	
興の進む今を発信する企画展に	
加え、岩手県陸前高田市と宮城県	
女川町から譲り受けた桜をミュ	
ージアム敷地に植樹する式典を	
開催した。	
各種講演会や講義にも積極的	
に登壇し、復興支援を通じて機構	
が得た知見や教訓の発信に努め	
ることで、幅広い層に向けて事前	
復興支援を普及した。	

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、地方公共団体からの受託事業における支出の減によるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本性	青報		
II-1	 Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 (2) 管理会計の活用による経営管理の向上 2 業務の電子化 		
当該項目の重要度、難易度(困難	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	_
度)			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
-	_	_	_	_	_	_	_	-

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
IV 業務運営の効率化に関す	Ⅱ 業務運営の効率化に関す	Ⅱ 業務運営の効率化に関す	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>Ⅱ-1-(1)(2)、	評定:B
る事項	る目標を達成するためとるべ	る目標を達成するためとるべ	_	所期の目標達成に向けて最大	II-2	
	き措置	き措置		限の成果を上げられる組織を目	評定:B	<評定に至った理由>
1. 効率的な運営が行われる	1 効率的な運営が行われる	1 効率的な運営が行われる	<その他の指標>	指し、UR賃貸住宅ストックの活		機構は、①効率的な運営が行われる組織体制
組織体制の整備	組織体制の整備	組織体制の整備	_	用・再生の推進や、海外展開支援	組織体制の整備に当たっては、	の整備、②業務の電子化に当たって、以下の取
効率的な業務運営が行われ	(1)機動的・効率的な組織	(1)機動的・効率的な組織		に係る体制の強化、サイバーセキ	賃貸住宅部門におけるストック	組を実施した。
るよう組織を整備するととも	運営	運営	<評価の視点>	ュリティの強化等に向けた体制	の活用・再生の推進や海外展開支	
に、独立行政法人改革等に関	政策目的の実現並びに独立	政策目的の実現並びに独立	・継続的に事務・事業や組織の	整備を図るべく事務・事業や組織	援に係る体制の強化、サイバーセ	① 効率的な運営が行われる組織体制の整備
する基本的な方針を踏まえ、	の経営体としての採算性の確	の経営体としての採算性の確	点検を行い、機動的に見直	の点検及び見直しを行った。	キュリティの強化等、メリハリの	・事務・事業や組織の点検を行い、業務運営の
継続的に事務・事業や組織の	保、経営効率の向上を図るた	保、経営効率の向上を図るた	しを実施し、各事業の成果		効いた組織体制を整備するべく	効率化とともに最大限の成果を上げられる
点検を行い、機動的に見直し	め、業務運営の効率化ととも	め、業務運営の効率化ととも	を最大化するために必要		事務・事業や組織の点検・見直し	組織体制の構築を図った。
を実施し、各事業の成果を最	に最大限の成果を上げるべく	に最大限の成果を上げるべく	な、メリハリの効いた組織		を行うことで、業務運営の効率化	・部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適
大化するために必要な、メリ	組織の整備を行い、都市機能	組織の整備を行い、都市機能	体制の整備が図られている		とともに最大限の成果を上げら	切に把握し、経営管理の精度向上に努めた。
ハリの効いた組織体制の整備	の高度化及び居住環境の向上	の高度化及び居住環境の向上	カゥ。		れる組織体制の構築に寄与した。	
を図ること。	を通じた都市の再生、良好な	を通じた都市の再生、良好な				② 業務の電子化
	居住環境を備えた賃貸住宅の	居住環境を備えた賃貸住宅の				・情報セキュリティ対策の強化や IT 技術の高
	安定的な確保、災害からの復	安定的な確保、災害からの復				度化に対応させた業務システムを稼働させ
	旧・復興支援、都市開発の海	旧・復興支援、都市開発の海				るとともに、デジタル人材の育成をすべく DM
	外展開支援等の業務の実施に	外展開支援等の業務の実施に				推進をサポートするための環境整備を行っ
	おいて、社会経済情勢の変化	おいて、社会経済情勢の変化				た。
	に対し的確に対応するととも	に対し、SDGsやESG、				
	に、継続的に事務・事業や組	DXといった視点を踏まえ的				これらを踏まえ、令和5年度における所期の
	織の点検を行い、機動的に見	確に対応するとともに、継続				目標を達成していると認められるため、「B」評
	直しを行う。	的に事務・事業や組織の点検				定とする。
		を行い、機動的に見直しを行				
		う。				<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
	(2) 管理会計の活用による	(2) 管理会計の活用による		管理会計を活用し、部門別及び	管理会計の活用により、引き続	該当なし
	経営管理の向上	経営管理の向上		圏域・地区別の経営情報を適時適	き経営管理の精度向上を図ると	
	経営情報を適時適切に把握	経営情報を適時適切に把握		切に把握することにより、引き続	ともに、部門別の財務情報等を適	<その他事項>
	する等、機構の経営管理・活	する等、機構の経営管理・活		き経営管理の徹底に努めるとと	切に作成し、公表した。	評定について、外部有識者5名全員が「B」
	動管理に、管理会計を引き続	動管理に、管理会計を引き続		もに、経営管理・活動管理の状況		評定が妥当であるとの意見であった。
	き活用する。	き活用する。		について、部門別の財務情報等を		外部有識者からの主な意見は以下のとおり。
				作成・公表した。また、研修の実		・機構組織の点検、DXの推進状況や業務プロセ
				施等により経営管理に対する意		スの見直しによる RPA の成果向上等を勘案
				識の更なる強化を図った。		し、所期の目標を達成したものと評価でき
2. 業務の電子化	2 業務の電子化	2 業務の電子化		DX推進方針に基づき、全職員	D X推進方針に基づき、デジタ	る。
政策実施機能の最大化に資	情報セキュリティ対策の強	「デジタル社会の実現に向		のDXリテラシー向上を図りつ	ル人材の育成等の各施策を推進	・年度計画における所期の目標を達成している
する IT 基盤の整備、職員のワ	化や I T技術の高度化にも対	 けた重点計画 (令和4年6月		つ、デジタル人材の育成、サービ	し、当該方針の行動計画である	と認められる。

ーク・ライフ・バランス推進、 応しつつ、各業務システム・ 業務の効率化・生産性向上、 テレワーク等の新たな勤務形 改善を行い、顧客ニーズの多 テムの整備及び管理にあたっしの整備を計画的に進める。 ては、デジタル庁が策定した 12月24日デジタル大臣決定) 備及び管理を行うとともに、 の設置等の体制整備を行うこ

情報開示のあり方の見直し・

システムの整備及び管理に 「情報システムの整備及び管 | あたっては、デジタル庁が策 | 理の基本的な方針」(令和3年 | 定した「情報システムの整備 | 応しつつ、各業務システム・ 及び管理の基本的な方針」(令 に則り、システムの適切な整 和3年12月24日デジタル大 臣決定)に則り、システムの システムの整備及び管理を行し適切な整備及び管理を行うと う PJMO を支援するため、PMO ともに、システムの整備及び の整備を計画的に進める。 管理を行うPJMOを支援す るため、PMOの設置等の体 制整備を行う。

なシステム導入を図る。

7日閣議決定)や「情報シス テムの整備及び管理の基本的 な方針 | (令和3年12月24日 態の実現等に資する新たなシ↓様化へ対応した利便性の向上↓デジタル大臣決定)も踏まえ ステム導入を図ること。シストを図るため、必要なIT基盤トたDX推進方針に基づき、D Xを推進する。

> 情報セキュリティ対策の強 化やIT技術の高度化にも対 情報開示のあり方の見直し・ 改善を行い、顧客ニーズの多 様化へ対応した利便性の向上 を図るため、必要なIT基盤

システムの整備及び管理に あたっては、デジタル庁が策 定した「情報システムの整備 職員のワーク・ライフ・バ 及び管理の基本的な方針」(令 ランス推進、意思決定手続の 和3年12月24日デジタル大 迅速化など業務の効率化・生 | 臣決定) に則り、システムの 産性の向上、テレワーク等の│適切な整備及び管理を行うと 勤務形態の実現に資する新たしともに、PMOの体制整備を 行い、システムの整備及び管 理を行うPJMOへの支援を 推進する。

> 社会環境の変化を踏まえ、 職員のワーク・ライフ・バラ ンス推進、意思決定手続の迅 速化など業務の効率化・生産 性の向上、RPAの効果的な 活用を推進する。

> BIMの活用を前提とした 設計図書の作成等を試行的に 実施し、効果的な活用方法等 の検証を進める。

ス向上や業務効率化に記す施策 を推進した。また、DX施策を体 月に「DXアクションプラン」を 策定した。

情報セキュリティ対策の強化 令和5年5月に稼働させるとと もに、必要な I T基盤の整理とし て、次期インターネット分離シス テムの構築に着手した。

また、システムの整備及び管理 理を行うPIMOに対する支援 た。 を開始した。

業務の効率化・生産性の向上に り、業務時間の短縮及びヒューマー縮減を実現した。 ンエラーの縮減を実現した。

また、これまでのRPA導入に の結果を踏まえ、「RPA導入ガーた。 イドライン」を改訂した。

また、顧客ニーズの多様化へ対 応した利便性の向上を図るため、 令和2年度に公表したウェブア クセシビリティ方針に基づく施しようにするため、ウェブアクセシ 策として、機構ホームページ全ペー ージ検査によって検出された要 改修箇所について対応を行った。

新築分野については、「集合住 に公開した。

「DXアクションプラン」を策定 し今後実行することにより、顧客 系的に整理し、当該方針を具現化 サービスの向上、業務の効率化や する行動計画として令和6年3 | 生産性をさらに向上させていく ことが期待される。

家賃管理・収納管理システムを やIT技術の高度化に対応させ「稼働させ、さらに次期インターネ た家賃管理・収納管理システムを リット分離システムの構築に着手 し、適時適切な情報セキュリティ 対策を推進した。

また、システムの整備及び管理 に当たっては、PMOの設置等の に当たって、PMOの設置等の体 体制整備を行うとともに、手順書│制整備を完了し、手順書に基づき に基づき、システムの整備及び管 P J M O に対する支援を開始し

RPAの導入により、業務時間 当たっては、RPAの導入によ | の短縮及びヒューマンエラーの

今般の「RPA導入ガイドライ 伴う課題や職員自らがRPAを ン」の改訂により、内製化による 開発・導入(内製化)する試行実施 | RPAの導入プロセスを確立し

> 機構ホームページについて、ウ ェブアクセシビリティ方針に沿 って、誰もが支障なく利用できる ビリティの対応を行った。

設計BIMガイドライン及び 宅設計BIMガイドライン | 及び | BIMデータ類の公開により、新 BIMデータ類を令和5年5月 | 技術を活用した住宅の生産・管理 プロセスのDXの推進に寄与し

			た。	
			以上により、年度計画における	
			所期の目標を達成していること	
			から、B評定とする。	

1. 当事務及び事業に関する基本情	与報		
	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
	3 適切な事業リスクの管理等		
II-2	(1) 事業リスクの管理		
	(2) 事業評価の実施		
	4 一般管理費、事業費の効率化		
当該項目の重要度、難易度(困難		関連する政策評価・行政事業レビュー	_
度)			

2. 主要な経年データ 評価対象となる指標 達成目標 R3年度 R 5年度 基準値 R元年度 R2年度 R4年度 (参考情報) (前中期目標期間最終 当該年度までの累積値等、必要な情報 年度値等) 一般管理費について、平 成30 年度と令和5年度 を比較して3%以上に相 ▲3%以上 ▲3%以上 当する額を削減 (計画値) 一般管理費について、平 成30年度と令和5年度 を比較して3%以上に相 **▲**3.87% ▲0.09% +21.09% +24.55% **▲**3.01% 当する額を削減 (実績値) 達成率 _

		係る自己評価及び主務大臣による 「	T	N. I Mc That	a fate and a second second) 764 1974) 3 or 77 free
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	3 適切な事業リスクの管理	3 適切な事業リスクの管理	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>Ⅱ-3-(1)(2)、	評定: B
等	等 	等	_	① 新規事業着手段階の 21 地区		
(1)事業リスクの管理	(1)事業リスクの管理	(1)事業リスクの管理		すべてについて、リスクの抽出	評定 : B	<評定に至った理由>
機構が、地方公共団体や民	地方公共団体や民間事業者	地方公共団体や民間事業者	<その他の指標>	とその軽減・分担方策を検討す		機構は、①適切な事業リスクの管理等、②一
間事業者のみでは実施困難な	のみでは実施困難な都市再生	のみでは実施困難な都市再生	_	るとともに、事業リスクを踏ま	新規事業着手段階の 21 地区す	般管理費及び事業費の効率化に当たって、以下
都市再生事業等を進めるに当	事業等を推進する際には、事	事業等を推進する際には、事		えた経営計画等を策定して、事	べてについて、事業リスク管理手	の取組を実施した。
たっては、事業リスクの把握・	業リスクの的確な把握・管理	業リスクの的確な把握・管理	<評価の視点>	業着手の可否の判断を行った。	法に基づき、リスクの抽出・分析	
管理及びその精度向上を図る	を行うことが必要であり、採	を行うことが必要であり、採	・事業リスクの把握・管理、	② 事業実施段階のすべての地	を行った上で、関係者との役割分	① 適切な事業リスクの管理等
とともに、必要に応じて、事	算性を考慮した上で、以下の	算性を考慮した上で、以下の	及びその精度向上を図ると	区(令和5年4月1日時点:184	担等のリスク軽減・分担方策を検	・事業リスクの抽出・分析を行い、リスク軽減・
業の見直しを行うこと。	通り事業着手の判断及び執行	通り事業着手の判断及び執行	ともに、必要に応じて、事	地区) について、事業リスクの	討するとともに、事業リスクを踏	分担方策を検討した上で事業着手の可否に
	管理等を行う。	管理等を行う。	業の見直しを行っている	定期的管理を行い、これを踏ま	まえた経営計画等を策定し、事業	ついての判断を行うとともに、事業実施地区
	① 新規事業着手に当たっ	① 新規事業着手に当たっ	カ′。	え、38 地区について事業の見直	着手の可否についての判断を適	においても、進捗状況等を踏まえた適切な執
	ては、機構が負うこととなる	ては、機構が負うこととなる	・事業の効率性及びその実施	しを行った。事業リスク管理手	切に実施した。	行管理を行った。
	工事費、金利の変動等の事業	工事費、金利の変動等の事業	過程の透明性の確保を図る	法については、特段の問題はな	また、事業実施段階の 184 地区	
	リスクを十分踏まえて経営計	リスクを十分踏まえて経営計	ため、適切に事業評価を実	く、適切に運用されていること	すべてについて、事業リスク管理	② 一般管理費・事業費の効率化
	画を策定し、事業着手の可否	画を策定し、事業着手の可否	施しているか。	から、見直しは行っていない。	手法に基づき、事業の進捗状況等	・一般管理費については、継続的に縮減に努め、
	を判断する。	を判断する。			を踏まえ、採算見通しやリスクの	令和5年度において、平成30年度比3%以
	② 事業着手後において	② 事業着手後において			把握・分析を行った上で、定期的	上に相当する額を削減した。
	も、定期的に、又は土地取得・	も、定期的に、又は土地取得・			に事業の見直しの必要性を判断	・市場や調達環境の分析、入札契約方式の見直
	工事着工等の重要な節目にお	工事着工等の重要な節目にお			し、38地区で見直しを実施した。	し、発注の効率化等の各種施策により事業の
	いて、事業リスクの管理及び	いて、事業リスクの管理及び				効率的な執行とコスト構造の一層の改善が
	採算性の把握等を行い、必要	採算性の把握等を行い、必要				図られた。
	に応じて事業の見直しを行	に応じて事業の見直しを行		事業評価実施規程等に基づき、	事業評価実施規程等に基づき、	
	う。また、その精度向上を図	う。また、その精度向上を図		新規採択時評価2件、再評価1	新規採択時評価2件、再評価1	これらを踏まえ、令和5年度における所期の
	るため、適宜、事業リスクの	るため、適宜、事業リスクの		件、事後評価2件を実施した。再	件、事後評価2件を実施した。う	目標を達成していると認められるため、「B」評
	管理手法の見直しを行う。	管理手法の見直しを行う。		評価及び事後評価については、学	ち、再評価及び事後評価について	定とする。
(2) 事業評価の実施	(2) 事業評価の実施	(2) 事業評価の実施		識経験者等の第三者から構成さ	は、事業評価監視委員会の審議を	
事業の効率性及びその実施	個別事業の効率性及びその	個別事業の効率性及びその		れる事業評価監視委員会の審議	経て対応方針を決定した。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>
過程の透明性の確保を図るた	実施過程の透明性の一層の向	実施過程の透明性の一層の向		結果を踏まえ、機構の対応方針を		該当なし
め、適切に事業評価を実施す	上を図るため、機構独自の事	上を図るため、機構独自の事		決定した。		
ること。	業評価規程等に基づき、新規、	業評価規程等に基づき、新規、		事業評価結果については、情報	事業評価結果については、情報	<その他事項>
	事業中及び事後の各段階に応	事業中及び事後の各段階に応		公開窓口、ホームページ掲載等に	公開窓口、ホームページ掲載等に	評定について、外部有識者5名全員が「B」
	じて、評価対象となる事業毎	じて、評価対象となる事業毎		より公表した。	より公表した。	評定が妥当であるとの意見であった。
	に、事業の必要性、費用対効	に、事業の必要性、費用対効				外部有識者からの主な意見は以下のとおり。
	果、進捗の見込み等について	果、進捗の見込み等について				・事業リスクの評価による事業着手の可否判
	評価を行う。	評価を行う。				定、定期的なリスク再点検、事業評価監視委
	また、再評価及び事後評価	また、再評価及び事後評価に				員会の活用、事業費の重点配分及び一般管理
	に当たっては、事業評価監視	当たっては、事業評価監視委				│ │ 費の抑制は所期の目標を達成したものと評

	委員会の意見を踏まえ、必要	員会の意見を踏まえ、必要に				価できる。
	に応じた事業の見直し、継続	応じた事業の見直し、継続が				・年度計画における所期の目標を達成している
	が適当でない場合の事業中止	適当でない場合の事業中止等				と認められる。
	等の対応方針を定める。	の対応方針を定める。				
4. 一般管理費、事業費の効	4 一般管理費、事業費の効	4 一般管理費、事業費の効	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	一般管理費については、継続的	
率化	率化	率化	•一般管理費(人件費、公租	<主な定量的指標>	な経費の縮減に努めたことによ	
一般管理費(人件費、公租	一般管理費(人件費、公租	一般管理費(人件費、公租	公課及び基幹系システム再	一般管理費については、継続的	り、平成30年度比で3%以上に	
公課及び基幹系システム再構	公課及び基幹系システム再構	公課及び基幹系システム再構	構築に係る経費を除く。) に	な経費の縮減に努めたことによ	相当する額を削減した。	
築に係る経費を除く。) につい	築に係る経費を除く。) につい	築に係る経費を除く。) につい	ついて、継続的に縮減に努	り、平成30年度比で3%以上に		
て、継続的に縮減に努め、中	て、継続的に縮減に努め、中	て、第三中期目標期間の最終	め、中期目標期間に想定さ	相当する額を削減した。		
期目標期間に想定される消費	期目標期間に想定される消費	年度(平成30年度)と中期目	れる消費増税による増加分	また、事業費について、令和5		
増税による増加分を経営合理	増税による増加分を経営合理	標期間の最終年度(令和5年	を経営合理化により吸収し	年度は1,096億円分の工事調達を		
化により吸収した上で、第三	化により吸収した上で、第三	度)を比較して3%以上に相	た上で、第三期中期目標期	実施した。		
期中期目標期間の最終年度	期中期目標期間の最終年度	当する額を削減する。	間の最終年度(平成 30 年	コスト縮減に向けては、市場動	市場や調達環境の分析、入札契	
(平成 30 年度) と中期目標期	(平成 30 年度) と中期目標	また、事業費については、	度)と中期目標期間の最終	向調査による適正コストの把握、	約方式の見直し、発注の効率化等	
間の最終年度(令和5年度)	期間の最終年度(令和5年度)	引き続き、事業の効率的な執	年度(令和5年度)を比較	契約実績分析による調達の現状	の各種施策により事業の効率的	
を比較して3%以上に相当す	を比較して3%以上に相当す	行に努めるとともに、市場や	して3%以上に相当する額	把握を行うと共に、発注効率化に	な執行とコスト構造の一層の改	
る額を削減すること。	る額を削減する。	調達環境の分析を行い、入札	を削減すること	資する既往の施策を継続実施し	善を図った。	
事業費については、引き続	また、事業費については、	契約方式の見直しや、新たな		た。加えて、入札前に競争参加者		
き、事業の効率的な執行に努	引き続き、事業の効率的な執	制度の導入、調達方法の最適	<評価の視点>	と技術交渉を行う「入札前技術交	以上により、年度計画における	
めるとともに、市場や調達環	行に努めるとともに、市場や	化、発注の効率化等を推進し、	・一般管理費・事業費の効率	渉方式」を適用して工事発注を実	所期の目標を達成していること	
境の分析を行い、入札契約方	調達環境の分析を行い、入札	コスト縮減を図るなど、コス	化について、適切な経費削	施した。コスト縮減を図りながら	から、B評定とする。	
式の見直しや、新たな制度の	契約方式の見直しや、新たな	ト構造の改善をより一層推進	減及びコスト縮減等を行っ	工事落札を実現した。		
導入、調達方法の最適化、発	制度の導入、調達方法の最適	する。なお、都市再生事業及	ているか。			
注の効率化等を推進し、コス	化、発注の効率化等を推進し、	び賃貸住宅事業において、多				
ト縮減を図るなど、コスト構	コスト縮減を図るなど、コス	様な民間連携手法を活用し、				
造の改善をより一層推進する	ト構造の改善をより一層推進	事業特性やリスクに応じた適				
こと。なお、都市再生事業及	する。なお、都市再生事業及	正な収益を確保することを前				
び賃貸住宅事業については、	び賃貸住宅事業において、多	提に、政策的意義が高い事業				
多様な民間連携手法を活用	様な民間連携手法を活用し、	や機構の収益改善効果が高い				
し、政策的意義が高い事業や	事業特性やリスクに応じた適	事業に重点的に配分する。				
機構の収益改善効果が高い事	正な収益を確保することを前					
業に重点的に配分すること。	提に、政策的意義が高い事業					
	や機構の収益改善効果が高い					

事業に重点的に配分する。

1. 当事務及び事業に関する基本性	青報		
II - 3	Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置5 入札及び契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度(困難	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	_
度)			

2. 主要な経年データ

2. 土要な栓牛アータ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報)
		(前中期目標期間最終 年度値等)						当該年度までの累積値等、必要な情報
_	_	_	_	_	_	_	_	_

中期目標	中期計画	中期計画 年度計画	主な評価指標 法人の業務実績		績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
5. 入札及び契約の適正化の	5 入札及び契約の適正化の	5 入札及び契約の適正化の	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>Ⅱ-5	評定: B
推進	推進	推進	_	1 入札談合等関与行為を確実	評定: B	
機構は国の財政支出や財政	入札及び契約手続における	入札及び契約手続における		に防止するための活動		<評定に至った理由>
投融資を用いて多額の契約を	透明性の確保、公正な競争の	透明性の確保、公正な競争の	<その他の指標>	・公正取引委員会から講師を招聘	談合防止研修の継続実施及び	機構は、入札及び契約の適正化の推進に
行い、公共事業を実施してい	確保、不正行為排除の徹底及	確保、不正行為排除の徹底及	_	した談合防止研修を実施した。	「発注者綱紀保持規程」等の周知	って、以下の取組を実施した。
ることから、事業の実施にお	び調達の合理化等を推進し、	び調達の合理化等を推進し、		・各種研修や e ラーニングを活用	徹底を行い、入札談合等関与行為	・談合防止研修や e ラーニングを活用した
いて、機構に対する信頼性が	公共事業を実施する者として	公共事業を実施する者として	<評価の視点>	し「発注者綱紀保持規程」等の	の確実な防止を図った。	注者綱紀保持規程」の周知徹底により入
確保されるよう、法令順守及	の信頼性が確保されるよう、	の信頼性が確保されるよう、	・「調達等合理化計画」を着実	周知徹底を行った。		合等関与の防止に努めた。
び契約の適正性を確保するた	入札談合等関与行為を確実に	入札談合等関与行為を確実に	に実施するとともに、法令			・発注・契約業務に係る事務負担軽減や効
めの体制の強化を図るととも	防止する観点から、引き続き	防止する観点から、引き続き	順守及び契約の適正性を確	2 「調達等合理化計画」の着実	「令和5年度調達等合理化計	を目指して「コロナ時代の働き方改革と
に、「独立行政法人における調	研修等を行うとともに、必要	研修等を行うとともに、必要	保するための取組を実施し	な実施	画」については、本計画で定めた、	な発注・契約を両立させる業務改善プラ
達等合理化の取組の推進につ	に応じ更なるコンプライアン	に応じ更なるコンプライアン	ているか。	「独立行政法人における調達	発注の効率化に係る施策、調達コ	に掲げた電子契約の試行導入等の施策
ハて」(平成27年5月25日総	スの推進や入札及び契約手続	スの推進や入札及び契約手続		等合理化の取組の推進について」	ストの最適化及び競争性の確保	進した。
務大臣決定)に基づく取組を	の見直し等を実施する。これ	の見直し等を実施する。また、		(平成27年5月25日総務大臣決	等に係る施策、契約業務研修の実	・「令和5年度調達等合理化計画」等の施第
着実に実施すること。	らについては、「独立行政法人	働き方改革を推進する観点か		定) に基づき、「令和5年度調達等	施、「発注者綱紀保持規程」等を周	新たな調達ワークフローシステムの開
また、引き続き入札談合等	における調達等合理化の取組	ら入札及び契約手続の改善を		合理化計画」を策定、公表の上、	知徹底させる施策を着実に実施	進め、大きな業務改善を図るとともに、
関与行為の防止対策を徹底す	の推進について」(平成 27 年	進める。これらについては、		計画に定めた発注の効率化に係	した。特に、働き方改革を推進す	ハウを共有・継承する環境を整備し、内
るとともに、監事による監査	5月25日総務大臣決定)に基	「独立行政法人における調達		る施策、調達コストの最適化及び	る観点から「コロナ時代の働き方	制の強化を図った。
において、入札・契約の適正	づいた「調達等合理化計画」	等合理化の取組の推進につい		競争性の確保等に係る施策、職員	改革と適切な発注・契約を両立さ	
な実施について監査を受ける	において適切に反映し、毎年	て」(平成27年5月25日総務		の調達制度の理解度を向上させ	せる業務改善プラン」に掲げた電	これらを踏まえ、令和5年度における所
こと。	度当該計画の策定及び公表を	大臣決定)に基づいた「調達		るための契約業務研修等の施策、	子契約の導入等の施策を推進し、	┃ ┃目標を達成していると認められるため、「B
	行う。更に、当該計画の取組	等合理化計画」において適切		「発注者綱紀保持規程」等を周知	機構及び事業者双方の事務負担	定とする。
	状況について、年度終了後に	に反映し、当該計画の策定及		徹底させる施策を着実に実施し	の軽減と手続期間の短縮を図っ	
	自己評価を行い、併せてその	び公表を行う。更に、当該計		た。	た。	 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方
	 結果についての公表を行う。	画の取組状況について、年度		特に、働き方改革を推進する観	さらに、「令和5年度調達等合	該当なし
	また、入札・契約の適正な	終了後に自己評価を行い、併		点から令和2年度に策定した「コ	理化計画」に定めた施策に加え、	
	実施について、監事の監査に	せてその結果についての公表		ロナ時代の働き方改革と適切な	追加の施策によって、社内承認手	<その他事項>
	よるチェックを受けるものと	を行う。		発注・契約を両立させる業務改善	続の大幅な事務見直しとともに、	 評定について、外部有識者5名全員が「
	する。	また、入札・契約の適正な		プラン」に掲げた発注・契約事務	デジタル技術の導入による事務	評定が妥当であるとの意見であった。
		実施について、監事の監査に		の効率化・デジタル化等の施策を	負担の軽減を推進するために新	 外部有識者からの主な意見は以下のとお
		よるチェックを受けるものと		推進し、機構及び事業者双方の事	たに調達ワークフローシステム	・ 入札談合等関与行為は厳に排除されなけ
		する。		務負担の軽減と手続期間の短縮	の開発を進め、大きな業務改善を	 ならないところであり、倫理意識向上の
				を図った。	図るとともに、職員の調達に関す	 の不断の努力が必要である。機構の取組
					るノウハウを共有・継承する環境	
					を整備し、職員の調達に関する問	
				て、次の施策を実施した。	題解決力及び危機対応力の向上	と認められる。
				・調達の社内承認手続について、		
				承認の視点や責任範囲を明確		

他・頭頭を登取する場合の。単 私の原質を今果園の海型と 合作へ、東に自動を窓が出か。 から、大きに自動を変が出か。 というでから、 がのする。及にしよる傷熱を 中の時間に対してもる傷熱を 中の時間に対してもる傷熱を 神が成がしています。 は、 があるが、一変ではない。 は、 があるが、一変ではから、 は、 があるが、一変ではからない。 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、	
参の他の全年記述の単語を入っては、自動を主なり対応 を行い、自動との地域を定すらきた。 ・アンプルを対応を入まっては、 取りを表えなしましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	化し、業務の水準向上と効率 また、本計画の策定及び自己評
を行い、変形・水を中央のため、 の方はの数下を応じます。 ・ デングル環形であたした。 ・ デングル環形であたした。 ・ できない。 ・ できないい。 ・ できないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	化・迅速化を推進するため、手 価に当たっては監事及び外部有
カル地の音形を出たって上 記の字像日度 しによる変形水 情の時に向上で面倒れの極 機体的では向上で面倒れて随 機体的での場でが変形で変更を表現 海中のコード可能性で同様 海豚を一型の石・大型を持て 方人を開発・血型、スクス人 等に性温をですると、異常を カイスを構作したり、 関いのファックを取りて過水す の趣を影響でなら、 関いのファックを取りで過水す の動を影響である。 知いファントが高に構成 海球を一型を一型である。 知识を一型を一型である。 1年、カー型である。 1年 カー型である。 1年	続の統廃合や承認者の再設定 識者によって構成される契約監
・デジタル理想の編入によって上 述の「地域」によっる善軟体 他の地域・由しまりを、例外的が通 操車をフェールでは、例外的が通 強度が保険ができたする地位 症度が発酵ができたする地位 症度が発酵ができたする地位 をできない。カンフィーンス という場合をのは、シスクム 等料と高を加する方の、東型に 断する情報。マステムの場合を回り、カンルな、 契例が対しまする人。各種目 達が、カンボンステムの制度が関節を一変化する「通 増減するがあります。 関する情報と一変化する「通 増減するがあります。 関する情報・デアケーントラース ネットに着たに関する。 関する情報・通すカースを発展 関する情報・通すファケース体を 他につきなに関する。 他につきなに関する。 他にの表では、事件によって 他にの表で、現場なの をとに、一定性、事件によって を対象にあるからです。機体の 事が成立のからなす。機体の 事が取るからないの他を、事 無極度反対では要素を が対象に対している。 第一位の場合によって がの場合しているのであります。 を行うな過度が開発したいラーン メぶをと表する、現場なの様 とない、の他は、事 無極度反対では、要素を がの場合している他は、事 を対象にあるがないる。 を行うな過度が同じて、 がの場合しているのである。 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が同じている。 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が同じて、 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が同じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が可じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が可じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が可じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が可じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が可じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が可じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が可じて、 なのがまたいて、 を行うな過度が可じて、 なのがまたいて、 を行うなのがないて、 を行うなのがないて、 を行うなのがないて、 を行うなのがないて、 を行うなのがないて、 を行うなのがないて、 を行うなのがないて、 を行うなのがないて、 を行うなのがないて、 を行うないで、 を行うないて、 を行うないで、 を行うないで、 を行うないで、 を行うないないないないないないないないないな	を行い、見直し対象手続を定め
一次	る内規の改正を完了させた。 た。
(中の形形・向トン 小表面の 広報 は 本部の た	・デジタル技術の導入によって上
液を凝定するが、色、系がら質 流事等ソフェーを可能化する検 能以び海を保証するでする性 ・地域のカーショーシス 型料を通信で数様はキャメ でする場合を全面し、シスタス 型料を返れてきます。 過程す る配金を検討するため、減速に しかする場所は、マー・エフルで、 受料金料を開催して、データで、 受料金料を開催して、データでは 関連・シースへのの動数及び存在 で料率の分析でし、水イン・ラ ネットに前かに構築し、米をに 関する前を上の変と、手では 変したらせた。 ・観音の認識にはする他動物が力 変いを展示なった。 機能の をいた、次生性・活射性・高 やの認識がなった。 機能の ・をいた、次生性・活射性・高 やの認識がなった。 機能の ・をいた、次生性・活射性・高 やの認識がなった。 機能の ・をいた、がないるで、関連の ・をいた、のなった。 では ののでは、大バラン に関するがあるにいるである。 をある。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象を対象といった。 を対象を対象を対象といった。 を対象を対象といった。 を対象を対象といった。 を対象を対象といった。 を対象を対象といった。 を対象を対象といった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象となった。 を対象を対象を対象を対象となった。 を対象を対象を対象となった。 を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	記の手続見直しによる業務水
虚事第2月、全可報化する機	準の維持・向上と事務負担の軽
# 接及び多夜様で発布する土色 深高手能の質・疾表類能と実 受け、高度で一クフェーシステム 海体を設めたアス・成 海を抽 おした。 ・ 職員のアクハクを共育・趣味 ・ の間をを運用する方め、関連に 関する機能。マニュアル等。 列が手事に出する構造、マニュアル等。 列が手事に出する情差、各種地 アシスタ そりをイントラ ネットにのの放及が呼ば、等所に 出する構造へのアクセス体を 自由ときせ、 ・ 職員の残金に属する問品が決力 変け危機者はプルのドナを関心 とともに、金融を表示しいる仕機。等 条件を関連のみならず、機構の 事学に求められている仕機。等 条件的な場合を必定を必要をないった 多件的な場合を必定をないます。 多件的な場合を必定をないます。 を向かな見を助えたパンシスを発 を向かな見を助えたパンシスを発 を向かな見を助えたパンシスを発 を向かな見を助えたパンシスを発 をのかが、というに、「と、一般での が、というに、「と、一般での は、生まれている。 を対しているとは、「と、一般での を対しているとは、「と、一般での が、し、ことに「し、通る発祥方 力のかの場合して、「と、通る発祥方 力のがあるには、場合のないらり とりるに、と、過音を表する。 を対している。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対しないる。 を対している。 をがしないる。 をがしないる。 をがしないる。 をがしないる。 をがしないる。 をがしないる。 をがしないる。 をがしないる。 をがしないる。 をがしないる。 をがしないる。 をがしないる。 をがしないる。 をがしないるないる。 をがしないる。 をがしないないる。 をがしないるないないないなななななななななななななななななななななななななななな	減を推進するため、体系的な調
	達事務フローを可視化する機
要する関連シークフレーシス ク人の病毒を企配し、クステム 多種症を指すされ、機能を制 約した。 ・機員のノウハウを毒音・網末十 う関症を健康・マニュアル等。 気勢事性に関する形式、条例田 強システムへの動館及び研修 安容等の地解を一気化する形式、条例田 強システムへの動館及び研修 安容等の地解を一大化する1項 連ポータセイトをイントラ ネットに新たに解析し、予路に 関する情報とのアクセス性を 向ける方体。 ・機(の)関連に関する国際はため 及び高機制は方の向上と図る とともに、今止ぎ・時間は 等性の観音のより、機構の 寸部によめられている性の。 対 素経性及び島質能保といった 多素的な観を加えてバラシ メ素質を支えたの、機能の いま例から上に、環境の いま例から上に、環境を含れた 次の機制・マス砂粉解等のト シンが発生した感覚を含むたり 、大変のの対応 いまの機制・マス砂粉解等のト シンが発生した感覚をの対応 とそうちや機関がエープジーク型 の関連シスエーションを確 を表数した。	能及び各段階で発生する社内
ア人の将客を企画し、システム 要形を高を変すさき。 博発を開 始した。 ・職員のノのシウを共存・観示す るが戦を整備するかが、政治に 日本の機能を、ツェアルキ、 契約千額に関する方式、を福間 第四マアルへの動態及び研修 資料等の場合を一元でする。 道は、ラルリイトをイントラ ネットに高いに需求し、予約に 日上を登上。 「風口の調査に関する問題解決力 及び危機別法力の向上を収る 上ととに、公平性・通則性・競 争件の視点のみならず、機構の 当業によめられている提介。 す 業務を及び結解解といった 多角的な視点のあるらず、機構の 当業によめられている提介。 す 実務を及び結解解といった 多角的な視点があり。 で、後期の い変関をあらた。 (に違なを注方 迷の検討)や「役別情解といった 多角的な視点があり。 との意力を、定め、電影の高 い変関をあるため、で、地域の コンプループンフラップの選を、 を行うな解する。 とので、シンフスを関を、 コンプループンフラップの の選を、シューション経修 を地面した。	承認手続の電子決裁機能を実
要性定義を完了させ、開発を開 起した。 ・観のリクラハウを共有・海楽で る概念を開催するため、別出に 関する処理性、マニュアル等。 薬別り機に関する所。各種関 速ンステスルの動態及び呼性 資料等の情報を一元化する「額 達ポークルフイト」をイントラ ネットに研定に関準し、本際に 関する情報、のアクセス性を 同上させた。 ・機成の測定に関する所配解に力 及び機能が取りの自上を図る とともに、公正性・適明性・銃 争性の観点のみならず、機構の 事実に求められている性金、準 業経者とびれる性金、準 業経者とびよびたのため 多角的な観点を加えたパラン ス感覚を変われ、必要した い実態をよっとに「温液を発性方 い実態をよっとに「温液を発性方 と、実践の影響のトラフィー・ファルが発生した場合の対応 ラフルが発生したに「過か発験等のトラフィが発生した場合の対応」 を行う全緒グループリーク型 の調達をミュレーション研修	装する調達ワークフローシス
前した。 ・ 環口のフリハクを共布・継承す ・ 環口の必要を整備するため、調査に 関する規整艦、マニュアル等、 関助に関する方式、各種関 進歩シルサイトの表の大きで、 を関する行権を一元化する「超 並ボークルサイト」をイントラ ネットに新た権能し、事務に 関する行権へのアクセス性を 向上させた。 ・ 我見の調査に関する問題が決力 及び危権対応力の向上を図る とともに、公本性・誘列性・破 等等に求められている使命、事業経営及び高資施化といった 多有的を担なるので、機構の 事業に求められている使命、事業経営及び高資施化といった 多有的を担なるの加えなパラシ ス感覚を養うため、貿易度の高 い実形をもとに「尿液を発性方 活の修治」や「尿液を発性方 活の修治」や「尿液を発性方 とびるが発生した・尿液を発性方 なの修治」や「尿液を発性方 とびるが発生した・尿液を発性方 を持つ金額がループリーク 収 の調本で、シェループリーク 収	テムの構築を企画し、システム
・ 職員のノウハウを共布・継承す	要件定義を完了させ、開発を開
る機機を整備するため、調査に 関する規程法、マニュアル号、 契料年齢に関する書本、各種関 進シスケムへの動務及び研修 資料率が情報を一元化する「職 連ボータルサイト」をイントラ ネットに新たに精策し、事務に 関する情報へのアクセス性を 向上させた。 ・職員の調査に関する問題解決力 及び危機を成力の同しを図る とともに、公正性・透明・適利性・競 争性の観点のみない。は機動の 事業に表められている検索、事 業経営及び起質体限とかった 多角的を観点を加えたパラン ス感性を養うため、離易度の高 い実的ともとに「微音な発達力 法の検引・サ、規約解除のト ラブルが発生した場合の対応」 を行うと編ダループワーク型 の調定シミュレーション研修 を実施した。	始した。
関する規称集、マニュアル等、 契約手能に関する基本、多種間	・職員のノウハウを共有・継承す
「契約手続に関する書本、各種関	る環境を整備するため、調達に
速システムへの動線及び研修 管料等の情報を一元化する「調 速ボータルサイト」をイントラ ネットに新たば構能し、事務に 関する情報へのアクセス性を 向上させた。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	関する規程集、マニュアル等、
資料等の情報を一元化する「認 速ボータルサイト」をイントラ ネットに新たに構築し、事務に 関する情報へのアクヤス性を 向上させた。 ・職員の調達に関する問題解決力 及び危機対応力の向上を図る とともに、公正性・造例性・競 学性の観点のかならず、機構の 事業に求められている使命、事 業経普及び品質確保といった 多角的な観点を加えたパラン ス感変を養うため、難易度の高 い実例をもとに「最適な発法方 注の検討」や「契約解除等のト ラブルが発生した場合の対応」 を行う全編 グループワーク型 の調達シミュレーション研修 を実施した。	契約手続に関する書式、各種関
造ボータルサイト」をイントラ ネットに動たに構築し、事務に 関する情報へのアクセス性を 向上させた。 ・職員の調達に関する問題解決力 及び氏線対応力の向上を図る とともに、公正性・適明性・競 争性の観点のみならず、機構の 事業に求められている使命、事 業経常及び品質確保といった 多角的な観点を加えたバラン ス感覚を養うため、難易度の高 い実例をもとに「最適な発注方 法の検討」を「契約解除等のト ラブルが発生した場合の対応」 を行う全編グループワーク型 の調達できュレーション研修 を実施した。	連システムへの動線及び研修
ネットに新たに構築し、事務に 関する情報へのアクセス性を 向上させた。 ・機員の調達に関する問題解決力 及び危機対応力の向上を図る とともに、公正性・透明性・競 毎性の観点のみならず、機構の 事業に求められている使命、事 業経質及及び品質確保といった 多角的などがよたバラン ス成党を養うため、難易度の商 い実例をもとに「最適な発注方 法の検討」や「契約解除等のト ラブルが発生した場合の対応」 ラブルが発生した場合の対応」 を行う金組プレープワーク型 の調達シミュレーション研修 を実施した。	資料等の情報を一元化する「調
関する情報へのアクセス性を 向上させた。 ・職員の調達に関する問題解決力 及び危機対応力の向上を図る とともに、公正性・透明性・競 争性の観点のみならず、機構の 事業に求められている使命、事 業経営及び品質確保といった 多角的な観点を加えたバラン ス感覚を衰うため、難易度の高 い実例をもとに「最適な発注方 法の検討」を「契約解除等のト ラブルが発生した場合の対応」 を行う全編グループワーク型 の調達シミュレーション研修 を実施した。	達ポータルサイト」をイントラ
向上させた。 ・ 職員の調達に関する問題解決力 及び危機対応力の向上を図る とともに、公正性・競 争性の観点のみならず、機構の 事業に求められている使動、事 業経営及び品質確保といった 多角的な観点を加えたパラン ヌ感覚を養うため、難易度の高 い実例をもとに「最適な発注力 法の検討」や「契約解除等のト ラブルが発生した場合の対応」 を行う全編グループワーク型 の調達シミュレーション研修 を実施した。	ネットに新たに構築し、事務に
・職員の調達に関する問題解決力 及び危機対応力の向上を図る とともに、公正性・透明性・競 争性の観点のみならず、機構の 事業に求められている使命、事 業経営及び品質確保といった 多角的な観点を加えたバラン ス感覚を養うため、難易度の高 い実例をもとに「最適な発注方 法の検討」や「契約解除等のト ラブルが発生した場合の対応」 を行う全編グループワーク型 の調達シミュレーション研修 を実施した。	関する情報へのアクセス性を
及び危機対応力の向上を図る とともに、公正性・競 争性の観点のみならず、機構の 事業に求められている使命、事 業経営及び品質確保といった 多角的な観点を加えたバラン ス感覚を養うため、難易度の高 い実例をもとに「最適な発注力 法の検討」や「契約解除等のト ラブルが発生した場合の対応」 を行う全編グループワーク型 の調達シミュレーション研修 を実施した。	向上させた。
とともに、公正性・透明性・競 争性の観点のみならず、機構の 事業に求められている使命、事 業経営及び品質確保といった 多角的な観点を加えたバラン ス感覚を養うため、難易度の高 い実例をもとに「最適な発注方 法の検討」や「契約解除等のト ラブルが発生した場合の対応」 を行う全編グループワーク型 の調達シミュレーション研修 を実施した。	
争性の観点のみならず、機構の 事業に求められている使命、事 業経営及び品質確保といった 多角的な観点を加えたバラン ス感覚を養うため、難易度の高 い実例をもとに「最適な発注力 法の検討」や「契約解除等のト ラブルが発生した場合の対応」 を行う全編グループワーク型 の調達シミュレーション研修 を実施した。	
事業に求められている使命、事業経営及び品質確保といった 多角的な観点を加えたバラン ス感覚を養うため、難易度の高 い実例をもとに「最適な発注方 法の検討」や「契約解除等のト ラブルが発生した場合の対応」 を行う全編グループワーク型 の調達シミュレーション研修 を実施した。	
業経営及び品質確保といった 多角的な観点を加えたバラン ス感覚を養うため、難易度の高 い実例をもとに「最適な発注方 法の検討」や「契約解除等のト ラブルが発生した場合の対応」 を行う全編グループワーク型 の調達シミュレーション研修 を実施した。	
多角的な観点を加えたバラン ス感覚を養うため、難易度の高 い実例をもとに「最適な発注方 法の検討」や「契約解除等のト ラブルが発生した場合の対応」 を行う全編グループワーク型 の調達シミュレーション研修 を実施した。	
ス感覚を養うため、難易度の高い実例をもとに「最適な発注方法の検討」や「契約解除等のトラブルが発生した場合の対応」を行う全編グループワーク型の調達シミュレーション研修を実施した。	
い実例をもとに「最適な発注方 法の検討」や「契約解除等のト ラブルが発生した場合の対応」 を行う全編グループワーク型 の調達シミュレーション研修 を実施した。	
法の検討」や「契約解除等のト ラブルが発生した場合の対応」 を行う全編グループワーク型 の調達シミュレーション研修 を実施した。	ス感覚を養うため、難易度の高
ラブルが発生した場合の対応」 を行う全編グループワーク型 の調達シミュレーション研修を実施した。	い実例をもとに「最適な発注方
を行う全編グループワーク型 の調達シミュレーション研修 を実施した。	法の検討」や「契約解除等のト
の調達シミュレーション研修を実施した。	ラブルが発生した場合の対応」
を実施した。	を行う全編グループワーク型
	の調達シミュレーション研修
また 本計画の実施状況につい	を実施した。
あたい不用 日**/ 人心がいに 2*	また、本計画の実施状況につい

		T	
	ては、年度終了後に自己評価に当		
	たって監事及び外部有識者によ		
	って構成される契約監視委員会		
	において自己評価の点検を実施		
	し、併せてその結果について公表		
	を行った。		
	3 入札及び契約の適正な実施	入札及び契約の適正な実施に	
	監事の監査によるチェックを	ついて監事の監査によるチェッ	
	受けた。	クを受けた。	
		以上により、年度計画における	
		所期の目標を達成していること	
		ト から、B評定とする。	

4.	その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情	青 報		
	Ⅲ 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		
	1 財務体質の強化		
Ш	2 予算		
	3 収支計画		
	4 資金計画		
当該項目の重要度、難易度(困難	重要度:「高」	関連する政策評価・行政事業レビュー	_
度)	独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえて策定された経		
	営改善計画に基づき、機構が持続的な経営をしていく上で、有利子負債		
	の削減が不可欠であるため。		

2. 主要な経年データ 評価対象となる指標 達成目標 基準値 R元年度 R2年度 R3年度 R4年度 R 5年度 (参考情報) (前中期目標期間最終 当該年度までの累積値等、必要な情報 年度値等) 令和5年度末有利子負債 残高を平成 25 年度末比 2兆円 812 億円 1,081 億円 1,215億円 508 億円 680 億円 で2兆円削減(計画値) 令和5年度末有利子負債 2,731 億円 残高を平成 25 年度末比 1,762 億円 2,822 億円 2,218億円 1,120億円 で2兆円削減(実績値) 達成率 _ _ 217% 261% 225% 437%165% _

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
V 財務内容の改善に関する	Ⅲ 予算(人件費の見積りを	Ⅲ 予算(人件費の見積りを	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>Ⅲ-1、2、3、4	評定: A
事項	含む。)、収支計画及び資金計	含む。)、収支計画及び資金計	•令和5年度末有利子負債残	<主な定量的な指標>	評定: A	
	画	画	高を平成 25 年度末比で 2	• 年度計画		<評定に至った理由>
1. 財務体質の強化	1 財務体質の強化	1 財務体質の強化	兆円削減	1,120 億円を削減	有利子負債については、各事業	年度計画で定めた定量的な指標については、
将来の金利上昇等の経営環	将来の金利上昇等の経営環	将来の金利上昇等の経営環	• 年度計画		部門における営業努力による業	以下のとおり所期の目標を上回る成果が得り
竟の変化に対応するため、キ	境の変化に対応するため、以	境の変化に対応するため、以	680 億円を削減	令和5年度においては、各事業	務収入等の確保により、年度計画	れていると認められる。
アッシュフローの最大化を図	下の方策を着実に実行する。	下の方策を着実に実行する。		部門の営業努力の結果、家賃収	(680 億円) を上回る 1,120 億円	
)、稼得したキャッシュフロ	賃貸住宅事業における家賃	賃貸住宅事業における家賃	<その他の指標>	入・敷地譲渡収入等のキャッシュ	(達成 165%)の削減を達成した。	・有利子負債残高の削減 (平成 25 年度末比) (
ーにより、令和5年度末有利	収入や都市再生事業における	収入や都市再生事業における	_	フローを着実に確保し、業務活動	令和5年度末の有利子負債残	ついて、各事業部門の営業努力による家賃
子負債残高を平成 25 年度末	譲渡収入の最大化及び全社的	譲渡収入の最大化及び全社的		等による収入は9,076億円と、年	高は9兆6,606億円となり、平成	入や敷地譲渡収入等のキャッシュフローの
北で2兆円削減するととも	なコスト削減により、キャッ	なコスト削減により、キャッ	<評価の視点>	度計画の8,301億円に対して774	25 年度末からは約 2.7 兆円を削	確保、効率的な資金調達及び資金の活用に
こ、戦略的な投資を行い、持	シュフローの最大化を図る。	シュフローの最大化を図る。	・財務体質の強化に当たっ	億円増加した。	減、機構設立時からは約6.6兆円	り、年度計画の目標「680 億円」に対し、実
売的な経営基盤の確立を図る	稼得したキャッシュフロー	令和2年度末時点におい	て、将来の金利上昇等の経	これにより有利子負債は、年度	を削減した。	値「1,120 億円(達成率 165%)」であった。
<u>-</u> と。	により、令和5年度末有利子	て、中期目標に定められてい	営環境の変化に対応するた	計画 (680 億円) を上回る 1,120	なお、純利益については、24億	
	負債残高を平成 25 年度末比	る「有利子負債残高2兆円削	め、有利子負債残高の削減	億円を削減した。令和5年度末の	円を確保した。	また、純利益も24億円確保した。
	で2兆円削減するとともに、	減」を前倒しで達成。引き続	や戦略的な投資を行ってい	有利子負債残高は9兆6,606億円	資金調達においては、引き続き	
	都市再生事業における新規地	き、稼得したキャッシュフロ	るか。	となり、平成25年度末からは約	長期安定的な財政融資資金によ	・資金調達においては、長期安定的な財政融
	区の立ち上げ促進や、賃貸住	一により、令和5年度末有利		2.7 兆円を削減、機構設立時から	り低利固定化を進めつつ、金融情	資金と、金融情勢に応じて債券等の民間資
	宅事業におけるストックの活	子負債残高を令和4年度末比		は約6.6兆円を削減した。	勢に応じて債券等の民間資金を	を組み合わせることにより、金利上昇リス
	用・再生による資産の良質化	で 680 億円削減するととも		また、有利子負債の削減を進め	組み合わせることにより、金利上	の軽減と調達コストの抑制に努めた。
	の加速など、戦略的な投資を	に、都市再生事業における新		つつ、持続的な経営基盤の確立を	昇リスクの軽減と調達コストの	・令和5年度より、サステナビリティボンド
	行い、持続的な経営基盤の確	規地区の立ち上げ促進や、賃		図るため、都市再生事業における	抑制に努めた。	新たに発行し、債券の発行年限多様化及び
	立を図る。	貸住宅事業におけるストック		新規地区の立ち上げや賃貸住宅	また、令和5年度より、機構が	極的なIR活動を通じて、機構のプレゼン
		の活用・再生による資産の良		事業におけるストックの活用・再	行う社会的・環境的便益事業活動	 向上及び投資家層の拡大を実現し、安定的/
		質化の加速など、戦略的な投		生による資産の良質化を推進し	の広報に繋がるサステナビリテ	財務基盤の構築が図られた。
		資を行い、持続的な経営基盤		た。	ィボンドを新たに発行し、債券の	
		の確立を図る。		その結果、都市再生事業におい	発行年限多様化及び積極的な I	これらを踏まえ、機構の活動により、令和
		 資金調達に当たっては、金		ては、令和5年度に新規の投資計	R活動を通じて、機構の更なるプ	 年度における所期の目標を上回っていること。
		│ │融情勢を踏まえ、借入や債券		画を決定した地区は、「渋谷駅周	レゼンス向上及び投資家層の拡	 将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応 [、]
		 発行の多様化を図るととも		辺地区(東京都渋谷区)」等5地区	大を実現し、安定的な財務基盤の	 るための優れた取組を実施したことを総合
		│ │に、I R活動の強化を通じて、		となっている。賃貸住宅事業にお	構築に寄与した。	│ │に勘案し、「A」評定とする。
		財務基盤を支える投資家層の		いては、令和5年度中に6,055戸		
		 拡大と機構事業に対する広い		のストックを削減するとともに、	以上により、令和5年度におけ	 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策:
		 賛同の獲得に努める。		 建替住宅 1,042 戸、リノベーショ	る所期の目標を達成しており、経	該当なし
	2 予算	2 予算		ン住宅 7,997 戸を供給するなど、	営の最重要課題として位置付け	
	別表1のとおり。	別表1のとおり。		資産の良質化を積極的に推進し	られている財務内容の改善が大	<その他事項>
	3 収支計画	3 収支計画		た。	きく前進し、年度計画における所	
	別表2のとおり。	別表2のとおり。		たち 純利益についてけ 94 倍	│ │ 期の目煙を上回ろ成里をあげて	 評定が妥当であるとの意見であった。

4 資金計画	4 資金計画	円を確保した。	いることから、A評定とする。	外部有識者からの主な意見は以下のとおり。
別表3のとおり。	別表3のとおり。	資金調達においては、引き続き		・有利子負債残高を着実に削減できている点、
		長期安定的な財政融資資金を中		今後の金利上昇リスクを踏まえた対応に取
		心としつつ、金融情勢に応じて債		り組んでいる点は評価に値する。
		券等の民間資金を組み合わせる		・有利子負債の削減による財務体質の充実・強
		ことにより、金利上昇リスクの軽		化は機構の重要な課題の一つであり、所期の
		減と調達コストの抑制に努めた。		目標を十分に達成したものと評価できる。
		また、令和5年度から、機構が		・年度計画における目標に対し年度計画を大幅
		行う社会的・環境的便益事業活動		に上回る 1,120 億円の削減を達成したこと、
		の広報に繋がるサステナビリテ		家賃収入等の確保を図るなど、キャッシュフ
		ィボンドを新たに発行し、債券の		ロー経営を重視しキャッシュフローの最大
		発行年限多様化及び積極的なI		化を図ったこと、サステナビリティボンドの
		R活動を通じて、機構の更なるプ		発行など、安定的な資金調達を行っているこ
		レゼンス向上及び投資家層の拡		と等から、A評定に値する。
		大を実現した (投資表明について		
		は、新たに 64 件獲得し、令和 5		
		年度末累計で219件に増加)。		

4.	その他参考情報	
- I •		

[総表]

[都市再生勘定]

[宅地造成等経過勘定]

(単位:百万円)

	区分	計画	実績	差額	備考
./-		н ы	入場	工 版	vm ·· J
収	入				
	国庫補助金	22, 421	23, 403	△982	
	資本収入	0	0	0	
	借入金及び債券収入	620, 256	577, 256	△43,000	
	業務収入	775, 502	861, 739	86, 237	
	受託収入	17, 921	12, 471	△5, 449	
	業務外収入	14, 281	61, 759	47, 478	
	計	1, 450, 381	1, 536, 629	86, 248	
支	出				
	業務経費	630, 777	577, 670	△53, 107	
	受託経費	17, 354	10, 152	△7, 202	
	借入金等償還	688, 738	689, 738	1,000	
	支払利息	71, 263	61, 341	△9, 922	
	一般管理費	46, 803	42, 863	△3, 940	
	人件費	35, 611	32, 475	△3, 136	
	その他一般管理費	11, 193	10, 388	△804	
	業務外支出	6, 880	49, 613	42, 733	
	計	1, 461, 815	1, 431, 377	△30, 438	

				(単位:	百万F	円)
	区 分	計画	実 績	差額	備	考
収	入					
	国庫補助金	22, 421	23, 403	982		
	資本収入	0	0	0		
	借入金及び債券収入	620, 256	577, 256	△43, 000	1	
	業務収入	735, 099	779, 885	44, 787	2	
	受託収入	17, 921	12, 471	△5, 449		
	業務外収入	14, 101	56, 315	42, 214		
	≅ †	1, 409, 797	1, 449, 331	39, 534		
支	出					
	業務経費	619, 652	559, 858	△59, 794	3	
	受託経費	17, 354	10, 152	△7, 202		
	借入金等償還	650, 790	651, 790	1,000		
	支払利息	68, 713	59, 111	△9, 602		
	一般管理費	45, 345	41, 055	△4, 289		
	人件費	34, 500	31, 061	△3, 438		
	その他一般管理費	10, 845	9, 994	△851		
	業務外支出	6, 841	9, 504	2, 662		
	計	1, 408, 694	1, 331, 470	△77, 224		

				(単位:	百万円)
	区 分	計画	実 績	差額	備考
収	入				
	国庫補助金	0	0	0	
	借入金及び債券収入	0	0	0	
	業務収入	40, 403	81, 853	41, 450	1
	受託収入	0	0	0	
	業務外収入	180	5, 444	5, 264	
	計	40, 584	87, 298	46, 714	
支	出				
	業務経費	11, 125	17,812	6, 687	2
	受託経費	0	0	0	
	借入金等償還	37, 948	37, 948	0	
	支払利息	2, 550	2, 231	△320	
	一般管理費	1, 459	1,808	349	
	人件費	1, 111	1, 413	302	
	その他一般管理費	347	394	47	
	業務外支出	39	40, 109	40,070	3
	計	53, 121	99, 907	46, 787	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

①・・・債券発行額の減

②・・・譲渡収入の増

③・・・翌事業年度への繰越しによる減

①・・・土地譲渡収入の増

②・・・保証金返還の増

③・・・都市再生勘定への債券移管による増

⁽注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

⁽注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

[総表] [都市再生勘定]

(単位:百万円)

[宅地造成等経過勘定]

			(単位:	百万円)
区 分	計 画	実 績	差額	備考
費用の部	752, 473	848, 936	96, 463	
経常経費	629, 164	645, 919	16, 755	
業務費	591, 959	609, 121	17, 162	
受託費	17, 921	14, 081	△ 3,839	
一般管理費	19, 284	22, 716	3, 433	
財務費用	73, 992	60, 803	△ 13, 189	
たな卸資産評価損	0	4, 401	4, 401	
臨時損失	49, 318	137, 813	88, 496	
収益の部	755, 517	851, 372	95, 855	
経常収益	752, 600	843, 396	90, 796	
業務収入	708, 696	799, 808	91, 112	
受託収入	17, 921	14, 459	△ 3,461	
補助金等収益	25, 878	28, 500	2, 622	
雑益	105	629	524	
財務収益	2, 689	3, 379	691	
臨時収益	229	4, 597	4, 368	
純利益	3, 044	2, 436	△ 608	
目的積立金取崩額	_	_	_	
総利益	3, 044	2, 436	△ 608	

区 分	計画	実 績	差額	備考
費用の部	720, 727	788, 846	68, 119	
経常経費	599, 918	605, 845	5, 928	
業務費	563, 159	569, 629	6, 470	
受託費	17, 921	14, 081	△ 3,839	
一般管理費	18, 838	22, 136	3, 297	
財務費用	71, 492	58, 666	△ 12,826	1
たな卸資産評価損	0	4, 398	4, 398	
臨時損失	49, 318	119, 937	70, 620	2
収益の部	721, 866	776, 962	55, 096	
経常収益	720, 395	770, 558	50, 164	
業務収入	676, 496	726, 987	50, 490	3
受託収入	17, 921	14, 459	△ 3, 461	
補助金等収益	25, 878	28, 500	2, 622	
雑益	99	613	513	
財務収益	1, 320	2, 001	682	
臨時収益	152	4, 402	4, 250	
純利益	1, 139	△ 11,884	△ 13,023	
目的積立金取崩額	_	_	_	
総利益	1, 139	△ 11,884	△ 13,023	

		I	I	.:自力円)
区 分	計画	実 績	差額	備考
費用の部	31, 746	60, 093	28, 346	
経常経費	29, 246	40, 073	10, 827	
業務費	28, 801	39, 493	10, 692	1
受託費	0	0	0	
一般管理費	445	581	135	
財務費用	2,500	2, 139	△ 361	
たな卸資産評価損	0	4	4	
臨時損失	0	17, 876	17,876	2
収益の部	33, 651	74, 412	40, 761	
経常収益	32, 205	72, 837	40,632	
業務収入	32, 200	72, 821	40,622	3
受託収入	0	0	0	
補助金等収益	0	0	0	
雑益	5	16	11	
財務収益	1, 369	1, 380	11	
臨時収益	77	195	118	
純利益	1, 905	14, 320	12, 415	
目的積立金取崩額	_	_	_	
総利益	1, 905	14, 320	12, 415	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

① ・・・支払利息の減

② ・・・固定資産の減損損失による増

③ ・・・土地譲渡収入の増

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

①・・・土地譲渡原価の増

② ・・・固定資産の減損損失による増

③ ・・・土地譲渡収入の増

⁽注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。 勘定間繰入を含んでいない。

[総表]

[都市再生勘定]

[宅地造成等経過勘定]

(単位:百万円)

区分 計画 実績 差額 資金支出 業務活動による支出 建設費支出 120,802 93,331 △ 27,470 管理費支出 452,251 362,341 △ 89,911 受託業務費支出 17,354 9,286 △ 8,067 その他支出 77,814 66,392 △ 11,422	
資金支出 業務活動による支出 建設費支出 120,802 93,331 △ 27,470 管理費支出 452,251 362,341 △ 89,911 受託業務費支出 17,354 9,286 △ 8,067	÷
業務活動による支出 建設費支出 120,802 93,331 △ 27,470 管理費支出 452,251 362,341 △ 89,911 受託業務費支出 17,354 9,286 △ 8,067	
建設費支出 120,802 93,331 △ 27,470 管理費支出 452,251 362,341 △ 89,911 受託業務費支出 17,354 9,286 △ 8,067	
 管理費支出 受託業務費支出 452, 251 362, 341 △ 89, 911 9, 286 △ 8, 067 	
受託業務費支出 17,354 9,286 △ 8,067	
その他支出 77,814 66,392 △ 11,422	
投資活動による支出	
建設費支出 88,646 136,715 48,069	
その他支出 13,006 127,191 114,185	
財務活動による支出	
長期借入金の返済による支出 643,738 644,738 1,000	
債券の償還による支出 45,000 45,000 0	
その他支出 3,205 3,876 672	
次年度への繰越金 70,725 79,741 9,016	
資金収入	
業務活動による収入 816, 204 884, 579 68, 375	
投資活動による収入 13,921 22,989 9,068	
財務活動による収入 620,256 577,256 △ 43,000	
前年度(前期)よりの繰越金 82,159 83,787 1,628	

			(単位:	百万円)
区 分	計画	実 績	差額	備考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	119, 553	93, 331	△ 26, 222	
管理費支出	441, 827	355, 279	△ 86, 548	1
受託業務費支出	17, 354	9, 286	△ 8,067	
その他支出	75, 225	64, 158	△ 11,067	
投資活動による支出				
建設費支出	88, 646	136, 715	48, 069	2
その他支出	12, 095	120, 079	107, 984	3
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	640, 790	641, 790	1,000	
債券の償還による支出	10,000	10,000	0	
その他支出	3, 205	3, 876	672	
次年度への繰越金	50, 871	50, 610	△ 261	
資金収入				
業務活動による収入	775, 927	801, 195	25, 268	
投資活動による収入	13, 614	22, 381	8, 767	
財務活動による収入	620, 256	617, 256	△ 3,000	
前年度(前期)よりの繰越金	49, 768	44, 293	△ 5,476	

区 分	計画	実 績	差額	備考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	1, 249	0	△ 1,249	
管理費支出	10, 424	7, 061	△ 3,363	
受託業務費支出	0	0	0	
その他支出	2, 589	2, 340	△ 249	
投資活動による支出				
建設費支出	0	0	0	
その他支出	911	12, 390	11, 480	1
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	2, 948	2, 948	0	
債券の償還による支出	35, 000	35, 000	0	
その他支出	0	40, 000	40, 000	2
次年度への繰越金	19, 854	29, 131	9, 277	
資金収入				
業務活動による収入	40, 277	83, 490	43, 213	3
投資活動による収入	306	5, 887	5, 580	
財務活動による収入	0	0	0	
前年度(前期)よりの繰越金	32, 391	39, 494	7, 103	
(注) 単位未満端数四捨五入処理	!のため 計にも	さいて一致した	いことがある	

(単位:百万円)

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

①・・・修繕費の減
 ②・・・修繕費の増

③・・・有価証券取得による増

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

①・・・保証金返還の増

②・・・都市再生勘定への債券移管による増

③・・・土地譲渡収入の増

⁽注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
IV	IV 短期借入金の限度額					
当該項目の重要度、難易度(困難	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	_			
度)						

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	R元年度	R2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報)
		(前中期目標期間最終 年度値等)						当該年度までの累積値等、必要な情報
_	_	_	_	_	_	_	_	

. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価				
	IV 短期借入金の限度額	IV 短期借入金の限度額	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>				
	短期借入金の限度額:3,800	短期借入金の限度額:3,800	_	目標設定に係る趣旨を踏まえ、	評定:-				
	億円	億円		限度額の範囲内において、延べ7					
	想定される理由:予見しが	想定される理由:予見しが	<その他の指標>	回にわたる総額 803 億円の借入					
	たい事由による一時的な資金	たい事由による一時的な資金	_	れ及び返済を実施した。					
	の不足に対応する。	の不足に対応する。							

4. その他参考情報	
無し	

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
V	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	Ī					
当該項目の重要度、難易度	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	_				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報)
		(前中期目標期間最終						当該年度までの累積値等、必要な情報
		年度値等)						
_	_	_	_	_	_	_	_	_

3	各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
					業務実績	自己評価				
		V 重要な財産を譲渡し、又	V 重要な財産を譲渡し、又	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>				
		は担保に供しようとするとき	は担保に供しようとするとき	_	_	評定:-				
		は、その計画	は、その計画							
		該当なし。	該当なし。	<その他の指標>						
				_						

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
VI	VI 剰余金の使途				
当該項目の重要度、難易度(困難	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	_		
度)					

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報)
		(前中期目標期間最終						当該年度までの累積値等、必要な情報

 年度値等)

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価			
					業務実績	自己評価				
		VI 剰余金の使途	VI 剰余金の使途	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>				
		決算において剰余金が発生	決算において剰余金が発生	_	_	評定:-				
		したときは、業務の充実、広	したときは、業務の充実、広							
		報活動の充実、職員の研修機	報活動の充実、職員の研修機	<その他の指標>						
		会の充実等に充てる。	会の充実等に充てる。	_						

4.	その他参考情報
4.	てり他参与用報

1. 当事務及び事業に関する基本性	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
	VII その他業務運営に関する重要な事項									
VII-1	1 施設及び設備に関する計画									
ЛП−1	2 中期目標の期間を超える債務負担									
	3 独立行政法人都市再生機構法(平成 15 年法律第 100 号)第 33 条第 2 項(附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する積立金の使途									
当該項目の重要度、難易度(困難	_	関連する政策評価・行政事業レビュー	_							
度)										

2. 主要な経年データ 評価対象となる指標 達成目標 基準値 (前中期目標期間最終 年度値等) R 2年度 R 3年度 R 4年度 R 5年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の	業務実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	VII その他業務運営に関する	VII その他業務運営に関する	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	重要な事項	重要な事項	_	該当なし。	評定:-	
	1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画	<その他の指標>			
	該当なし。	該当なし。	_			
	2 中期目標の期間を超える	2 中期目標の期間を超える				
	債務負担	債務負担				
	中期目標期間中の事業を効	中期目標期間中の事業を効				
	率的に実施するために、次期	率的に実施するために、次期				
	中期目標期間にわたって契約	中期目標期間にわたって契約				
	を行うことがある。	を行うことがある。				
	3 独立行政法人都市再生機	3 独立行政法人都市再生機				
	構法(平成 15 年法律第 100	構法(平成 15 年法律第 100				
	号) 第 33 条第 2 項 (附則第 12	号) 第 33 条第 2 項 (附則第 12				
	条第7項の規定により読み替	条第7項の規定により読み替				
	えて適用する場合を含む。)に	えて適用する場合を含む。)に				
	規定する積立金の使途	規定する積立金の使途				
	独立行政法人都市再生機構	独立行政法人都市再生機構				
	法 (平成 15 年法律第 100 号)	法(平成 15 年法律第 100 号)				
	第 33 条第2項の規定に基づ	第 33 条第2項の規定に基づ				
	き主務大臣の承認を受けた積	き主務大臣の承認を受けた積				
	立金は、同法第11条に規定す	立金は、同法第11条に規定す				
	る業務に係る借入金の金利変	る業務に係る借入金の金利変				

1. 当事務及び事業に関する基本	本情報	
	VII その他業務運営に関する重要な事項	
	4 内部統制の適切な運用	
	5 業務運営の透明性の確保等	
	(1)業務運営の透明性の確保	
	(2)情報セキュリティの確保	
VII-2	(3) 個人情報の保護	
	6 人事に関する計画	
	(1) 方針	
	(2)人材育成	
	(3) 人件費管理の適正化	
	(4) ダイバーシティの推進	
当該項目の重要度、難易度(困難	関連する政策評価・行政事業レビュー -	
度)		

4	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	R元年度	R 2年度	R3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報)	
			(前中期目標期間最終						当該年度までの累積値等、必要な情報	
			年度値等)							
	-	_	_	_	_	_	_	_	_	

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
VI その他業務運営に関する	4 内部統制の適切な運用	4 内部統制の適切な運用	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>VII-4、5-(1)	評定: B
重要な事項	「独立行政法人の業務の適	「独立行政法人の業務の適	_	業務方法書の規定に基づき整	(2) (3), 6-(1) (2) (3)	
1. 内部統制の適切な運用	正を確保するための体制等の	正を確保するための体制等の		備した内部統制の推進に関する	(4)	<評定に至った理由>
コンプライアンスの徹底や	整備」(平成 26 年 11 月 28 日	整備」(平成 26 年 11 月 28 日	<その他の指標>	規程等により、以下のとおり実施	評定: B	機構は、①内部統制の適切な運用、②業務運
内部監査の質の向上を図ると	付総務省行政管理局長通知)	付総務省行政管理局長通知)	_	した。		営の透明性の確保等、③人事に関する計画につ
こもに、「独立行政法人の業務	を踏まえ、業務方法書に定め	を踏まえ、業務方法書に定め		・機構の重要な意思決定について	業務方法書に定めた事項を確	いて、以下の取組を実施した。
適正を確保するための体制	た事項を確実に実施するとと	た事項を確実に実施するとと	<評価の視点>	は、全役員で構成される理事会	実に実施するとともに、モニタリ	
等の整備」(平成 26 年 11 月	もに、理事長のリーダーシッ	もに、理事長のリーダーシッ	内部統制の仕組みが有効に	で審議を行った。	ングを通しての実態の検証・確	① 内部統制の適切な運用
8 日総務省行政管理局長通	プのもと、内部統制を推進す	プのもと、内部統制会議等に	機能するよう、内部統制を	・全役員で構成される内部統制会	認、必要な見直し等を行うことに	・イントラネットを活用したコンプライアンス
印)を踏まえ、内部統制の一	る業務運営等について実態の	おいて、内部統制を推進する	推進する業務運営等につい	議で、一元的に内部統制に関す	より、内部統制機能の有効性を確	研修の実施等により職員の意識向上及び啓
層の充実・強化を図ること。	検証・確認、必要な見直し等	業務運営等について実態の検	て実態の検証・確認、必要	る議論を行った。	保した。	発を行い、内部統制の一層の充実・強化に努
	を行い、内部統制の仕組みが	証・確認、必要な見直し等を	な見直し等を行ったか。	・業務の適正確保を目的としたモ		めた。
	有効に機能することを確保す	行い、内部統制の仕組みが有	・国民が利用しやすい 形で	ニタリングを実施した。		
	る。	効に機能することを確保す	の情報提供、適切な情報セ	・「内部統制の推進に関する実施		② 業務運営の透明性の確保等
	コンプライアンスに関する	る。	キュリティ対策の推進、個	方針」に基づき、職員の意識向		・財務情報や業務の実施状況をホームページに
	研修の実施、内部監査に従事	また、業務実施の障害とな	人情報保護に関する適切な	上及び普及啓発等を実施した。		掲載したほか、本社、本部等で一般の閲覧に
	する職員の資質及び能力の更	る要因として識別したリスク	管理の徹底等により、業務	・理事長を委員長とするコンプラ		供し、国民が利用しやすい形で情報が手に入

2. 業務運営の透明性の確保 業務運営に関する透明性の 確保を図るため、独立行政法 人等の保有する情報の公開に 関する法律(平成13 年法律 第 140 号) に基づき、財務情 等 報、業務の実施状況等につい て積極的に情報公開を行うこ また、「政府機関等の情報セ キュリティ対策のための統一 基準」に基づき、規程やマニ ュアルの見直し等を行うとと もに、国、関係機関等と脅威 情報を共有しつつ、外部から の不正アクセス等に対して、 ソフト・ハードウェア両面で の対策を継続して実施するこ と。また、役職員の情報セキ ュリティリテラシーの維持・ 向上を図ること。 さらに、機構が保有する個 人情報について、個人情報の 保護に関する法律(平成 15 対策を推進する。 年法律第57号)に基づき、 適切な対応を行うこと。

の一層の充実・強化を図る。

なる向上等により、内部統制

に適切に対応するため、機構 内におけるリスクコミュニケ ーションの活性化等により、 リスク管理の実効性向上を図

コンプライアンスに関する 研修の実施、内部監査に従事 する職員の資質及び能力の更 なる向上等により、内部統制 の一層の充実・強化を図る。

運営に関する透明性の確保 等が図られているか。

イアンス委員会において、コン プライアンス実践状況の確認 等を実施した。

- コンプライアンス研修につい て、職員が3年に1度は受講す る方針に基づき、受講履歴を管 理し実施した。上記研修に加 え、当該研修の受講対象者でな い職員を対象に、毎年、定期的 にコンプライアンス意識の啓 発が図られるようコンプライ アンス意識啓発研修を実施し
- コンプライアンス講演会につい て、リスク管理や問題発生時の 対応等に知見を有する弁護士 を講師に招き開催した。
- ・イントラネットを活用した研修 を実施した。
- 財務情報や業務の実施状況 について、事業報告書等にて機 | 構ホームページに掲載したほ か、本社及び本部等に据え置い て一般の閲覧に供した。
- トップページ上部に能登半島 示し、機構の対応状況等を適切に 情報発信した。

財務情報や業務の実施状況に ついて、事業報告書等にて機構ホ ームページに掲載したほか、本社 及び本部等に据え置いて一般の 閲覧に供し、利用者が最新の情報 を利用しやすい形で提供したこ 地震に関するリンクバナーを掲しとにより、透明性の向上に寄与し

コンプライアンス研修等を実

施することにより、コンプライア

ンスに係る役職員の意識向上、周

知徹底等を図った。

国及び関係機関と脅威情報を 共有しつつ、外部からの不正アク セスに対して外部専門機関によ る脆弱性検査やペネトレーショ ンテストを実施し、適切なセキュ リティ対策を継続して推進した。

る環境を用意した。

- ・役職員の情報セキュリティリテラシー維持・ 向上に向けた研修等に加え、訓練や自己点検 等を実施した。
- ③ 人事に関する計画
- ・各事業における必要性を踏まえ人員配置を行 った。
- ・中期計画等で定める人材育成の方針を踏ま え、機構の業務に求められる能力・専門性を 向上させるために、外部研修期間が提供して いる公開型研修プログラムの活用や、国、地 方公共団体、その他独立行政法人等外部組織 への出向・派遣を行った。
- 女性の活躍推進に向け、管理職等の増加や採 用拡大に努めた結果、令和5年度末時点にお ける女性管理職が 78 名となり、昨年度から 13 名増加した。
- ・障害者雇用に関しても積極的な採用と定着に 努め、法定雇用率を上回る 2.93%の雇用率と なった。

これらを踏まえ、令和5年度における所期の 目標を達成していると認められるため、「B」評 定とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし

<その他事項>

評定について、外部有識者5名全員が「B」 評定が妥当であるとの意見であった。

外部有識者からの主な意見は以下のとおり。

- ・業務及び財務の属人化を排し透明性を高める 工夫やコンプライアンス研修の実施、人件費 管理の適正化に関する取組は所期の目標を 達成したものと評価できる。
- ・女性の就業が推進されていることは大変望ま しい。今後は事務・技術といった職種別男女 雇用数の分析などを通じて、各部署において ジェンダーバランスが達成されるよう努力

5 業務運営の透明性の確保

(1)業務運営の透明性の確

業務運営に関する透明性の 確保を図り、機構業務の説明 責任を果たすため、財務情報、 業務の実施状況等について、 ど、国民が利用しやすい形で 情報提供する。

「サイバーセキュリティ戦

略」(平成30 年7月27日閣

議決定)等の政府方針を踏ま

え、適切な情報セキュリティ

また、「政府機関等の情報セ

キュリティ対策のための統一

5 業務運営の透明性の確保

(1)業務運営の透明性の確

業務運営に関する透明性の 確保を図り、機構業務の説明 責任を果たすため、財務情報、 業務の実施状況等について、 ホームページに掲載するな ホームページに掲載するとと もに、事業報告書等の各種報 告書の内容を充実させるな ど、より国民が利用しやすい 形で情報提供する。

(2)情報セキュリティの確 (2)情報セキュリティの確

「サイバーセキュリティ戦 略」(令和3年9月28日閣議 決定)等の政府方針を踏まえ、 適切な情報セキュリティ対策 を推進する。

また、「政府機関等のサイバ ーセキュリティ対策のための

ンターによるサイバーセキュリ ティ協議会との連携により、国及 び関係機関との脅威情報の共有 を進めるとともに、外部からの不 正アクセスに対するセキュリテ ィ対策として、外部専門機関によ る脆弱性検査やペネトレーショ

ンテストを継続して適切に推進

内閣サイバーセキュリティセ

96

基準」に基づき、規程やマニ | 統一基準 | に基づき、規程や ュアルの見直し等を引き続き | マニュアルの見直し等を引き 行うとともに、国、関係機関 | 続き行うとともに、国、関係 等と脅威情報を共有しつつ、 外部からの不正アクセス等に 対して、ソフト・ハードウェ ア両面での対策を継続して実して、ソフト・ハードウェア両 施する。

さらに、役職員に対する研しる。 修を毎年実施し、情報セキュ リティリテラシーの維持・向 | 修を実施し、情報セキュリテ 上を図る。

機関等と脅威情報を共有しつ つ、増加が予想される外部か らの不正アクセス等に対し 面での対策を継続して実施す

さらに、役職員に対する研 ィリテラシーの更なる維持・ 向上を図る。

(3) 個人情報の保護

個人情報の保護に関して 法律(平成 15 年法律第 57 号) | 法律(平成 15 年法律第 57 号) 人員については、都市開発 | に基づき適切な対応を行うと | の海外展開支援、団地再生等 | ともに職員に対する研修を毎 | の各事業における政策上の重 | 年度実施し、適切な管理の徹 | 施し、適切な管理の徹底を図 要性の増大を勘案し、業務上、 底を図る。

経営上の目標の達成のために 6 人事に関する計画

(1) 方針

3. 人事に関する計画

必要な人員を適正な規模で配 |

置しつつ、ニュータウン事業

災害発生時等の緊急時には、

を行うこと。

人員については、都市開発 の収束、東日本大震災の復興 | の海外展開支援、団地再生等 | 支援の進捗状況及び各事業に | の各事業における政策上の重 | の各事業における政策上の重 おける必要性等を踏まえ、規一要性の増大を勘案し、業務上、 模の縮減に努めること。また、┃経営上の目標の達成のために ┃経営上の目標の達成のために 必要な人員を適正な規模で配 社会から期待される役割を果 | 置しつつ、ニュータウン事業 | 置しつつ、ニュータウン事業 たすため、重点的な人員配置 | の収束、東日本大震災の復興 | の収束、東日本大震災の復興 支援の進捗状況及び各事業に また、社会情勢の変化を踏|おける必要性等を踏まえ、規|おける必要性等を踏まえ、規 まえ、事業全体をマネジメン 模の縮減に努める。また、災 模の縮減に努める。また、災 トする能力など機構の業務に | 害発生時等の緊急時には、社 | 害発生時等の緊急時には、社

(3) 個人情報の保護

個人情報の保護に関して は、個人情報の保護に関する」は、個人情報の保護に関する に基づき適切な対応を行うと ともに職員に対する研修を実

6 人事に関する計画

(1) 方針

人員については、都市開発 の海外展開支援、団地再生等 要性の増大を勘案し、業務上、 必要な人員を適正な規模で配 支援の進捗状況及び各事業に

<評価の視点>

- 率化を図っているか。
- 社会情勢の変化を踏まえ、 事業全体をマネジメントす る能力など機構の業務に求 められる能力・専門性を向 上させるため、業務等を通 じて培ってきた機構のノウ ハウ、技術力の承継を行っ ているか。
- 給与水準について、事務・

した。

さらに、役職員等に対する情報 セキュリティリテラシーの維持・ 向上については、階層別研修(新 | ュリティ対策の自己点検等を適 規採用職員・新任管理職・新任3 ~5級職員に対する研修)及び中 員等に対し、情報セキュリティ通 途採用職員研修、全役職員向け研 | 信の発信を行い、情報セキュリテ 修、 I T担当者向け研修等に加し え、標的型攻撃メール訓練や情報 | 員等の情報セキュリティリテラ セキュリティ対策の自己点検等 シーの維持・向上を図った。 を実施し、それに加え、毎月役職 員等に対して情報セキュリティ 通信を発信し、情報セキュリティ に係る啓発を行った。

加えて、「政府機関等のサイバー った。

個人情報の保護について、法令 に基づき適切な対応を行うとと一に基づく適切な対応や各種研修 もに、イントラネットを活用した | を実施し、適切な管理の徹底を図 研修に加え、職員が3年に1度は一った。 受講する方針に基づく研修を実 施した。

員を適正な規模で配置した。

人員数については、宅地業務の 上の目標達成のために必要な人

されたい。

年度計画における所期の目標を達成している と認められる。

標的型攻撃メール訓練、情報セキ 切に実施するとともに、毎月役職 ィに係る啓発を行うことで、役職

さらに、階層別研修等に加え、

加えて、「政府機関等のサイバ ーセキュリティ対策のための統 | ーセキュリティ対策のための統 一基準」の改定を踏まえ、情報セ | 一基準」の改定を踏まえ、情報セ キュリティポリシーの改正を行 キュリティポリシーの改正を行 った。

個人情報の保護について、法令

人員数については、業務上、経 ・業務の的確な推進に必要な | 収束、東日本大震災の復興支援業 | 営上の目標の達成のために必要 人員を確保し、人員の適正 | 務の進捗状況及び各事業におけ | な人員を適正な規模で配置し、業 な配置により業務運営の効 ┃ る必要性を踏まえ、業務上、経営 ┃ 務運営の効率化に寄与した。

求められる能力・専門性を向 | 会から期待される役割を果た | 上させることや、都市再生、 賃貸住宅に係る業務、東日本 行う。 大震災からの復興に係る業務 等を通じて培ってきた機構の ノウハウ、技術力を承継する ことに加え、新たな政策課題 事業全体をマネジメントする 等に対応するため、人材の確し き、高度な専門性を有する人 るため、OJT (職場内研修)・ 体、他の独立行政法人等外部 啓発支援を実施するととも 材育成を実施すること。

行政法人改革等に関する基本 日本大震災からの復興に係る 実績等の給与への適切な反映 を行う。

境整備、障害者も含む多様な 関主催の研修への派遣等によ 人材の就業継続支援、職員の「る人材育成を実施する。 理解向上に取り組むととも に、多様で柔軟な働き方がし やすく、職員の生産性の向上 や創造力の発揮に資する職場 環境を整備するなど働き方改 革に取り組むこと。

すため、重点的な人員配置を

(2) 人材育成

社会情勢の変化を踏まえ、 能力など機構の業務に求めら 題等に対応するため、人材の づき、高度な専門性を有する

会から期待される役割を果た すため、重点的な人員配置を 行う。

(2) 人材育成

社会情勢の変化を踏まえ、 事業全体をマネジメントする 能力など機構の業務に求めら 保・育成に関する方針に基づ│れる能力・専門性を向上させ│れる能力・専門性を向上させ るため、0JT (職場内研修)・ 材の育成及び国、地方公共団 │ Off, JT (職場外研修) 及び自己 │ Off, JT (職場外研修) 及び自己 │ 啓発支援を実施するととも 組織との人材交流等による人│に、配置任用計画との適切な│に、配置任用計画との適切な 連携により、これまで都市再 連携により、これまで都市再 人件費管理について、独立 | 生、賃貸住宅に係る業務や東 | 生、賃貸住宅に係る業務や東 日本大震災からの復興に係る 的な方針を踏まえ、業務の特│業務等を通じて培ってきた機│業務等を通じて培ってきた機 性等を踏まえた給与水準に留 | 構のノウハウ、技術力を承継 | 構のノウハウ、技術力を承継 意するとともに、機構の業務│する。さらに、新たな政策課│する。さらに、新たな政策課 題等に対応するため、人材の など、給与体系の適切な運用 │確保・育成に関する方針に基 │確保・育成に関する方針に基 づき、デジタル人材を含め高 多様化する社会ニーズに対 │ 人材の育成及び国、地方公共 │ 度な専門性を有する人材の確 応するため、女性の積極的な┃団体、他の独立行政法人等外┃保・育成及び国、地方公共団 採用や女性が活躍しやすい環 | 部組織との人材交流、外部機 | 体、他の独立行政法人等外部 組織との人材交流、外部機関 主催の研修への派遣等による 人材育成を実施する。

事業の特性等を踏まえた水 準とするとともに、職員の 士気や業績の向上に資する ような業績を反映した給与 のあり方について検討を行 っているか。

整備、障害者も含む多様な の理解向上を図るととも しやすく、職員の生産性の | 向上や創造力の発揮に資す る職場環境を整備したか。

機構の中期計画等で定める人 材育成の方針を踏まえ、事業全体 において、202件、延べ13,146人 人材の就業継続支援、職員 に研修を実施した。集合形式とオ ンライン形式を併用し、それぞれ に、多様で柔軟な働き方が | の長所を活かしたカリキュラム | で研修を実施した。

> 新任管理職を対象に、部下職員 をマネジメントする能力を向上 させることを目的として、令和4 年度に引き続き部下職員マネジ メント研修及びテレワーク時に おけるマネジメント研修を実施 した。

> ビジネススキル等を幅広く学 ぶことができるeラーニングプロ グラムを引き続き活用するとと もに、ビジネススクールの対象を 若手職員にも広げるなど自己啓 発支援の拡充を図った。

> さらに、DX推進に寄与するデ ジタルリテラシー向上のため、関 連資格取得の奨励、支援を実施し

> 技術力の承継に関しては、技術 系職員に対して「研修シラバス」
 に基づき、これまで蓄積してきた 技術力を着実に承継できるよう、 また、総合力と専門力の知識をバ ランスよく、体系的に習得できる よう努めた。

> さらには、政策課題を的確に捉 え、課題解決に必要な情報や知見 を得ることができるよう、国、地

人材育成については、コロナ禍 を経て、集合形式とオンライン形 ・多様化する社会ニーズに対 | をマネジメントする能力等機構 | 式を併用し、それぞれの長所を活 応し、女性の積極的な採用 | の業務に求められる能力・専門性 | かしたカリキュラムで研修を実 や女性が活躍しやすい環境 ┃ の向上を目的として、令和5年度 ┃ 施することにより、受講のしやす さや、質の向上に努めた。

> 自己啓発支援については、社外 での学びも積極的に推進するこ とで、職員の自己啓発への意識を 高めた。

(3) 人件費管理の適正化

独立行政法人改革等に関す る基本的な方針及び独立行政 る基本的な方針及び独立行政 法人通則法第50条の10の規 | 法人通則法第50条の10の規 定の趣旨を踏まえ、給与につ一定の趣旨を踏まえ、給与につ いて、その水準が事務・事業しいて、その水準が事務・事業 の特性等を踏まえたものとなしの特性等を踏まえたものとな るよう留意しつつ、引き続き│るよう留意しつつ、引き続き 個人業績の反映強化を行うと 個人業績の反映強化を行うと ともに、法人の業績を反映し た給与のあり方について検討した業績連動型賞与制度を適切 を行い、優れた人材を継続的 に活用することで、優れた人 に確保し定着させるととも一材を継続的に確保し定着させ に、その士気の向上を図る。

多様化する社会ニーズに対 応し、働き方改革を推進する ため、女性の積極的な採用やしため、女性の積極的な採用や 女性が活躍しやすい環境整 女性が活躍しやすい環境整 備、障害者も含む多様な人材 | 備、育児や介護と両立しなが の就業継続支援、職員の理解 向上を図るとともに、多様で「境整備、障害者も含む多様な 柔軟な働き方がしやすく、職 人材の就業継続支援、職員の 員の生産性の向上や創造力の「理解向上を図るとともに、時 発揮に資する職場環境を整備 | 間と場所に捉われない多様で する。

(3) 人件費管理の適正化

独立行政法人改革等に関す ともに、令和元年度に導入し るとともに、その士気の向上 を図る。

(4) ダイバーシティの推進 (4) ダイバーシティの推進

多様化する社会ニーズに対 応し、働き方改革を推進する | ら働き続けることのできる環 柔軟な働き方がしやすく、職 員の生産性の向上や創造力の 発揮に資する電子機器等の導 入・活用及び職場環境の整備 を進める。

方公共団体、他の独立行政法人等 外部組織への出向・派遣を引き続 き実施した。

特別手当について、法人の業務 用した。

人件費管理の適正化について 実績が一定の要件を満たす場合 は、法人の業績を特別手当に反映 に当該実績を手当に反映させる│させる仕組みを適切に活用する ことができる仕組みを適切に活しことにより、職員の意欲向上とと もに優秀な人材の確保と定着に 寄与した。

女性の活躍推進については、平 成31 年に策定した「育児・介護 と仕事の両立及び女性活躍推進│性活躍推進に関する行動計画」に に関する行動計画」(平成31年4 月1日~令和6年3月31日)に | 達成に向け、令和5年度末時点で おける目標(女性の管理職等の人 女性管理職等の人数をさらに増 数(平成30年度末39人)を期間 加させ、目標を達成するととも 内に倍増させる)に対し、令和5 に、引き続き女性の採用拡大に努 年度末時点で女性管理職等の人しめた。 数を 78 人とし、目標を達成する とともに、引き続き女性の採用拡 大に努めた。

また、働き方改革の一環として 職員が使用していた固定電話を「ンスの推進に寄与した。 スマートフォンへ切替え、テレワ 一ク環境を整えるとともに、各種 研修及び啓蒙を実施することに より、これまでに整備してきた制

女性の活躍推進については、 「育児・介護と仕事の両立及び女 おける女性管理職等の人数目標

また、働く時間と場所の柔軟化 進めている、働く時間と場所の柔しについては、左記の措置を講じる 軟化については、令和5年度に各 ことによりワーク・ライフ・バラ

		度、ツールの定着化を図った。		
		障がい者雇用についても、積極	障がい者雇用についても、積極	
		的な採用と定着を図った。	的な採用と定着を図った結果、	
			2.93% (令和5年6月1日時点)	
			の雇用率となり、法定雇用率を達	
			成した。	
			以上により、年度計画における	
			所期の目標を達成していること	
			から、B評定とする。	

1. 当事務及び事業に関する基本性	青報
	VII その他業務運営に関する重要な事項
	7 保有資産の適切な管理・運用
	8 環境及び都市景観への配慮
	(1) 地球温暖化対策の推進
	(2) 建設副産物のリサイクルの推進
VII-3	(3) 環境物品等の調達
	(4) 都市の自然環境の保全・創出
	(5) 良好な都市景観の形成
	9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元
	(1)研究開発の実施
	(2)成果の社会還元
当該項目の重要度、難易度(困難	関連する政策評価・行政事業レビュー 一
度)	

. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値	R元年度	R 2 年度	R3年度	R 4年度	R 5年度	(参考情報)	
		(前中期目標期間最終 年度値等)						当該年度までの累積値等、必要な情報	
_	_	_	_	_	_	_	_	_	

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4. 保有資産の適切な管理・	7 保有資産の適切な管理・	7 保有資産の適切な管理・	<主な定量的な指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>VII-7、8-(1)	評定:B
運用	運用	運用	_	市街地整備特別業務に係る「賃	(2) (3) (4) (5), 9-(1)	
機構が保有する賃貸宅地等	機構が賃貸に供している敷地	機構が賃貸に供している敷		貸宅地資産の管理・運用方針」(令	(2)	<評定に至った理由>
の資産について、地域づくり・	その他の機構が保有する資産	地その他の機構が保有する資	<その他の指標>	和元年8月策定)に基づき、地域	評定: B	機構は、①保有資産の適切な管理・運用、
まちづくりにおける課題への	については、地域づくり・ま	産については、地域づくり・	_	づくり・まちづくりにおける課題		環境及び都市景観への配慮、③国の施策等に
対応や持続的な経営の確保の	ちづくりにおける課題への対	まちづくりにおける課題への		への対応、経営管理等の観点を踏	機構が保有する資産について	応した研究開発の実施及び成果の社会還
観点を踏まえ、適切に管理・	応、経営管理等の観点を踏ま	対応、経営管理等の観点を踏	<評価の視点>	まえ、金利上昇や地価下落に伴う	は、適切に管理・運用を行った。	に当たって、以下の取組を実施した。
運用を行うこと。	え、適切に管理・運用を行う。	まえ、適切に管理・運用を行	地域づくり・まちづくりに	リスクに備え資産圧縮を行うな		
		う。	おける課題への対応、経営	ど、適切に管理・運用を行った。		① 保有資産の適切な管理・運用
	8 環境及び都市景観への配	8 環境及び都市景観への配	管理等の観点を踏まえ、機			・賃貸宅地資産について、金利上昇や地価下
5. 環境及び都市景観への配	慮	慮	構が保有する資産の適切な			に伴うリスクに備えた資産圧縮を行い、適
慮	事業実施に当たっては、地	事業実施に当たっては、地	管理・運用を行ったか。			に管理・運用を行った。
事業実施に当たっては、地	球温暖化対策の推進、建設工	球温暖化対策の推進、建設工	・環境への負荷の低減に配慮			
球温暖化対策の推進、自然環	事等により発生する建設副産	事等により発生する建設副産	しつつ、都市の自然環境の			② 環境及び都市景観への配慮
境の保全、建設工事等により	物等のリサイクルや環境物品	物等のリサイクルや環境物品	適切な保全や良好な都市景			・UR賃貸住宅の共用部において、照明器具
発生する建設副産物等のリサ	の調達を積極的に推進すると	の調達を積極的に推進すると	観の形成を図り、美しく、			省エネ性能の高いものに改修したことな
イクルや環境物品等の調達に	ともに、都市の自然環境の適	ともに、都市の自然環境の適	環境負荷が低減された安全			により、平成 25 年度を基準として二酸化

よる環境負荷の低減に配慮す ること。また、機構が関与す るまちづくりにおいては、質 の高い景観形成を推進するこ 切な保全や良好な都市景観の 形成を図り、美しく、環境負 荷が低減された安全で快適な まちづくりを推進する。

(1) 地球温暖化対策の推進

「地球温暖化対策計画」(平 成28年5月13日閣議決定)、 政府の温室効果ガス総排出量 の削減目標を踏まえ、機構業 務のあらゆる分野において、 地球温暖化対策実行計画(UReco Plan 2019) に基づき、二 酸化炭素排出量の削減を推進 する。

切な保全や良好な都市景観の 形成を図り、美しく、環境負 荷が低減された安全で快適な まちづくりを推進する。

(1) 地球温暖化対策の推進

政府の温室効果ガス総排出 量の削減目標を踏まえ、機構 業務のあらゆる分野におい て、地球温暖化対策実行計画 (UR-eco Plan 2019) に基づ き、二酸化炭素排出量の削減 を推進する。

また、政府の「2050年カー ボンニュートラル」宣言及び 「地球温暖化対策計画」(令和 3年10月22日閣議決定)、建 築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律(平成27年 法律第 53 号)、UR-eco Plan 2019 を踏まえ、UR賃貸住宅 の省エネルギー性能の向上や 再生可能エネルギーの創出を 促進するとともに、次期地球 温暖化対策実行計画の検討を 行う。

(2) 建設副産物のリサイク ルの推進

循環型社会の形成に向け て、国の「建設リサイクル推 進計画 2014 (平成 26 年 9 月 1日国土交通省公表) に準拠 して設定した建設副産物の再 資源化率等の目標値の達成を 目指して、建設工事等により 発生する建設副産物につい て、その発生を抑制し、リサ 設リサイクル推進計画が改定 された場合は、その計画を踏 まえてリサイクルを推進す る。

(2) 建設副産物のリサイク ルの推進

循環型社会の形成に向け て、国の「建設リサイクル推 進計画 2020 (令和2年9月 30 日国土交通省公表) に準拠 して設定した建設副産物の再 資源化率等の目標値の達成を 目指して、建設工事等により 発生する建設副産物につい て、その発生を抑制し、リサ イクルを図る。なお、国の建一イクルを図る。なお、国の建 設リサイクル推進計画が改定 された場合は、その計画を踏 まえてリサイクルを推進す る。

で快適なまちづくりを推進 しているか。

集合住宅ストックの維持・ 更新・再生、災害への対応、 地域活性化、環境負荷低減 等に係る研究開発を行い、 得られた成果を積極的に社 会へ還元しているか。

地球温暖化対策を着実に推進 するため、各本部支社のオフィス で実施した環境配慮の活動を相 互に共有し省エネ意識の向上を 図るとともに、UR賃貸住宅の共 用部での省エネ性能の高い照明 器具への改修等により、令和5年 度における二酸化炭素排出量を、 平成25 年度を基準として38,500 トン削減した。

また、「UR-eco Plan 2019」を 出削減目標を引き上げるととも に、政府実行計画に準じた CO2 排 出削減対策や各分野における具一示した。 体的な行動内容を定めた「UR-eco Plan 2024 を令和6年3月に公 開した。

機構事業の建設工事において、 建設副産物の発生抑制・減量化・ 再資源化等の施策として、工事発 注時に建設副産物の分別処理の 実施について発注図書に記載、工 事着手前に工事受注者が建設副 産物の再生資源利用促進計画書 を作成、建物内装材の分別解体等 を実施し、「建設リサイクル推進 計画 2020 | に準拠して設定した目 標値の達成に努めた。

各種施策により、二酸化炭素排 出量を、平成25年度を基準とし て 38,500 トン削減し、「UR-eco | Plan 2019 | における削減目標を 達成する等、地球温暖化対策を着 実に推進した。

また、具体的な行動計画を伴っ 見直し、2030 年度における CO2 排 | た次期 5 か年計画として「UR-eco Plan 2024 | を公開し、高い水準の 社会的要請に応える企業姿勢を

> 令和5年度の建設副産物の再 資源化・縮減率等は、下表のとお り、国の「建設リサイクル推進計 画 2020 | に準拠して設定した目標 値を達成した。

素排出量を 38.500 トン削減した。

- ・C02 排出削減目標の引き上げや、政府実行計 画に準じた CO2 排出削減対策や各分野におけ る具体的な行動内容を定めた、UR-eco Plan 2024 を公開した。
- ・ 建設副産物のリサイクルや環境物品の適切な 調達を行った。
- ・既存樹木の保存・利活用を4地区、屋上等建 築物の緑化を2地区、地下水涵養を図る透水 性舗装や浸透トレンチの導入を2地区、等を 実施し、グリーンインフラを活用したまちづ くりの推進を図った。
- 環境省の行っている自然共生サイトの認定を 取得し、対外的な評価を得ている。
- ・ 浜見平地区において良好な街並み及び景観形 成・居住環境の向上を図るために、土地譲渡 に関して景観審議会の審議を受けることを 公募条件とし、質の高い景観形成を図った。
- 事業地区において、全建賞、都市住宅学会賞、 グッドデザイン賞等を17件受賞した。
- ③ 国の施策等に対応した研究開発の実施及び 成果の社会環元
- ・集合住宅ストックの維持・更新・再生等に係 る研究開発を50件行った。そのうち、AI・IoT 等技術革新や建設分野における BIM・CIM 導 入の推進、コスト縮減、商品性・生産性の向 上、施工上の安全性向上、効率化等に資する 技術に関する研究開発を30件実施した。
- ・「Open Smart UR」においては、生活モニタリ ングを4回実施し、収集したデータの解析を 踏まえ、居住者の状況推測の可能性等につい て検討を進めた。
- ・スマート技術活用に資する取組として、UR 賃貸住宅の共用部において自動運転・遠隔操 作ロボットの配送実証実験を実施し、URの スマート技術活用の取組を広く PR した。
- ・令和5年に東京都北区に「URまちとくらし のミュージアム」を開館し、各種メディアに 取り上げられることや、多くの来場者を迎え ており、社会に対しての情報発信を実施して いる。

さらに、UR賃貸住宅の建 材の分別解体・再資源化等を 減を図る。

さらに、UR賃貸住宅の建 替え等においては、建物内装 | 替え等においては、建物内装 材の分別解体・再資源化等を 推進し、建設混合廃棄物の削土推進し、建設混合廃棄物の削 減を図る。

(3)環境物品等の調達

環境物品等の調達について は、国等による環境物品等の一は、国等による環境物品等の 調達の推進等に関する法律|調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) に 基づき行うこととし、中期目 基づき行うこととし、令和5 標期間中における特定調達品 めた「環境物品等の調達の推 進に関する基本方針」(平成 関する基本方針」(令和5年2 13年2月2日閣議決定)の基 月24日閣議決定)の基準を満 準を満たしたものを、公共工 | たしたものを、公共工事にお 事において調達する場合を除┃いて調達する場合を除き、 き、100%とする。

また、特定調達品目等のう ち、公共工事については、同 | ち、公共工事については、同 基本方針に基づき、的確な調 基本方針に基づき、的確な調 達を図る。

(4) 都市の自然環境の保 | 全・創出

環境負荷の低減や居心地の よい空間形成を図るために、 既存樹木の保存・移植等によし既存樹木の保存・移植等によ る緑地の保全や、既成市街地 る緑地の保全や、既成市街地 における屋上等建築物の緑 における屋上等建築物の緑 化、周辺環境と連携した生物 化、周辺環境と連携した生物 多様性の配慮、雨水浸透工法 多様性の配慮、雨水浸透工法 による地下水涵養等、グリー による地下水涵養等、グリー ンインフラを活用したまちづしンインフラを活用したまちづ くりを推進し、都市の自然環 くりを推進し、都市の自然環 境の保全・創出を図る。

(3) 環境物品等の調達

環境物品等の調達について (平成 12 年法律第 100 号) に 年度における特定調達品目等 目等の調達の目標は、同法第一の調達の目標は、同法第6条 6条の規定に基づき、国が定 の規定に基づき、国が定めた 「環境物品等の調達の推進に 100%とする。

> また、特定調達品目等のう 達を図る。

(4) 都市の自然環境の保 全・創出

環境負荷の低減や居心地の よい空間形成を図るために、 境の保全・創出を図る。

令和5年度における建設副産物の再資源化率等

対象品目	令和5	年度	
对家吅日		目標値	実績値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.8%
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.7%
建設発生木材	再資源化·縮減率	97%以上	99.9%
建設汚泥	再資源化·縮減率	90%以上	99.9%
建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下	2.65%
建設廃棄物全体	再資源化·縮減率	98%以上	98.1%
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	98.8%

注:集計対象は令和5年度に完了した契約金額500万円以上の工事

環境物品等の調達については、 国が定めた「環境物品等の調達の 目標を達成した。 推進に関する基本方針」の基準を 満たした特定調達品目等のうち、 公共工事を除く調達については 100%(機能・性能上の理由から調 達できなかったものを除く)調達 した。また、公共工事では数値目 標を設定した 22 品目について 100%目標を達成した。

環境物品等の調達は、設定した

既存樹木の保存・利活用(西大 水性舗装や浸透トレンチの導入 た。 (ヌーヴェル赤羽台等2地区)等 を実施した。

また、多摩平の森団地内緑地に 値を有する緑地であることが評しり、対外的な評価も獲得した。 価され、「自然共生サイト(環境 省)」の認定を取得した。

各種施策を通じて、グリーンイ 和等4地区)、屋上等建築物の緑 ンフラを活用した都市の自然環 化(2地区)、地下水涵養を図る透 | 境の保全・創出を着実に推進し

また、「自然共生サイト(環境 おいて、優れた生物多様性等の価 | 省)」の認定を取得することによ

これらを踏まえ、令和5年度における所期の 目標を達成していると認められるため、「B」評 定とする。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし

<その他事項>

評定について、外部有識者 5 名全員が「B | 評定が妥当であるとの意見であった。

外部有識者からの主な意見は以下のとおり。

- ・コアの賃貸事業における最適運用を目指す取 組、環境保護に係る取組、研究成果等の社会 還元に係る取組が行われており、所期の目標 を達成したと認められる。
- •UR まちとくらしのミュージアムは機構ならで はの取組であり、高く評価したい。今のとこ ろグループを対象とした案内付きの見学と なっているようだが、この方式は、学習効果 は高いが、利用客数には限界があることか ら、利用客数を高める工夫もされることが望 ましいように思う。
- 年度計画における所期の目標を達成している と認められる。

(5) 良好な都市景観の形成

にぎわいの形成を図る等地 域の価値向上や住民の都市や 成させるために、地域の自然、 生活、歴史、文化等の特性や、 機構が継承してきた建物や樹 木等の環境資源を積極的に活 の屋外空間や公的空間への再 し、質の高い景観形成を図る。

(5) 良好な都市景観の形成

にぎわいの形成を図る等地 域の価値向上や住民の都市や 団地に対する愛着や誇りを醸「団地に対する愛着や誇りを醸 成させるために、地域の自然、 生活、歴史、文化等の特性や、 機構が継承してきた建物や樹 木等の環境資源を積極的に活 用し、新たな価値を加える建 用し、新たな価値を加える建 物のリノベーション・コンバー物のリノベーション・コンバ ージョン、居心地のよい団地 | ージョン、プレイスメイキン グの視点も踏まえた居心地の 生、ランドマークの創造や良 よい団地の屋外空間や公的空 質な街並みの形成等を推進し間への再生、ランドマークの 創造や良質な街並みの形成等 を推進し、質の高い景観形成 を図る。

9 国の施策等に対応した研 9 国の施策等に対応した研 究開発の実施及び成果の社会|究開発の実施及び成果の社会 還元

国の施策等への対応、機構 事業の持続的な推進及び新たしの施策等への対応、機構事業 なサービス等の展開を見据しの持続的な推進及び新たなサ え、技術的検討や社会実装に 向けた実証実験等の研究開発 | 術的検討や社会実装に向けた を機構事業のフィールドで行 | 実証実験等の研究開発を機構 うとともに、得られた成果に **事業のフィールドで行うとと** ついては積極的に社会還元す る。

(1) 研究開発の実施

集合住宅ストックの維持・ 更新・再生、災害への対応、 地域活性化、環境負荷低減等 に係る研究開発を重点的に行

なお、急速なAI・IoT 推進への対応、コスト縮減、

還元

DXの推進を始めとする国 ービス等の展開を見据え、技 もに、得られた成果について は積極的に社会還元する。

(1)研究開発の実施

集合住宅ストックの維持・ 更新・再生、災害への対応、 地域活性化、環境負荷低減等 に係る研究開発を重点的に行

なお、AI・IoT、自動 等技術革新やBIM・CIM 運転、MaaS等の急速な技 術革新やBIM・CIM及び 究開発の実施及び成果の社会 | 商品性・生産性の向上、施工 | スマートシティ推進、ドロー 上の安全性向上・効率化等に ン活用への対応、コスト縮減、

浜見平地区 J・K街区において 良好な街並み及び景観形成・居住 景観の形成を着実に推進した。 環境の向上を図るために、土地譲 渡に関して景観審議会の審議を 受けることを公募条件として示 す等の取組を実施した。

また、事業地区において、従前 な景観を創出した点などが評価 | 対外的な評価も獲得した。 され、全建賞、都市住宅学会賞、 グッドデザイン賞等の賞を 17 件 受賞した。

各種施策を通じて、良好な都市

また、事業地区において、様々 の地域特性を継承しながら新た な団体等から17件の賞を受賞し、

重点テーマとして掲げた、集合 件実施した。(継続案件含む。)

このうち、急速なAI・IoT 等技術革新やBIM・CIM導入 の推進、コスト縮減、商品性・生 産性の向上、施工上の安全性向 上、効率化等に資する技術に関す る研究開発は30件である。(継続 案件含む。)

研究開発については、国の施策 住宅ストックの維持・更新・再生、 | 等への対応、機構事業の持続的な 災害への対応、地域活性化、環境|推進及び新たなサービス等の展 負荷低減等に係る研究開発を 50 開を見据えた研究開発を実施し

6. 国の施策等に対応した研 還元

国の施策等への対応、機構 | 資する技術について、国の研 | 商品性・生産性の向上、施工

が実施する事業の持続的な推り究機関、	、学識者、民間事業者	上の安全性向上・効率化等に	また、IoTやAI等を活用し	「Open Smart UR」においては、	
進及び新たなサービス等の展(等との		資する技術について、国の研	て様々な生活関連サービスを提		
開を見据えた研究開発を機構し連携し		究機関、学識者、民間事業者		したデータの解析を踏まえ、居住	
が実施する事業のフィールド 推進す		等との共同研究や実証実験	情報連携学部と「Open Smart UR」	者の状況推測の可能性等につい	
で行い、得られた成果につい		等、関係者と連携した研究開	の共同研究を行っている。	て検討を進めた。	
て積極的に社会還元するよう		発を積極的に推進する。	令和5年度は、旧赤羽台団地	(Ma) (2.2.972)	
努めること。)2 C (X 12.10)	(東京都北区) の保存住棟に整備		
			した生活可能なモデル住戸を活		
			用し、生活モニタリングを4回		
			(中期目標期間中に延べ5回)実		
			施した。		
			なお、令和元年に発足した		
			「Open Smart UR 研究会」には、		
			機構と東洋大学情報連携学部だ		
			けでなく、民間企業 70 社が入会		
			している。令和5年度は当該研究		
			会を2回開催して進捗報告を行		
			ったところ、31 社 (58 人) が出席		
			した。		
			さらに、住生活基本計画に定め	さらに、B I Mガイドライン及	
			る「新技術を活用した住宅の生	びBIMデータ類の公開により、	
			産・管理プロセスの DX の推進」	新技術を活用した住宅の生産・管	
			の実現に資するものとして、集合	理プロセスのDXの推進に寄与	
			住宅へのBIM導入による生産	した。多数の企業や団体からも関	
			性向上に向けた研究で得られた	心を集め、積極的に普及活動を展	
			知見の成果を踏まえ、令和5年5	開した。	
			月に集合住宅用途では初となる		
			設計BIMガイドライン及びB		
			I Mデータ類を公開した。		
			設計事務所やゼネコンを中心		
			にデータのダウンロード申込み		
			数は約 400 件 (R6.3 時点) にのぼ		
			り、外部企業の依頼に基づくセミ		
			ナーでの内容説明等も行った。		
(2)	成果の社会還元	(2) 成果の社会還元	蓄積した研究成果については、	研究成果については、シンポジ	
蓄積	した研究開発の成果	蓄積した研究開発の成果	「URひと・まち・くらしシンポ	ウムやイベント、学会発表等を通	
は、機	構事業への実装を図る	は、機構事業への実装を図る	ジウム」の開催や「住生活月間中	じて、広く社会に対して発信する	
ととも	に、広く社会へ還元す	とともに、広く社会へ還元す	央イベント」への出展等を通して	よう努めた。	
るため、	、研究報告会の開催、	るため、研究報告会の開催、	広く社会へ発信するとともに、日		
学会へ(の発表、地方公共団体	学会への発表、地方公共団体	本建築学会大会において「UR賃		
の研修・	への協力、民間事業者	の研修への協力、民間事業者	貸住宅ストック活用・再生ビジョ		

		I		
への周知活動等により情報発	への周知活動、団地初の登録		ン」を実現するための技術的事項	
信を着実に実施し、普及を図	有形文化財となった旧赤羽台		に関する論文 (12 編) の発表によ	
る。	団地の保存住棟等の活用、情		り、建築に関する学術・技術・芸	
	報発信施設整備の推進等によ		術等分野の関係者等へ情報発信	
	り情報発信を着実に実施し、		を行った。	
	普及を図る。		また、令和5年9月に東京都北	また、令和5年9月に東京都北
			区赤羽台に「URまちとくらしの	区赤羽台に「URまちとくらしの
			ミュージアム」を開館した。NHK 等	ミュージアム」を開館。各種メデ
			テレビ放映4件、日経・読売・朝	ィアに取り上げられ、多くの来場
			日等新聞掲載 20 件、他新建築、	者を迎えることができ、反響を得
			月刊東京人、WEB 掲載等、多くの	ている。
			メディアに取り上げられ、令和6	
			年3月末までで7,893人の来場者	以上により、年度計画における
			を迎え、反響を得ている。	所期の目標を達成していること
				から、B評定とする。